

第二期地方分権改革に関する指定都市の意見
(第4次提言)
〔概要版〕

平成21年3月

指 定 都 市 市 長 会

第1章 第二期地方分権改革に関するこれまでの取組み

◆指定都市のこれまでの提言

【第1次提言（H19.8）】

～中間的な取りまとめに向け発出～

- 指定都市の基本的な考えを提示
- 個別分野の改革提案（教育、子育て支援等）

【第2次提言（H20.2）】

～第1次勧告に向け発出～

- 国・道府県・指定都市のあるべき役割分担を提示
- 個別分野の改革提案（土地利用、道路、河川海岸等）

【第3次提言（H20.10）】

～第2次勧告等に向け発出～

- 第1次勧告及び地方分権改革推進要綱（第1次）の評価
- 第2次勧告に向けた提案事項
- 今後に向けた意見
 - ・大都市における税財政制度について

○個別分野の主な提案事項（詳細は別表のとおり）

- ・「河川」…指定都市の区域内で完結する河川について、指定都市が主体的に管理できるよう制度を見直すこと
- ・「道路」…指定都市の区域内の道路全ての整備・維持管理権限を移譲すること
- ・「義務教育」…給与費負担の移管とそれに伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置すること
- 法令等の関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小すること
- 国の出先機関の見直しにあたって、職員等の移行が国の一方的なものとならないこと
- 大都市制度のあり方について検討を行うこと
- 国・地方の税源配分を是正すること
- 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化を図ること

○個別分野の主な提案事項

別 表

個別分野	主な提案事項	勧告への反映状況
災害対策	・ 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すること	△
土地利用	(都市計画関係) ・ 指定都市の区域内における都市計画に関する権限を包括的に移譲すること	○
	(農地転用・農業振興地域関係) ・ 指定都市の区域内における農地転用の許可等の権限を移譲すること	△
河川	・ 指定都市の区域内で完結する河川について、国土保全上及び道府県土保全上重要なものを除き、指定都市が主体的に管理できるよう制度を見直すこと (単に指定都市の区域内を流下する河川であっても協議により管理できる制度とすること)	×
道路	・ 指定都市の区域内の全ての国道(高速自動車国道を除く。)、道府県道及び市道について指定都市が一体的で効率的な道路管理を行えるようにすること	△
生活保護	・ 生活保護制度を持続可能な制度とするため国の責任で全額財源措置すること	×
国民健康保険	・ 国民皆保険制度を維持するため、公的医療保険制度を全て一本化したうえで、国が保険者として運営すること	×
子育て支援	・ 私立幼稚園の設置認可に関する権限及び認定こども園の認定に関する権限(認定基準の作成に関する権限を含む。)を指定都市に移譲すること	×
義務教育	・ 学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限を指定都市に移譲すること ・ 道府県費負担教職員の給与費負担の移管に伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置すること	○

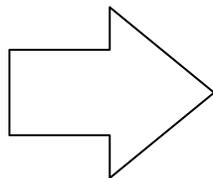
凡例：○・・・意見が反映された項目 △・・・意見が一部反映された項目 ×・・・意見が反映されていない項目

第2章 第3次勧告に向けた提案事項

1 これまでの取組みを踏まえた提案事項

◆ 指定都市の提案事項の勧告への反映状況

- ・ 基礎自治体の役割に加え、圏域を支える役割等も担っており、一般市と異なる権限移譲が示されるべき
- ・ 「義務付け・枠付けの見直し」で勧告に反映されなかった条項がある
- ・ 「大都市制度のあり方」について全く議論が行われていない

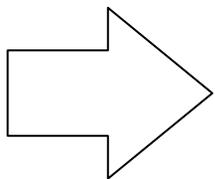


【地方分権改革推進委員会への提案事項】

- ・ 第1次勧告で反映されなかった権限移譲について、再度検討を行うこと
- ・ 義務付け・枠付けについては、第2次勧告で取り上げられていない指定都市の提案事項について廃止等の見直しを行うこと

◆ 国の対応

- ・ 都市計画や福祉など多くの分野において、権限移譲や自由度拡大に対する各府省の消極的な姿勢
- ・ 新たな関与の創設など地方分権の趣旨に逆行した動き



【政府への提案事項】

- ・ 政府主導のもと、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の意見に沿った地方分権改革推進計画の策定、新分権一括法案（仮称）の早期国会提出に向け積極的に取り組むこと

2 「大都市における税財政制度」に関する提案事項

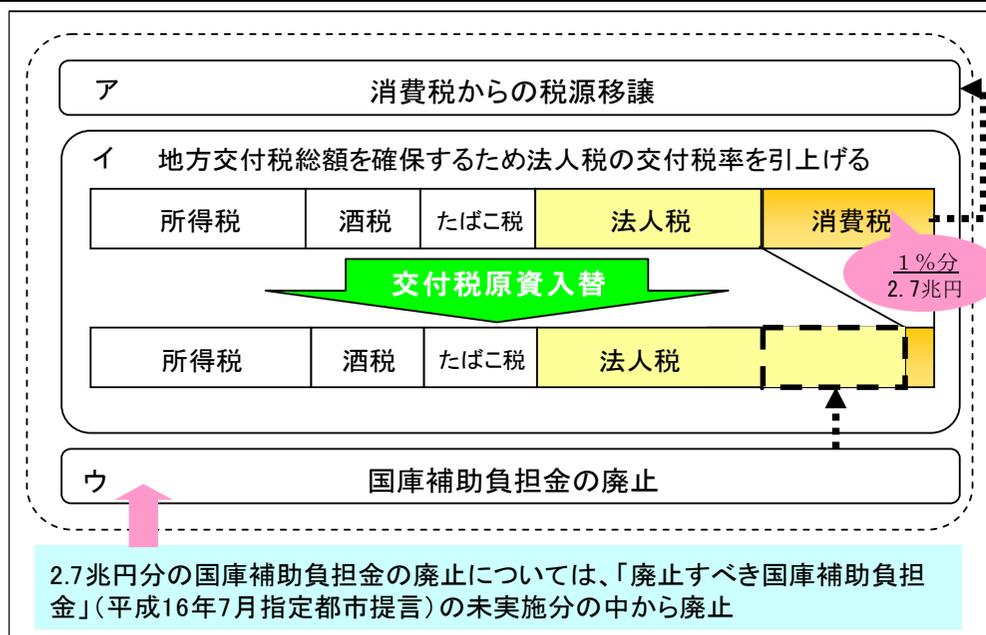
(1) 地方税財政制度について

【提案事項】

- ・ 第二期地方分権改革の中で、国と地方の「税の配分」について、国税から地方税への税源移譲を進め、当面、5 : 5 とすることを確実に実現すること
- ・ また、税源移譲にあたっては、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から行うこと
- ・ 国と地方の税の配分 5 : 5 の実現に向けて、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施すること

一体的な改革の具体例

地方交付税原資に算入されている消費税からの税源移譲（1%分、2.7兆円）を実施



国と地方の税源配分を5 : 5 とするため税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の改革を一体的に実施する具体例。

- ア 地方交付税原資である消費税（例えば1%、2.7兆円）の税源移譲
- イ 消費税を税源移譲した後の地方交付税原資について、法人税の交付税率を上げることにより地方交付税総額を確保
- ウ 税源移譲と同額（この例では2.7兆円）の国庫補助負担金を廃止

国の収支を維持したままで、実現可能

消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲（4.3兆円）

なお、税源移譲により地方交付税原資の減少が生じることのないよう、地方交付税の法定率引上げによる対応が必要

国庫補助負担金の見直し

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めること

三位一体の改革で行われたような単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと

「廃止すべき国庫補助負担金」(平成16年7月指定都市提言)未実施分
(単位:億円)

事 項		主なもの	20年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水道施設整備費補助	5,707
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助	285
	義務	児童育成事業費補助金	1,583
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助	9,296
	義務	義務教育費国庫負担金	20,217
小 計			37,088
社会資本整備事業特会	地方道路整備臨時交付金等		12,015
合 計			49,103

国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金については廃止すること

国直轄事業を地方自治体に移譲する場合は、必要経費全額を税源移譲により財源措置すること

国直轄事業に対する指定都市の負担例

(平成18年度決算ベース)

(単位:億円)

区分	事業費	指定都市負担額	負担割合
国道整備・管理	1,934	732	38%

地方交付税制度

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消や税源移譲に伴う地方交付税原資の減少については、地方交付税の法定率引上げによって対応すること

新たな役割分担に応じた財源措置

指定都市の主張している事務権限(国管理の一般国道や河川など)の移譲、道府県費負担教職員の給与費負担が移管される場合には、その経費全額を税源移譲により財源措置が必要!

(2) 大都市特例税制について

【提案事項】

- ・ 今後の地方分権の進展に伴い、指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的・自立的に果たしていくために、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成20年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

3,724億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の整備・管理等

同左税制上の措置

2,342億円

税制上の措置不足額

1,382億円

税制上の措置済額

道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に応じた所要額

さらに、道府県費負担教職員給与費負担(7,931億円)や市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理(190億円)など新たに指定都市の役割分担となった場合における事務事業の負担増についても税制上の措置が必要!!

(平成18年度決算をもとに推計)

このほかにも
指定都市は大都市
特有の財政需要を
担っている

[参考]大都市特有の財政需要

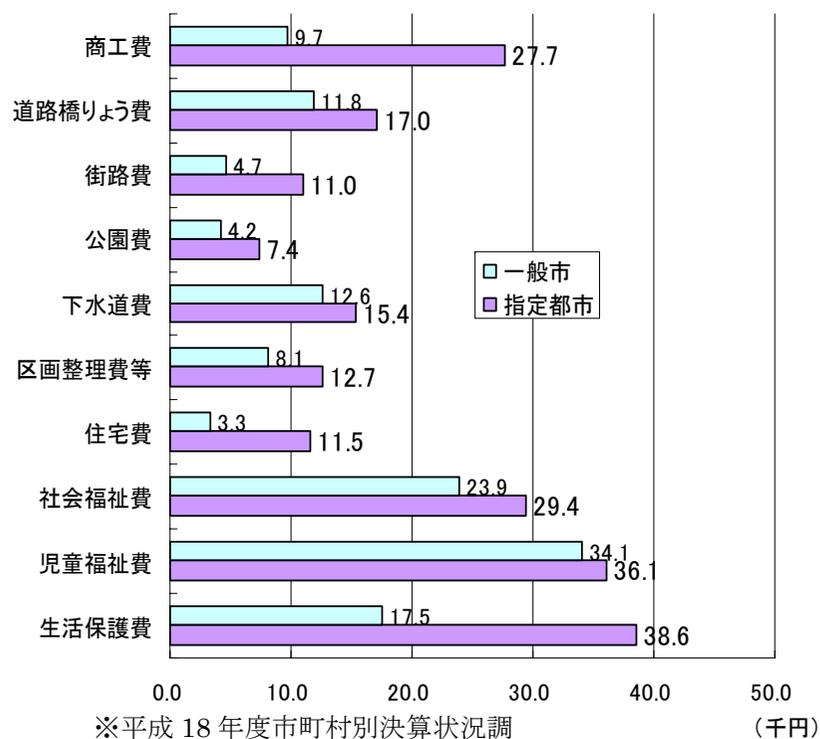
圏域における中枢都市としての財政需要

- ・人口や産業の集積に伴い必要とされる都市的インフラの整備等にかかる財政需要
- ・経済活動をけん引するため生じる財政需要
- ・高度医療や教育・文化の中心都市としての財政需要

人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要

- ・生活インフラの問題に対する財政需要
- ・セーフティネットにかかる問題に対する財政需要
- ・安全・安心にかかる問題に対する財政需要

市民一人当たり歳出額



大都市特有の財政需要の主なもの

(単位：億円)

項目	経費	国負担分	道府県負担分	市負担分等
都市的インフラの整備等				
国道整備等負担金	約1,900	約1,200		約700
下水道事業	約3,650			約3,650
都市交通への出資等	約580	約30		約550
交通渋滞対策	約320	約130		約190
自転車駐車対策	約160	約10		約150
経済活動をけん引				
企業活動支援	約160			約160
中小企業対策	約4,640			約4,640
高度医療、教育・文化の中心都市				
高度医療を担う市立大学附属病院の整備・運営	約160			約160
市立大学の整備・運営	約480			約480
生活インフラ				
保育所関係経費	約3,150	約560		約2,590
放課後学級経費	約190	約10		約180
セーフティネット				
生活保護費等	約9,300	約6,600		約2,700
ホームレス対策費	約30	約10		約20
安全・安心にかかる問題				
特別高度救助隊の整備・運営	約20			約20
消防ヘリコプターの整備・運営	約50	約10		約40

※平成18年度決算、10億円未満は切り捨て。

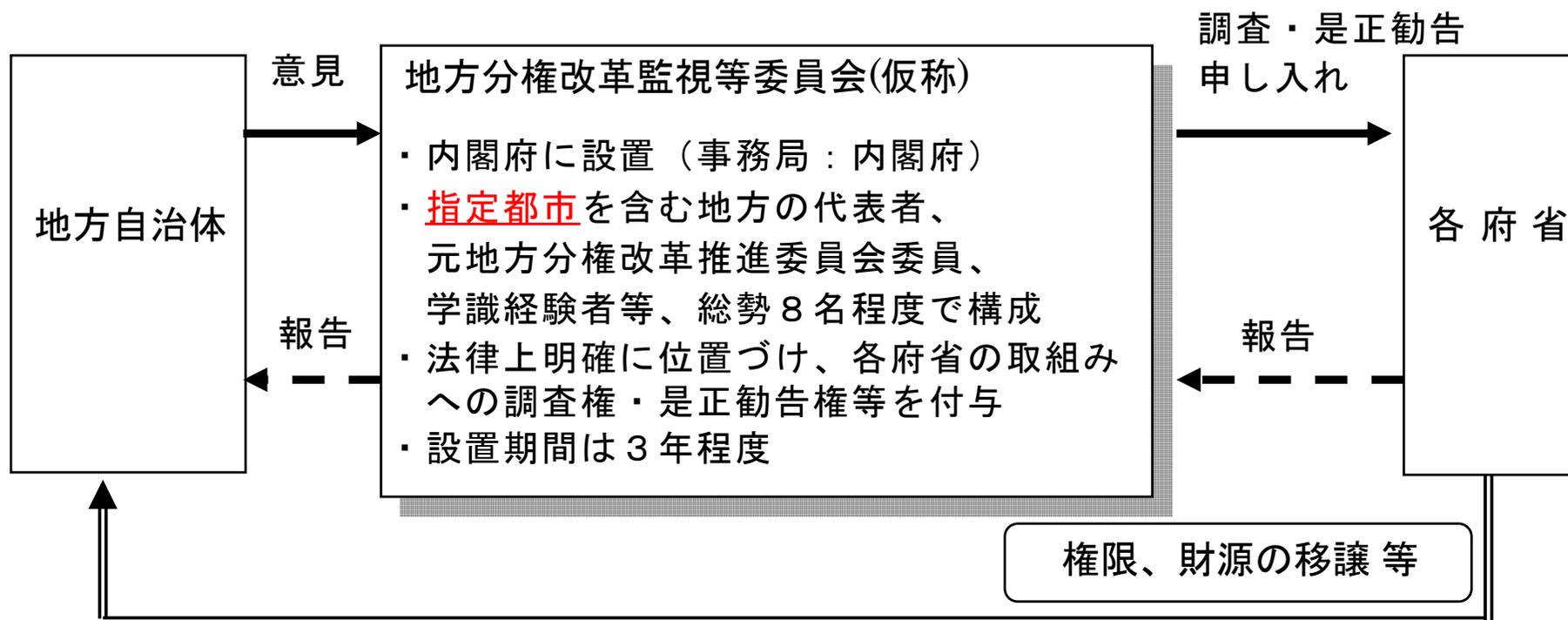
第3章 今後に向けた提案事項

1 真の地方分権改革の実現を担保するための仕組みの構築

【提案事項】

- ・ 地方分権改革推進法の失効後、地方分権改革推進委員会に代わる組織として「地方分権改革監視等委員会（仮称）」を内閣府に設置すること
- ・ 上記委員会には、指定都市を構成メンバーとすること
- ・ 上記委員会を法律上明確に位置づけ、調査権及び是正勧告権等を付与すること

地方分権改革推進委員会解散後に設置される地方分権改革監視等委員会（仮称）



2 新たな大都市制度の早期創設に向けて

【提案事項】

- ・ 大都市の実態に即応した税財政制度を含め、「大都市制度のあり方」について早急に検討すること

現行指定都市制度

50年以上も前に暫定的な措置として創設

【現行の指定都市制度の問題点】

- ・ 特例的・部分的で**一体性・総合性を欠いた事務配分**となっている
- ・ 事務配分に応じた**税財源措置がない**
- ・ 道府県との役割分担があいまいとなっており、「**二重行政**」の弊害が生じている

広域自治体から独立して存在する「特別市」や「大都市州」なども含め、さまざまな制度を視野に入れた検討が必要

◇地方分権改革推進委員会

「中間的な取りまとめ」(H19.11.16)

- ・ 大都市の地域であっても国の法令による全国一律の義務付け・枠付けが必要なのか、大都市に対しても関与が必要なのか、大都市に対してさらなる権限移譲ができないのか、という視点を常に保持することが必要
- ・ 従来、国、都道府県が対応することとされてきた大都市地域の課題であっても、大都市自身が周辺の市町村と連携しながら処方箋を用意するという役割を付与すべき
- ・ 大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討すべき

具体的な議論が
されていない！

第二期地方分権改革に関する指定都市の意見
(第 4 次提言)

平成 21 年 3 月

指 定 都 市 市 長 会

はじめに

地方分権改革推進委員会におかれては、平成 19 年 4 月の発足以来今日まで、極めて精力的に調査審議、勧告等を行ってこられたことに心から敬意を表するものである。

平成 20 年 5 月の第 1 次勧告において、国と地方の役割分担の見直しや具体的な権限移譲等について触れられ、また、同年 12 月の第 2 次勧告において、義務付け・枠付けの見直しについて、4,076 もの見直し対象条項が示された。これらの勧告は、地方の自由度を拡大し、地域の実情にあった対応が可能になるものとして、高く評価するとともに、勧告内容の実現に向け、強く期待しているところである。

これまで、指定都市市長会が 3 度にわたる提言を通じて訴えてきたように、真の分権型社会を実現するためには、地方自らが創造力と責任を持って、地域の課題や住民ニーズに対応し、地域の活力を高めていかなければならない。

とりわけ、人口、産業等が集積する大都市が、活力を維持し、都市行政の先導的役割を果たすとともに、区域を越える都市圏全体を支え、地方全体をけん引していくことが、日本の発展に不可欠である。

第二期地方分権改革を実効性のあるものとし、地方がその役割と責任を果たすためには、これを支える抜本的な税財政制度の改革が最も重要な要素であり、これなくしては、第一次分権改革と同様、「未完の分権改革」となりかねない。

そこで、これまでの取組みを踏まえ、指定都市が望む大都市における税財政制度など地方分権改革のあり方について「第 4 次提言」として取りまとめたので、意見として提出する。

地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に十分反映されるよう要望するとともに、政府においても地方分権改革の実現を最重要課題として位置づけ、地方分権改革推進計画の策定、新分権一括法案（仮称）の早期国会提出に向け、積極的に取り組まれることを強く望むものである。

目 次

第 1 章 第二期地方分権改革に関するこれまでの取組み

- 1 指定都市のこれまでの主な意見 …………… 1
- 2 指定都市の提案事項の勧告への反映状況 …………… 3
- 3 国の対応 …………… 5

第 2 章 第 3 次勧告に向けた提案事項

- 1 これまでの取組みを踏まえた提案事項
 - (1) 地方分権改革推進委員会への提案事項…………… 6
 - (2) 政府への提案事項…………… 7
- 2 「大都市における税財政制度」に関する提案事項
 - (1) 地方税財政制度について…………… 9
 - (2) 大都市特例税制について…………… 22

第 3 章 今後に向けた提案事項

- 1 真の地方分権改革の実現を担保するための仕組みの構築
 - (1) 地方分権改革監視等委員会（仮称）の設置 …………… 28
 - (2) 地方分権改革監視等委員会（仮称）の役割 …………… 29
- 2 新たな大都市制度の早期創設に向けて …………… 30

資料

第1章 第二期地方分権改革に関するこれまでの取り組み

1 指定都市のこれまでの主な意見

指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務を全て担うことを原則として、地方分権改革推進委員会の勧告等に向け、3度にわたり提言を行ってきた。

例えば、権限移譲に関しては、別表1に掲げるように、「道路」について、一体的で効率的な整備・管理が必要であるため、指定都市の区域内の全ての道路の整備・管理権限を移譲することを、また、「義務教育」については、指定都市が道府県費負担教職員の人事権を有しているにもかかわらず、給与費負担が道府県に留保されており、人事施策上の弊害が生じているため、給与費負担の移管とそれに伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置することなどを主張してきた。

また、地方の自主性や自立性を阻害する要因となる法令等による関与、義務付け・枠付けを廃止・縮小すること、国の出先機関の見直しにあたって、職員等の移行が国の意向による一方的なものとならないこと、大都市制度のあり方について検討を行うことなどを主張してきた。

このほか、事務権限の移譲に伴い必要となる財源については、税源移譲等によって確保されること、国・地方の税源配分を是正すること、大都市特有の財政需要[資料1]に対応した都市税源を拡充強化することなどを幅広く主張してきたところである。

指定都市の主な提案事項

個別分野	主な提案事項	勧告への反映状況
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 防衛大臣への自衛隊の災害派遣要請の権限を指定都市に移譲すること 	△
土地利用	(都市計画関係) <ul style="list-style-type: none"> 指定都市の区域内における都市計画に関する権限を包括的に移譲すること 	○
	(農地転用・農業振興地域関係) <ul style="list-style-type: none"> 指定都市の区域内における農地転用の許可等の権限を移譲すること 	△
河川	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市の区域内で完結する河川について、国土保全上及び道府県土保全上重要なものを除き、指定都市が主体的に管理できるよう制度を見直すこと(単に指定都市の区域内を流下する河川であっても協議により管理できる制度とすること) 	×
道路	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市の区域内の全ての国道(高速自動車国道を除く。)、道府県道及び市道について指定都市が一体的で効率的な道路管理を行えるようにすること 	△
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度を持続可能な制度とするため国の責任で全額財源措置すること 	×
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険制度を維持するため、公的医療保険制度を全て一本化したうえで、国が保険者として運営すること 	×
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園の設置認可に関する権限及び認定こども園の認定に関する権限(認定基準の作成に関する権限を含む。)を指定都市に移譲すること 	×
義務教育	<ul style="list-style-type: none"> 学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限を指定都市に移譲すること 道府県費負担教職員の給与費負担の移管に伴い必要となる所要額全額を税源移譲により措置すること 	○

凡例：○…意見が反映された項目 △…意見が一部反映された項目 ×…意見が反映されていない項目

2 指定都市の提案事項の勧告への反映状況

地方分権改革推進委員会は、地方の自主性を促し、主体性が発揮できるよう取り組まれてきた。このことに関しては、高く評価するものである。

しかし、指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有しており、基礎自治体としての役割に加え、大都市として圏域を支える役割なども担っていることから、「土地利用（都市計画関係）」や「義務教育」などで示されたように「河川」などについても一般市とは異なる権限移譲が示されるべきであった。

また、「義務付け・枠付けの見直し」について、指定都市としての考えを主張してきたが、別表2のとおり、取り残されたものもある。

さらに、「大都市制度のあり方」については、全く議論が行われていない状況である。

指定都市の提案事項のうち勧告に反映されなかったもの
 (義務付け・枠付けの廃止・縮小関係)

個別分野	指定都市の提案事項
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可権限の移譲にあたっては農林水産大臣との協議を廃止すること（農地法附則第2条を改正）
河川海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・河川占用許可について、河川管理者の判断による弾力的な運用を可能とすること（河川敷地占用許可準則第6条を改正） ・指定都市が整備・管理する区間については、河川敷地の境界確定及び流水占用料の徴収等を自ら行えるようにすること（国有財産法施行令第6条、河川法第32条を改正） ・砂防設備等の整備・管理に関する技術的基準を、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるように緩和すること（河川砂防技術基準を改正） ・海岸保全施設の整備・管理に関する技術的基準を、地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるように緩和すること（海岸保全施設の技術上の基準を定める省令）
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者である指定都市に対する国土交通大臣の必要な処分等の指示を廃止すること（道路法第75条を改正） ・道路行政又は技術に対する国土交通大臣の勧告等を廃止すること（道路法第78条を改正）
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子どもプラン推進事業の実施に関する国の関与・義務付けを廃止すること（児童福祉法第6条の2を改正）
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の実施対象や実施内容の枠付け等を廃止すること（介護保険法第115条の38の規定に基づく要綱を改正）
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの上限運賃認可については、指定都市市長の認可とし、実際に適用する運賃についても、指定都市市長への届出とすること（道路運送法第9条第1項、第4項を改正） ・事業用車両の最大寸法及び重量の変更に際して、国土交通大臣の認可を廃止すること（道路運送法第15条を改正） ・ノンステップバスの仕様にかかる関与を廃止すること（標準仕様ノンステップバス認定要領を改正）
義務教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成を弾力化すること（学校教育法第33条を改正）

3 国の対応

平成 20 年 6 月の地方分権改革推進要綱（第 1 次）において、第 1 次勧告を最大限尊重し、地方分権改革の推進に強力に取り組むという政府の姿勢が示されたが、その後、内閣府が取りまとめた「地方分権改革推進要綱（第 1 次）のフォローアップ」等によると、例えば、都市再開発法にかかる認可では、「一定の財政的な基盤や事業施行の高度なノウハウ」を理由に、「都道府県知事が行う必要がある」とされるなど、権限移譲や自由度拡大に対する各府省の消極的な姿勢が見受けられた。

さらに、平成 20 年 12 月に農林水産省が示した「農地改革プラン」において、農地転用許可事務における新たな国の関与の創設が盛り込まれるなど、地方分権の趣旨に逆行した動きもあり、地方分権改革を進めていくうえで、障害となることが懸念される。

第2章 第3次勧告に向けた提案事項

1 これまでの取組みを踏まえた提案事項

(1) 地方分権改革推進委員会への提案事項

指定都市は、自己完結的な行政サービスを提供できる行政能力を有しており、また、その用意もある。

したがって、指定都市への分権を推進することは、地方分権改革の先行事例として、その成功に寄与するものと考えている。

しかし、第1章で述べたように、大都市である指定都市への権限移譲が不十分であることから、第1次勧告に反映されていない指定都市の意見（別表1参照）を、第3次勧告に反映することを強く求めるものである。

また、第3次勧告で調査審議される義務付け・枠付けの見直しにあたっては、第2次勧告で取り上げられていない指定都市の提案事項（別表2参照）について、廃止等の見直しを合わせて行うべきである。

【提案事項】

- ・ 第1次勧告で反映されなかった権限移譲（別表1参照）について、再度検討を行うこと
- ・ 義務付け・枠付けについては、第2次勧告で取り上げられていない指定都市の提案事項（別表2参照）について、廃止等の見直しを行うこと

(2) 政府への提案事項

第1章で述べたように、各府省の取組姿勢は、勧告や要綱で示された権限移譲に対し消極的なものが多く、地方分権改革を進めるうえで、危惧の念を抱く。

政府においては、各府省の消極的な姿勢をあらため、総理大臣が本部長を務める地方分権改革推進本部を中心に、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の意見に沿った地方分権改革推進計画の策定、新分権一括法案（仮称）の早期国会提出に向け、積極的に取り組むべきである。

【提案事項】

- ・ 政府主導のもと、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の意見に沿った地方分権改革推進計画の策定、新分権一括法案（仮称）の早期国会提出に向け積極的に取り組むこと

2 「大都市における税財政制度」に関する提案事項

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、新たな役割分担に応じた税財政制度の確立が必要である。

そのためには、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進め、地方税中心の歳入体系を構築すべきである。

指定都市は、基礎自治体としての役割に加え、圏域における中枢都市としての役割も担っている。安定的な地方税体系の構築にあたっては、これらの役割に伴う財政需要や人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要といった大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源が重要であることを踏まえ、検討を行うべきである。[資料 1]

また、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、移譲された事務事業に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることに加え、第二期地方分権改革において、新たに（道府県から）指定都市の役割分担となる事務事業の財源についても税制上の措置が必要となってくることから、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制を創設すべきである。

(1) 地方税財政制度について

① 国から地方への税源移譲について

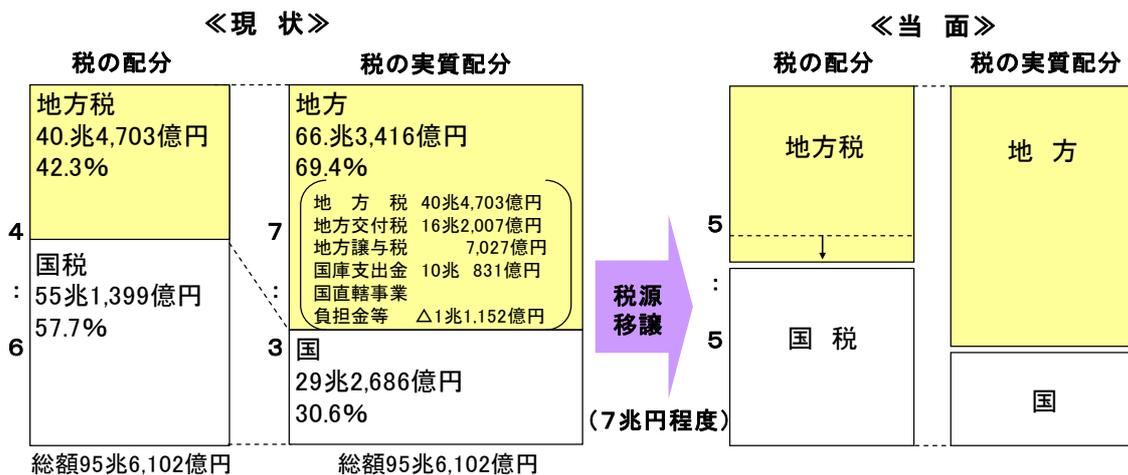
ア 税源移譲の必要性

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直すとともに、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実、特に地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが必要である。

現在、国・地方間における「税の配分」が6：4であるのに対し、地方交付税や国庫支出金など国から地方への交付分を含めた「税の実質配分」では3：7となっており、大きな乖離がある。

第二期地方分権改革の中で、国と地方間の「税の配分」について、国税から地方税への税源移譲を進め、当面、5：5とすることを確実に実現すべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成20年度）



※国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

イ 税源移譲にふさわしい税目

(ア) 税源移譲にふさわしい税目の要件

次のような要件を満たす税目によって、国から地方への税源移譲を行うべきである。

- ・ 基礎的行政サービスを安定して提供していくためには、税源の偏在性が少なく、景気変動に対して安定性がある基幹税目であること
- ・ 都市の規模・能力に応じて進められる事務・権限移譲や、企業の集積等に伴う大都市特有の財政需要にも対応できること
- ・ 納税者の負担に大きな変動がなく、新たな徴収コスト、賦課徴収体制を構築する必要がないこと

加えて、国・地方を通じて、現行税制が複数の税目から構成され、全体としてバランスを取っていることを踏まえると、複数の基幹税からの税源移譲を行うべきである。

(イ) 税源移譲にふさわしい税目

(ア)の要件等を踏まえると、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行うことを基本とすべきである。

《消費税から地方消費税へ》

税源の偏在性が少なく、景気動向に対して安定性を備えており、少子高齢化の進展に伴い増嵩が見込まれる社会保障関係を始めとした住民生活に必要な行政サービスに、引き続き確実かつ安定的に対応していくための財源としてふさわしい。

《所得税から個人住民税へ》

地域住民による地域社会の費用負担という性格をもち、基礎的行政サービスの提供に対する対価としてふさわしい。

《法人税から法人住民税へ》

地域の構成員である法人が、産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供されていることに対する対価としてふさわしい。

ウ 「国と地方の税の配分 5 : 5」の実現に向けて

税源移譲に関する具体的な制度設計については、国と地方の役割分担の見直しによる各地方自治体への影響を踏まえて判断すべきものである。

しかしながら、国と地方の「税の配分」を 5 : 5 とするための複数の基幹税からの税源移譲の姿を具体的に示すために、消費税から地方消費税への税源移譲（地方消費税 1% ⇒ 2.5%）を基本に試算したものが次のパターン例である。

国税：地方税 = 5 : 5 とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11.5% (移譲見込額)約1.5兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 13% (移譲見込額)約3兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 18.3% (移譲見込額)約1.5兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 24.4% (移譲見込額)約3兆円
移譲額計	7兆円程度	7兆円程度	7兆円程度

※移譲総額は平成 20 年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで試算した。

もとより、国と地方の「税の配分」を 5 : 5 とするためには、相当規模の税源を移譲する必要があるが、パターン例が示すように、複数の基幹税からの税源移譲が不可欠である。国から地方への事務・権限の移譲に伴い必要となる財源や都道府県と市町村の役割分担なども踏まえ、具体的な制度設計が行われるべきである。

【提案事項】

- ・ 第二期地方分権改革の中で、国と地方の「税の配分」について、国税から地方税への税源移譲を進め、当面、5 : 5 とすることを確実に実現すること
- ・ また、税源移譲にあたっては、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税から行うこと

<補論>

平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定された『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』の中で、地方税制について「地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。」との基本的方向性が示された。

地方税体系の構築にあたっては、指定都市が、住民に最も身近な基礎自治体としての役割に加え、圏域の中核都市としての役割も担っており、これらの役割に伴う財政需要に対応するためには都市税源が重要であることを踏まえ、検討を行うべきである。

ア 地方消費税の充実の必要性

中期プログラムにおいても謳われているとおり、次のような観点から、地方消費税の充実が図られるべきである。

- ・税源の偏在性が少なく、景気動向に対して安定的であり、また、地域住民に広く負担を求められるため、地方税としてふさわしい。

[資料 2、3]

- ・少子高齢化の進展に伴い増嵩が見込まれる社会保障関係等の基礎的行政サービスを安定して提供する財源である。[資料 4]
- ・大都市においては、消費流通活動が活発に行われ、また、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、消費・流通課税の配分割合が 3.9%と極めて低い。[資料 1、5、6]

イ 地方法人課税の重要性

中期プログラムにおいて、「地方法人課税の在り方の見直し」について言及されているが、次のような観点から、地方法人課税は、地方税として、引き続き重要な役割を果たすべきである。

- ・法人住民税は、地域の構成員である法人が、産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する負担である。[資料 7]
- ・大都市には、企業の集積等に伴う大都市特有の財政需要が存在するが、法人所得課税の市町村への配分割合が 8.7%と極めて低く、その財政需要に対応した税収が確保できていない。[資料 1、8]

② 国庫補助負担金の見直し等

ア 国庫補助負担金の見直し

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を行うためには、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることが必要である。

その際には、これまでの三位一体の改革で行われたような単なる国庫補助負担率の引下げについては、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきではない。

見直しの基本的な考え方

・国と地方の役割分担を明確化したうえで、地方が担うべき分野にかかる国庫補助負担金は廃止し所要額を税源移譲すべきである。

また、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うべきである。

なお、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すべきである。国が担うべき分野とは、例えば、生活保護費負担金など地方の独自性や創意工夫を発揮する余地がなく、全国的に画一的な取扱いとなっている事業にかかるもの、災害復旧など臨時に巨額の財政負担が生じるものなどである。

・国庫補助負担金の廃止にあたっては、

地方財政法第 16 条関係における奨励的補助金のうち投資的なもの
同条関係における奨励的補助金のうち経常的なもの
同法第 10 条関係における国庫負担金のうち投資的なもの
同条関係における国庫負担金のうち経常的なもの

の順に検討すべきである。

「廃止すべき国庫補助負担金」(平成16年7月指定都市提言)の未実施分

(単位:億円)

事 項		主 な も の	20 年度 予算 額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水道施設整備費補助 住宅市街地総合整備促進事業費補助	5,707
	経常	公的賃貸住宅家賃対策補助 森林整備地域活動支援交付金	285
	義務	児童育成事業費補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,583
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助 都市水環境整備事業費補助	9,296
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	20,217
小 計			37,088
社会資本整備事業特会	地方道路整備臨時交付金等		12,015
合 計			49,103

※地方道路整備臨時交付金は廃止され、平成21年度より「地域活力基盤創造交付金」が創設されている。

イ 新たな役割分担に応じた財源措置

指定都市は道府県並みの行政能力を有していることから、これまでの提言において、できる限り国及び道府県の事務権限を指定都市に移譲するとともに、権限の移譲に伴い必要となる財源については、税源移譲により措置することを主張してきた。

特に、次の事務権限の移譲に伴う財政への影響は指定都市にとって大きなものとなるため、財源について具体的な手当てを講じる必要がある。

第2次勧告までに指定都市として主張している主な権限移譲とその経費等

(単位：億円)

移譲事務	財源の移譲	経費及び内訳			
		経費	国負担分	道府県負担分	市負担分
一般国道（指定区間）の整備・管理	必要経費全額を国から税源移譲	約1,900	約1,200		約700
市域内で完結する一級河川（国管理）と、市域内を流れる一級及び二級河川（道府県管理）の整備・管理	必要経費全額を国・道府県から税源移譲	約320	約130	約190	
道府県費負担教職員の給与費負担	所要額全額を国・道府県から税源移譲	約10,800	約2,900	約7,900	

国が担うべき役割とその財源措置

生活保護 （法定受託事務）	経費全額を国庫負担	約9,300	約6,600		約2,700
------------------	-----------	--------	--------	--	--------

※平成18年度決算に基づき推計

ウ 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うべきとされた国直轄事業については、国の負担で整備すべきであり、地方に負担を求めるべき性格のものではない。したがって、国直轄事業負担金については廃止すべきである。

また、現在国直轄事業として行っている国道や国営公園などの施設の整備・管理について指定都市などの地方自治体に移譲する場合は、必要経費を税源移譲により全額財源措置すべきである。

国直轄事業に対する指定都市の負担例（平成 18 年度決算ベース）

（単位：百万円）

事業名		国直轄事業費	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	負担割合
整備	国道	173,293	65,073	38%
	公園	3,988	590	15%
	空港	8,055	696	9%
維持管理	国道	20,096	8,100	40%
	公園	2,136	453	21%
計		207,568	74,912	36%

【提案事項】

- ・ 国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めること
- ・ これまでの提言において指定都市が主張してきた事務権限の移譲に伴う必要経費については税源移譲により措置すること
- ・ 国直轄事業負担金については廃止すること
- ・ 国直轄事業を指定都市などの地方自治体に移譲する場合は、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること

③ 地方交付税制度について

地方交付税は、地方自治体が地域社会に必要な一定水準の公共サービスの提供を確保するための財源を保障する機能を有するとともに、地方税における税源の偏在性を調整する機能を有する地方固有の財源である。そのため、改革にあたっては、双方の機能を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。その際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は行うべきではない。

抜本的な税制改正が行われ、偏在性の少ない安定的な地方税体系が構築された場合においても、個々の自治体における財政力格差は依然として残ることから、地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確保していくためには、地方交付税が有する機能を維持していくことが重要である。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消や税源移譲に伴う地方交付税原資の減少については、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、圏域における中枢都市としての財政需要等の大都市特有の財政需要[資料1]を的確に反映させる仕組みを構築すべきである。

【提案事項】

- ・偏在性の少ない安定的な地方税体系が構築された場合においても、地方交付税が有する機能を維持すること
- ・国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消や税源移譲に伴う地方交付税原資の減少については、地方交付税の法定率引上げによって対応すること

④ 一体的な改革の具体例

国と地方の税源配分を5：5とするための7兆円程度の税源移譲のうち、一定程度については、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施することによって、国の収支を維持し、さらに地方交付税総額を確保したうえで税源移譲を実施することができる。

具体的には、

- ア 地方交付税原資である消費税（例えば1%分、2.7兆円）からの税源移譲
- イ 移譲後の地方交付税原資について、法人税の交付税率を引上げることにより地方交付税総額を確保
- ウ 税源移譲額と同額（この例では2.7兆円）の国庫補助負担金の廃止

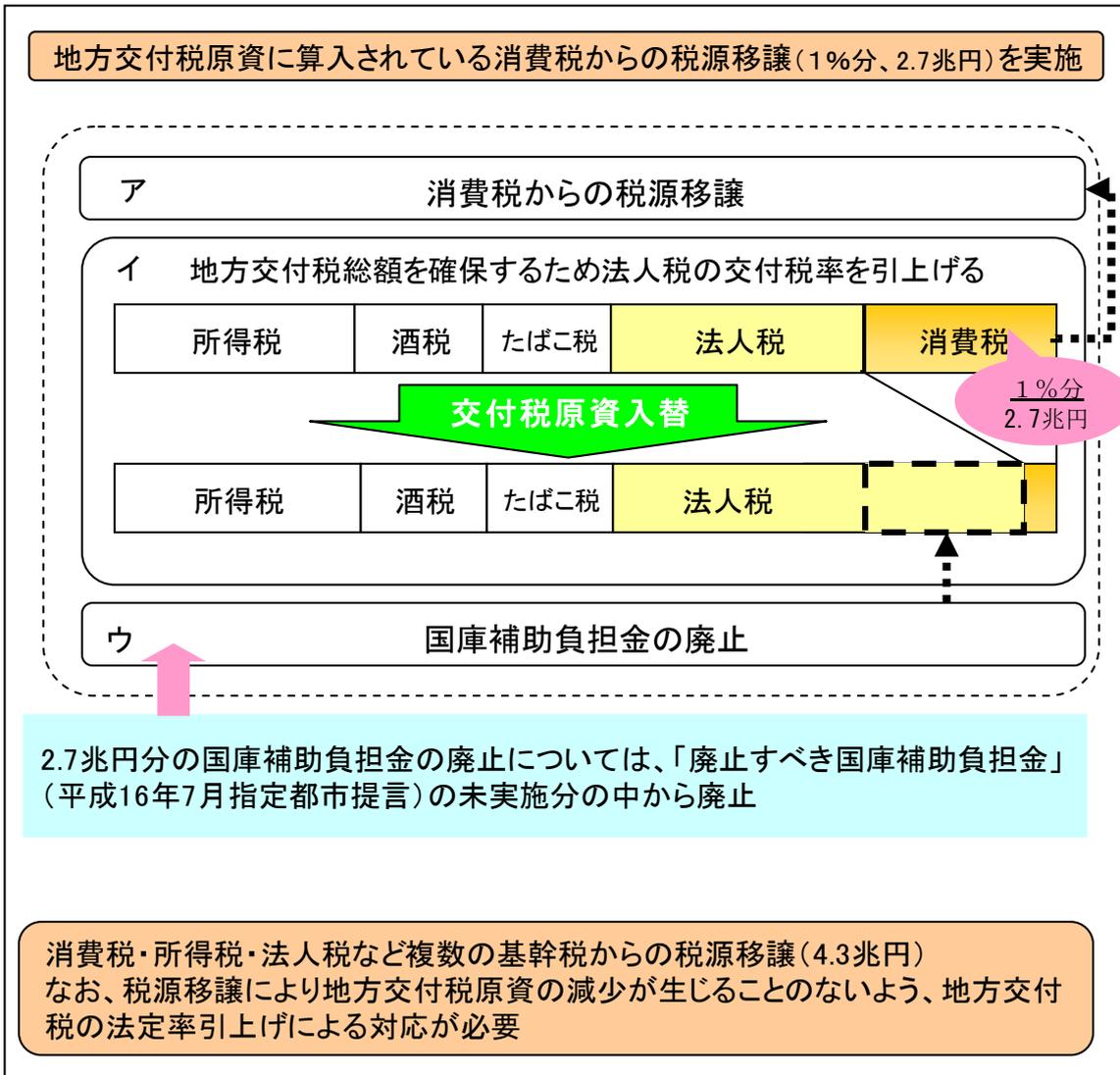
を一体的に実施することにより、7兆円程度のうち一部の税源移譲を行うものである。

なお、7兆円程度に達するまでの残りの税源移譲については、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの移譲を行う。

【提案事項】

- ・ 国と地方の税の配分5：5の実現に向けて、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税の一体的な改革を実施すること

一体的な改革の具体例



(2) 大都市特例税制について

ア 大都市特例税制の必要性

地方は二層制と言いながらも、その機能の多様化が進む一方で地方税制は事務権限に関わりなく画一的である。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務権限が移譲されているが、移譲された事務事業に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、他市町村の住民と等しく道府県税を負担しているにもかかわらず、道府県から移譲された事務事業については、指定都市から市税により提供されており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は、道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直しによって財源措置されるべきである。

また、第二期地方分権改革において、新たに（道府県から）指定都市の役割分担となる事務事業についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置が必要である。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成20年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

3,724億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の整備・管理
等

同左税制上の措置

2,342億円

税制上の措置不足額

1,382億円

税制上の措置済額

道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に応じた所要額

さらに、道府県費負担教職員給与費負担(7,931億円)や市域内を流れる道府県管理河川の整備・管理(190億円)など新たに指定都市の役割分担となった場合における事務事業についても税制上の措置が必要!!

(平成18年度決算をもとに推計)

イ 税源移譲にふさわしい税目

(7) 税源移譲にふさわしい税目の要件

次のような要件を満たす税目によって、道府県から指定都市への税源移譲を行うべきである。

- ・必要となる道府県からの税源移譲額は多大なものとなることから、基幹的な税目であること
- ・都市の規模・能力に応じて特例事務の配分や事務・権限の移譲が行われていることから、指定都市の経済活動を反映する都市的税目であること
- ・自治体警察（市町村）が都道府県警察に統合されたことなどに伴い、昭和 29 年に個人・法人市町村民税、固定資産税の一部を道府県に税源移譲し、個人・法人道府県民税、不動産取得税が創設された歴史的経緯を踏まえること
- ・納税者の負担に大きな変動がなく、新たな徴収コスト、賦課徴収体制を構築する必要がないこと

(イ) 税源移譲にふさわしい税目

(7)の要件等を踏まえると、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲を行うことを基本とすべきである。

《個人道府県民税から個人市民税へ》

地域住民による地域社会の費用負担という性格をもち、基礎的行政サービスの提供に対する対価としてふさわしい。

《法人道府県民税から法人市民税へ》

地域の構成員である法人が、産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを提供されていることに対する対価としてふさわしい。

道府県の施策である産業振興や企業誘致などを、指定都市では独自の施策として実施していることに対する対価としてふさわしい。

《地方消費税から地方消費税交付金へ》

税源の偏在性が少なく、景気動向に対して安定性を備えており、少子高齢化の進展に伴い増嵩が見込まれる社会保障関係等の住民生活に必要な行政サービスに、引き続き確実かつ安定的に対応していくための財源としてふさわしい。

大都市においては、消費流通活動が活発に行われ、また、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、消費・流通課税の配分割合が極めて低く、大都市の実態を反映した税制となっていない。

ウ 大都市特例税制の創設に向けて

アで示したように、現在、事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額は2,342億円である。

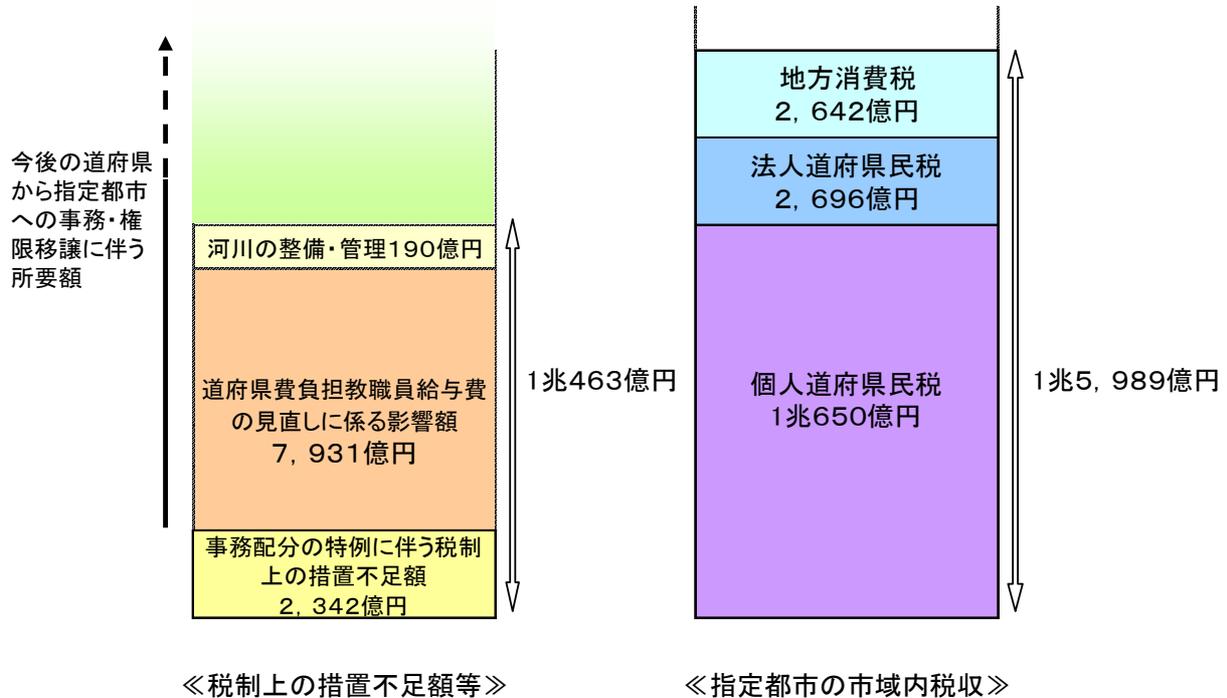
また、第1次勧告において道府県から指定都市へ移譲すべきとされた事務のうち道府県費負担教職員の給与費が指定都市の負担とされると、税制上の措置不足額が1兆円を超えるものとなる。加えて、道府県費負担教職員給与費負担以外の事務・権限移譲に伴う財源も必要となる。

一方、指定都市の市域内税収については、個人道府県民税1兆650億円、法人道府県民税2,696億円、地方消費税2,642億円の合計1兆5,989億円である。

事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額と前述の道府県費負担教職員給与費及び河川の整備・管理の見直しに係る影響額について指定都市へ税制上の措置をするだけでも、市域内の個人道府県民税全額の税源移譲が必要となる規模である。

したがって、今後の地方分権の進展に伴い、指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的、自立的に果たしていくためには、イで示したように、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制の創設が必要である。

事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額等と
指定都市の市域内税収の比較



※事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額は平成20年度予算、道府県費負担教職員給与費及び河川の整備・管理の見直しに係る影響額は平成18年度決算から算出。市域内税収については、個人・法人道府県民税は平成19年度市町村課税状況等の調等から算出、地方消費税は平成18年度地方消費税交付金の決算額。

【提案事項】

- ・ 今後の地方分権の進展に伴い、指定都市が道府県に代わって行う役割を自主的・自立的に果たしていくために、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による大都市特例税制を創設すること

第3章 今後に向けた提案事項

1 真の地方分権改革の実現を担保するための仕組みの構築

(1) 地方分権改革監視等委員会（仮称）の設置

地方分権改革の推進の基本理念に則した地方自治体の自主的、自立的な行政運営を確保するためには、各府省の取組みを監視することが必要である。

しかし、時限立法である地方分権改革推進法の失効に伴い、地方分権改革推進委員会が解散することから、このような監視機能が弱まり、地方分権改革の実現が懸念される。

そこで、地方分権改革推進委員会に代わり、各府省の取組みを監視する機関の設置が不可欠である。

指定都市市長会が第3次提言で提案した「地方分権改革監視等委員会（仮称）」を内閣府に設置し、各府省の取組みが地方分権改革の理念等に沿ったものであるか監視することが、真の地方分権改革の実現に必要なものである。

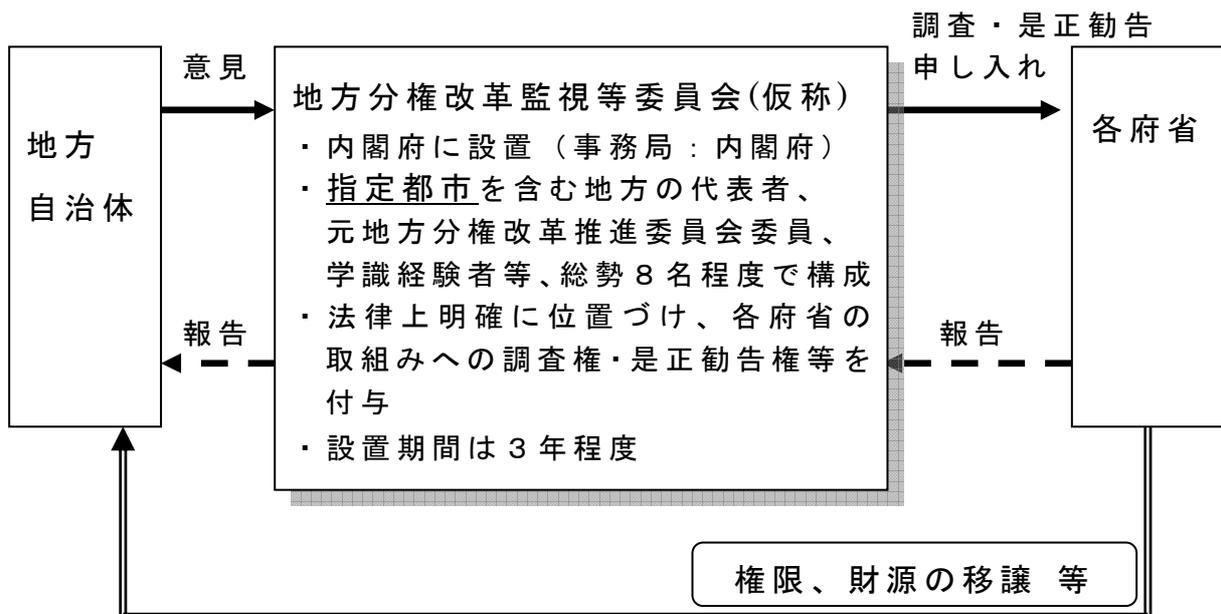
(2) 地方分権改革監視等委員会（仮称）の役割

地方分権改革監視等委員会（仮称）の監視機能を担保するためには、同委員会を法律上明確に位置づけ、調査及び是正勧告する権限を付与する必要がある。

地方分権改革監視等委員会（仮称）は、各府省の取組みが、新分権一括法（仮称）の趣旨に反している場合、是正勧告することにより、真の地方分権改革の実現を強力に後押しすることになる。

また、地方分権改革監視等委員会（仮称）の設置にあたっては、指定都市を構成メンバーとすべきである。

地方分権改革推進委員会解散後に設置される地方分権改革監視等委員会（仮称）



【提案事項】

- ・ 地方分権改革推進法の失効後、地方分権改革推進委員会に代わる組織として「地方分権改革監視等委員会（仮称）」を内閣府に設置すること
- ・ 上記委員会には、指定都市を構成メンバーとすること
- ・ 上記委員会を法律上明確に位置づけ、調査権及び是正勧告権等を付与すること

2 新たな大都市制度の早期創設に向けて

平成 19 年 11 月に取りまとめられた「中間的な取りまとめ」では、分権型社会への転換に向けた行政体制の問題として「大都市制度のあり方」が重要な検討課題の一つに挙げられている。

この中では、「大都市の地域であっても国の法令による全国一律の義務付け・枠付けが必要なのか、大都市に関しても関与が必要なのか、大都市に対してさらなる権限移譲ができないのか、という視点を常に保持することが必要」であり、「従来、国、都道府県が対応することとされてきた大都市地域の課題であっても、大都市自身が周辺の市町村と連携しながら処方箋を用意するという役割を付与すべき」で、「大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討するべきである」としている。

しかしながら、これまでの 2 度にわたる勧告では、大都市制度のあり方について全く触れられていない。

現行の指定都市制度は、50 年以上も前に「暫定的な措置」として創設された特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分となっている、それに見合った税財源措置がなされていない、道府県との役割分担があいまいとなっているなど、あまりにも多くの課題を抱えている。

地方分権改革推進委員会におかれては、大都市の実態に即応した税財政制度を含め、「大都市制度のあり方」について早急に検討を行うべきである。

その際には、広域自治体から独立して存在する「特別市」や「大都市州」なども含め、さまざまな制度を視野に入れて検討を行うべきである。

【提案事項】

- ・ 大都市の実態に即応した税財政制度を含め、「大都市制度のあり方」について早急に検討すること

大都市特有の財政需要

1 圏域における中枢都市としての財政需要

① 人口や産業の集積に伴い必要とされる都市的インフラの整備等にかかる財政需要

国土面積の 2.8%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にもものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。

このため、大都市として、多くの人々の定住や交流、活発な経済活動などを支えるための基礎的な都市インフラの整備等が必要となる。

一方で、交通混雑や低い居住水準など過密や集中に起因する都市的課題が顕在化しており、これらに対応するための財政需要も生じている。

② 経済活動をけん引するため生じる財政需要

指定都市は、その都市圏における経済活動をけん引するために、高度技術の開発を行う研究所等を整備・運営するとともに、積極的な企業支援施策を行うことにより高度な産業の集積を維持するための財政需要が生じている。

また、都市圏における国際コンベンションの開催に対応できる国際会議場の整備・運営、圏域の消費流通活動の要となる市場事業など高次な都市機能を整備・運営するための財政需要が生じている。

③ 高度医療や教育・文化の中心都市としての財政需要

指定都市では、都市圏における高度医療を担う医療施設や、市立大学の整備・運営など都市圏における中枢都市としての財政需要が生じている。

2 人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる財政需要

① 生活インフラの問題に対する財政需要

指定都市では、都市圏において人口が集中することによる保育所不足の問題などから、一般市に比べ多くの保育所関係経費や放課後学級経費などが生じている。

② セーフティネットにかかる問題に対する財政需要

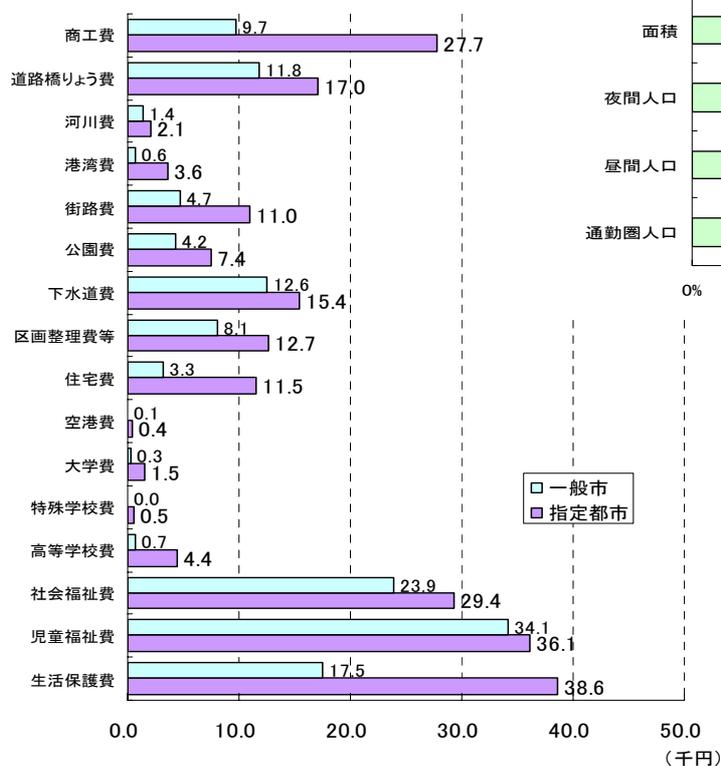
指定都市では、高齢単身世帯の増加等により生活保護率が一般市に比べて高い水準となっている。

また、都市問題の象徴でもあるホームレスの問題を抱えており、自立支援に向けた施策などに対応するための経費も生じている。

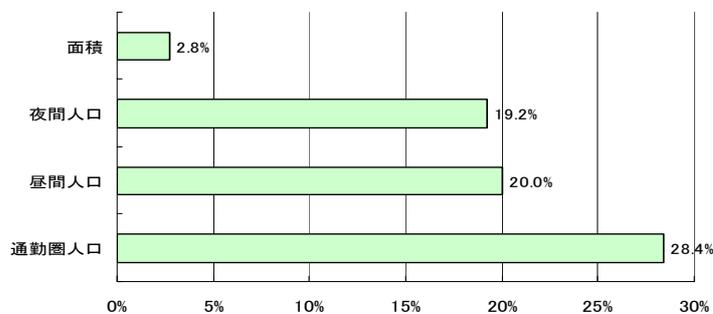
③ 安全・安心にかかる問題に対する財政需要

指定都市は、都市災害に備えて高規格の消防機材等を整備するための経費が生じている。

市民一人当たり歳出額



全国に占める指定都市の割合



※(左グラフ)平成18年度市町村別決算状況調
(上グラフ)面積、夜間人口、昼間人口
:平成17年国勢調査
通勤圏人口
:平成12年国勢調査より推計

大都市特有の財政需要の主なもの

(単位：億円)

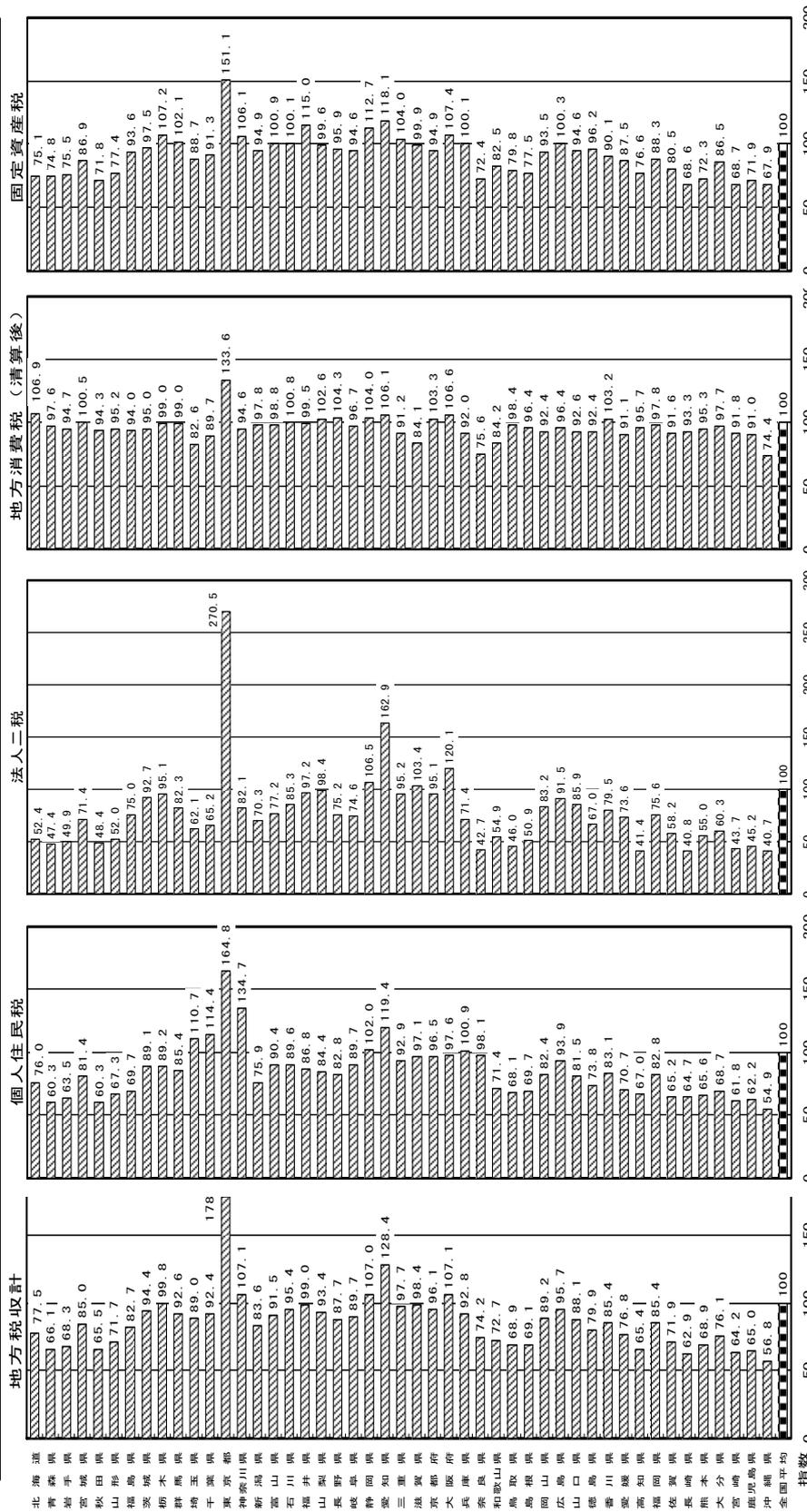
項 目	経 費	国負担分	道府県負担分	市負担分等
都市的インフラの整備等				
国道整備等負担金	約1,900	約1,200		約700
都市高速道路	約390	約30		約360
地下鉄事業	約1,170			約1,170
バス事業	約210			約210
下水道事業	約3,650			約3,650
都市交通への出資等	約580	約30		約550
電線等共同溝	約70	約30		約40
交通渋滞対策	約320	約130		約190
自転車駐車対策	約160	約10		約150
経済活動をけん引				
企業活動支援	約160			約160
中小企業対策	約4,640			約4,640
工業研究所等の整備・運営	約70			約70
国際会議場の整備・運営	約100			約100
中央卸売市場の整備・運営	約220			約220
高度医療、教育・文化の中心都市				
高度医療を担う市立大学附属病院の整備・運営	約160			約160
市立大学の整備・運営	約480			約480
国際大会等を開催する大規模スポーツ施設の整備・運営	約250			約250
生活インフラ				
保育所関係経費	約3,150	約560		約2,590
放課後学級経費	約190	約10		約180
セーフティネット				
生活保護費等	約9,300	約6,600		約2,700
ホームレス対策費	約30	約10		約20
安全・安心に係る問題				
特別高度救助隊の整備・運営	約20			約20
消防ヘリコプターの整備・運営	約50	約10		約40

※平成18年度決算

※10億円未満は切り捨て。

[資料2]

地方税の主要な税目の税収偏在状況(平成19年度決算)

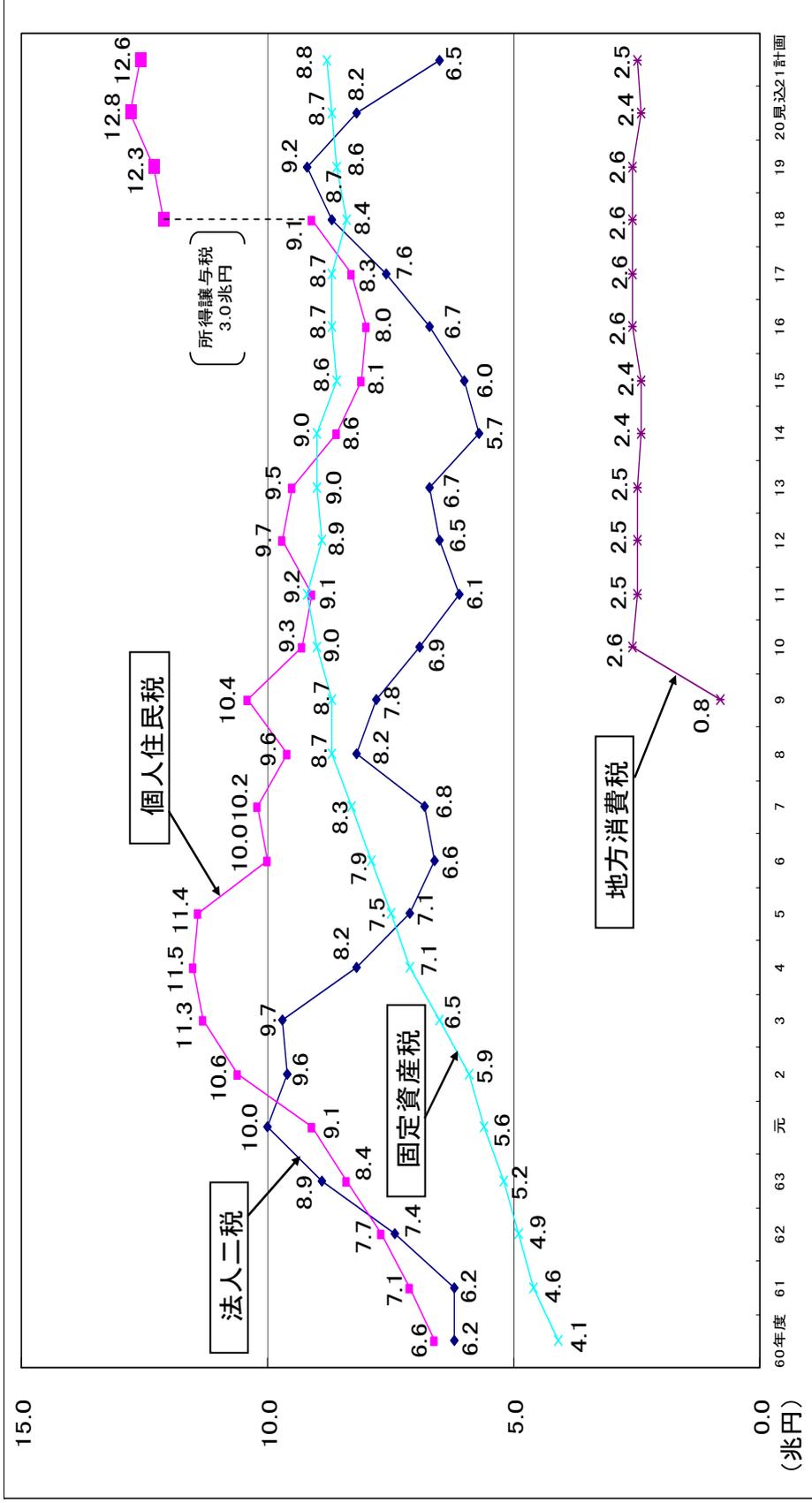


最大／最小：3.1倍 最大／最小：3.0倍 最大／最小：6.6倍 最大／最小：1.8倍 最大／最小：2.2倍
 39.5兆円 11.9兆円 9.2兆円 2.6兆円 8.7兆円

※1総務省作成資料
 ※2「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口（H20.3.31現在の住民基本台帳人口）1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 ※3地方税収計の税収額は超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたもの、個人住民税の税収額は個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額であり、超過課税分を除いたもの、法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたもの、固定資産税の税収額は道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。

[資料3]

地方税の主要な税目の税収（地方財政計画ベース）の推移



※1総務省作成資料

※2平成19年度までは決算額（超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース）、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

※3個人住民税は、道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び市町村民税（均等割、所得割）の合計である。

※4法人二税は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税（地方法人特別譲与税を含む）の合計である。

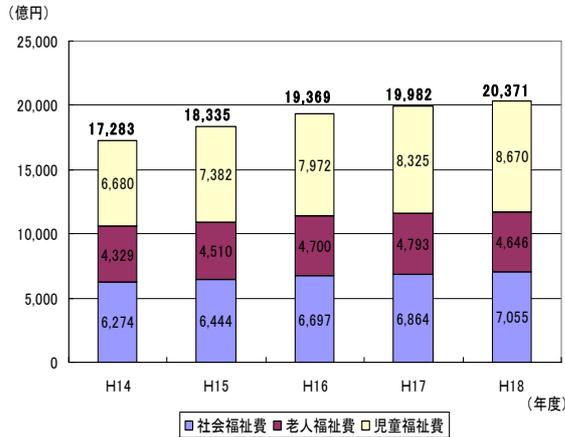
※5固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。

[資料4]

増嵩が見込まれる社会保障関係費

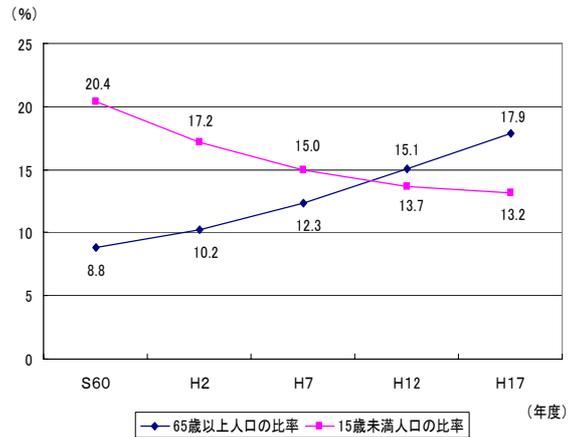
社会保障関係費の増加や少子高齢化の進展が顕著であり、今後も少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増嵩が見込まれる

【社会保障関係費の推移(指定都市)】



※市町村別決算状況調による

【少子高齢化の推移(指定都市)】

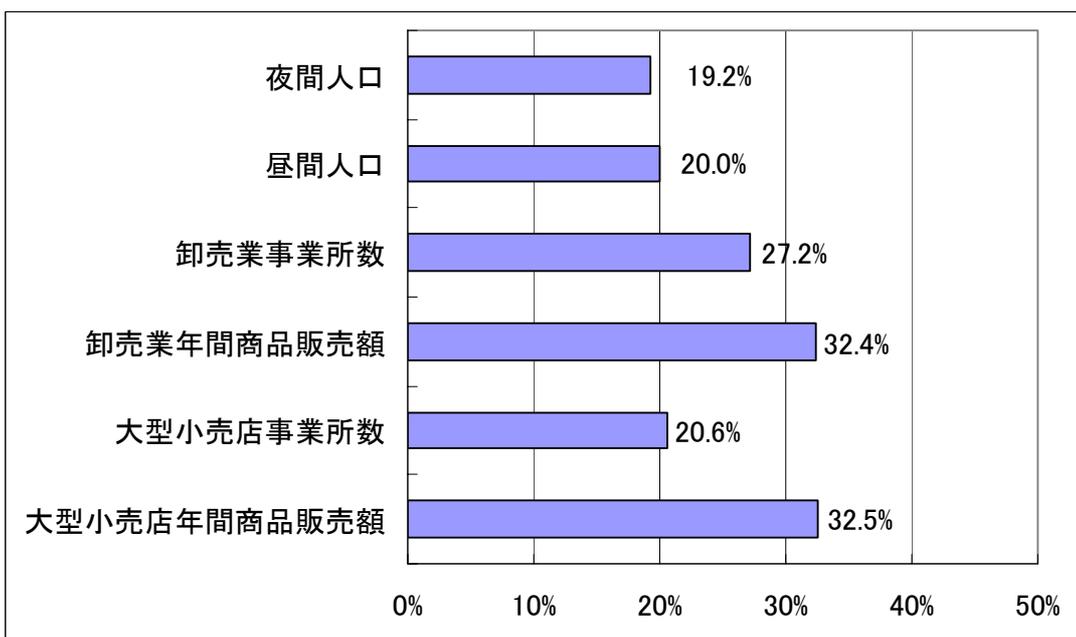


※国勢調査による

[資料5]

活発な消費流通活動 (指定都市の全国シェア)

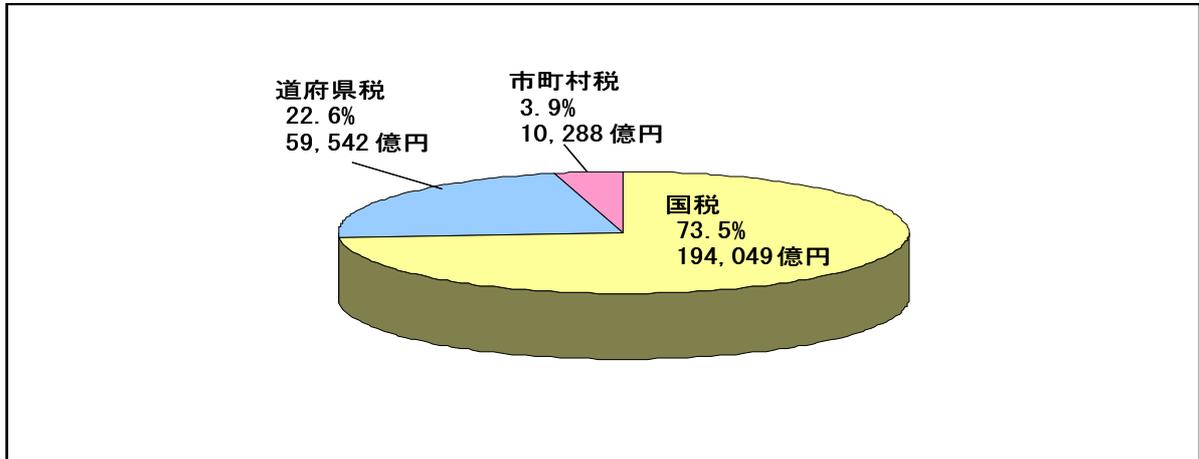
指定都市は全国の約2割もの人口を有するとともに、人や産業の集積に伴う消費流通活動が活発に行われている



※夜間人口及び昼間人口は平成17年国勢調査、その他は平成19年商業統計による。

[資料6]

消費・流通課税の配分割合（平成20年度）

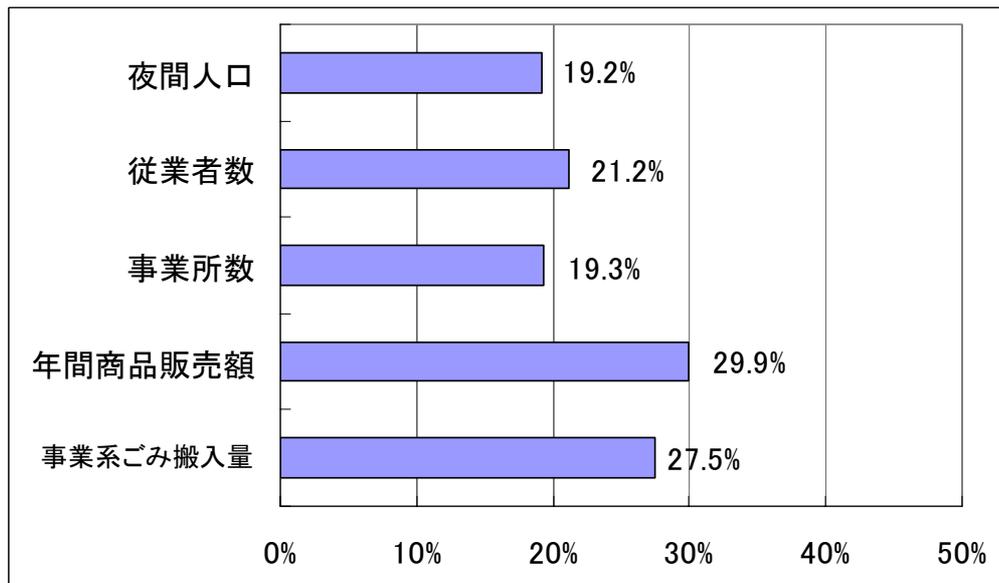


※1地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後の市町村への配分割合は12.3%
 ※2国の当初予算額、地方財政計画額による数値

[資料7]

法人の事業活動（指定都市の全国シェア）

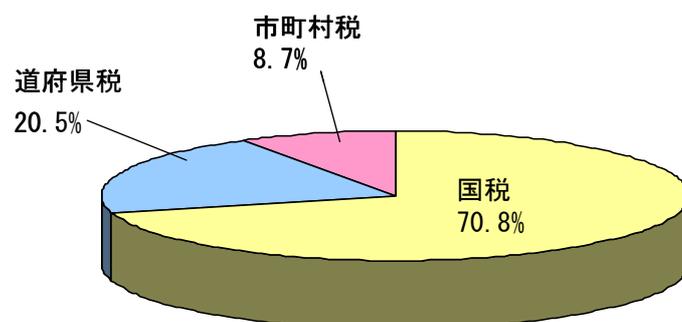
指定都市には昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中しており、法人の事業活動も活発に行われている



※夜間人口は平成17年国勢調査、従業者数、事業所数は平成18年事業所・企業統計、年間商品販売額は平成19年商業統計、事業系ごみ搬入量は平成18年一般廃棄物処理実態調査による。

[資料8]

法人所得課税の配分割合(実効税率)



- ※1実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率
- ※2地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入

平成 21 年 度
国の施策及び予算に関する提案

平成 20 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	6
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	8
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	9
4 道路特定財源の一般財源化のあり方	10
5 国庫補助負担金の改革	11
6 地方交付税の改革	12
7 新たな大都市制度の創設	13
<個別行政分野関係>	
8 保健福祉行政の充実	14
9 教育行政の充実	17
10 廃棄物処理事業の促進	18
11 環境保全対策の充実	19
12 災害対策の充実	20
13 都市基盤の整備促進	21
14 港湾の国際競争力の強化	24
15 住宅対策の充実	24
16 上水道事業の促進	25

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要は増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではないうえ、社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が将来にわたり大きな負担となるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。しかしながら、今後とも、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策については、積極的に推進していかなければなりません。

指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、以下のとおり提案します。

平成21年度国家予算編成にあたり、政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成20年7月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	相川宗一
千葉市長	鶴岡啓一
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	松原武久
京都市市長	門川大作
大阪市市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
広島市長	秋葉忠利
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	畑瀬幸二
仙台市議会議長	赤間次彦
さいたま市議会議長	青羽健仁
千葉市議会議長	中島賢治
川崎市議会議長	鎚木茂哉
横浜市議会議長	吉原訓
新潟市議会議長	田村清
静岡市議会議長	城内里
浜松市議会議長	内田幸博
名古屋市議会議長	うえぞのふさえ
京都市議会議長	富きくお
大阪市議会議長	多賀谷俊史
堺市議会議長	辻宏雄
神戸市議会議長	植中進
広島市議会議長	藤田博之
北九州市議会議長	中島慎一
福岡市議会議長	川口浩

[提案事項<税財政・大都市制度関係>]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

5 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

[提案事項〈個別行政分野関係〉]

8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

(2) 児童福祉施策の拡充

- ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。
- イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。
- ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

(3) 国民健康保険財政の確立

- ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。
- イ 特定健診等の実施状況により後期高齢者支援金額を調整する仕組みを見直すこと。
- ウ 保険財政共同安定化事業について、財政措置を講ずること。

(4) 障害者自立支援法等の円滑な実施

- ア 利用者負担については、国の責任において負担軽減策を講ずること。
- イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

(5) 介護保険制度の円滑な実施

- ア 介護人材確保に向けた介護報酬の見直しを行うこと。
- イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。
- ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

- ア 国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう十分な広報を迅速かつ確実にを行うこと。
- イ 今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図り、大都市においても業務が円滑に実施できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

(7) 医療提供体制の充実強化等

- ア 医師確保対策を推進すること。
- イ 救急医療体制を充実強化すること。
- ウ 市立病院への財政措置を充実すること。
- エ 原爆症認定制度を適切に運用すること。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

- ア ガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。
- イ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

- ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。
- イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

- ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。
- イ 教職員配置の充実を図ること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

- ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。
- イ 家電リサイクル法について、要件の見直しを含め法対象品目を追加するなどの見直しを行うこと。また、不法投棄対策として、自治体が活用しやすい、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。
- ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造事業者の責務を明確にすること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

- ア 「京都議定書」以降の長期的な温室効果ガスの削減目標を早期に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。
- イ 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。
- ウ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。
- エ 自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

(2) アスベスト対策の推進

- ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。
- イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。
- ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震改修や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

(2) 水害対策の推進

- ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。
- イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

- ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。
- イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

(2) 道路の着実な整備と財源の強化等

- ア 大都市に必要な道路整備のための財源を確保すること。
- イ 国直轄事業の地方負担については、廃止をすること。

(3) 都市河川整備の促進

都市水害から住民の生命・財産を守るため、都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

(4) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

- ア 都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、再整備を含めた必要な財政措置を講ずること。
- イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。
- ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には自治体への優遇措置を図ること。

14 港湾の国際競争力の強化

(1) 用途制限等に対する更なる規制緩和

- ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。
- イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

(2) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

- 安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

15 住宅対策の充実

(1) 住まいの耐震性に関する信頼の確保

- ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。
- イ 建築物に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について検討すること。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

- 公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

- ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。
- イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

- 水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

- ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。
また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。
- イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

[提案事項詳細説明]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

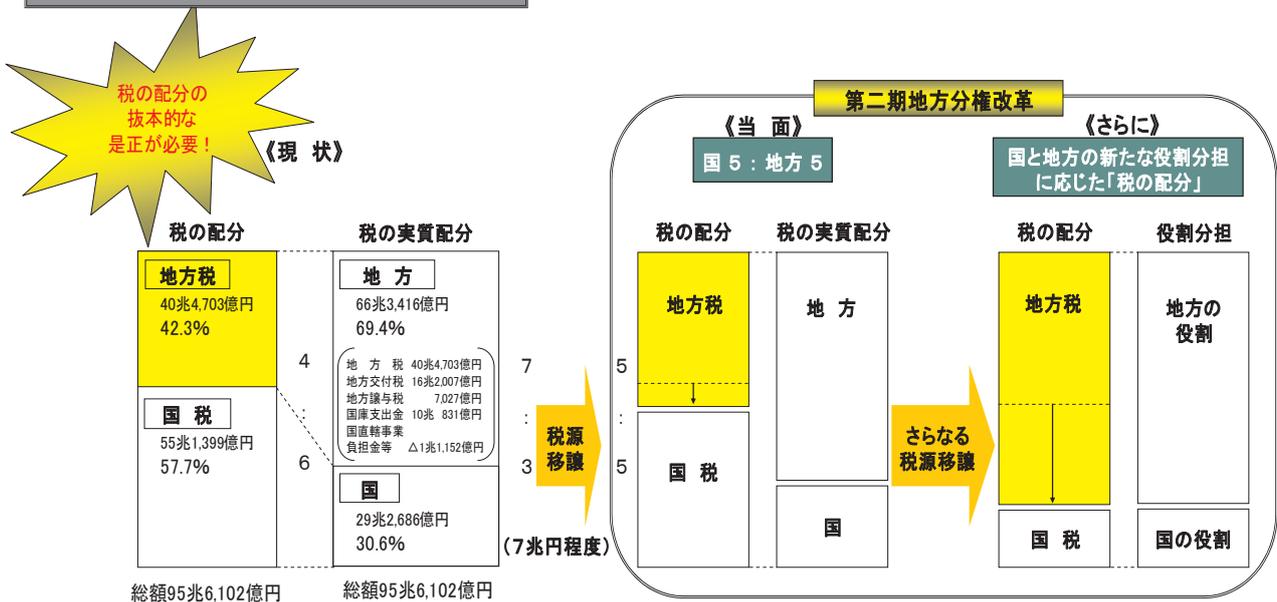
消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況(平成20年度)



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

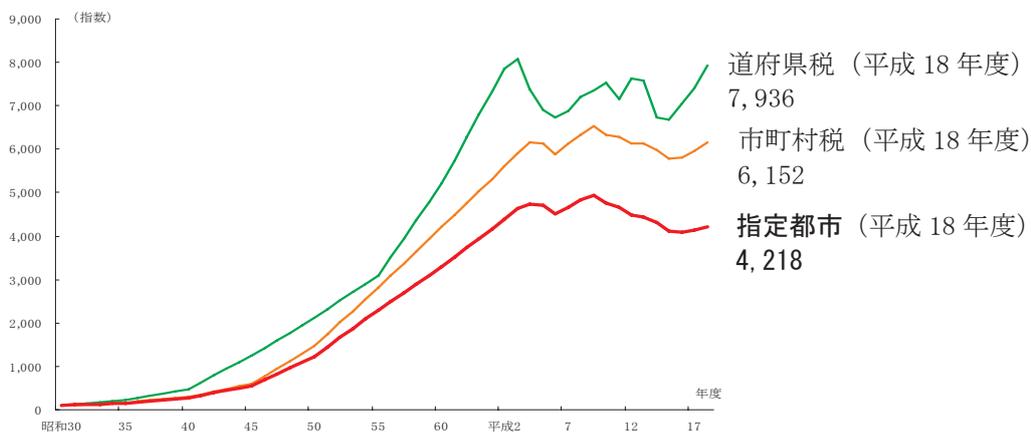
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

大都市は特有の財政需要を抱えている一方、消費流通活動が活発に行われており、また、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市においては、人口1人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、また、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

大都市特有の財政需要に見合う都市税源の確保の必要がある。

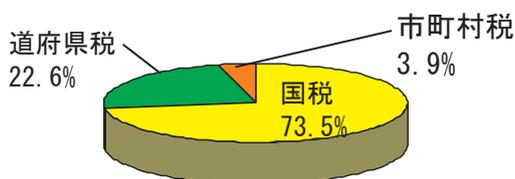
人口1人当たり税収の伸びの実態（昭和30年度：100）



(注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの決算ベースでの推移

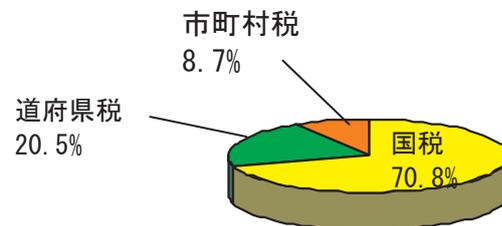
消費・流通課税の配分割合

(平成20年度予算)



(注) 国税：平成20年度当初予算額
道府県税、市町村税：平成20年度地方財政計画額

法人所得課税の配分割合（実効税率）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

(注) 地方法人特別税は、税体系の抜本的改革までの暫定措置であり、その税収は、全額都道府県に譲与される。

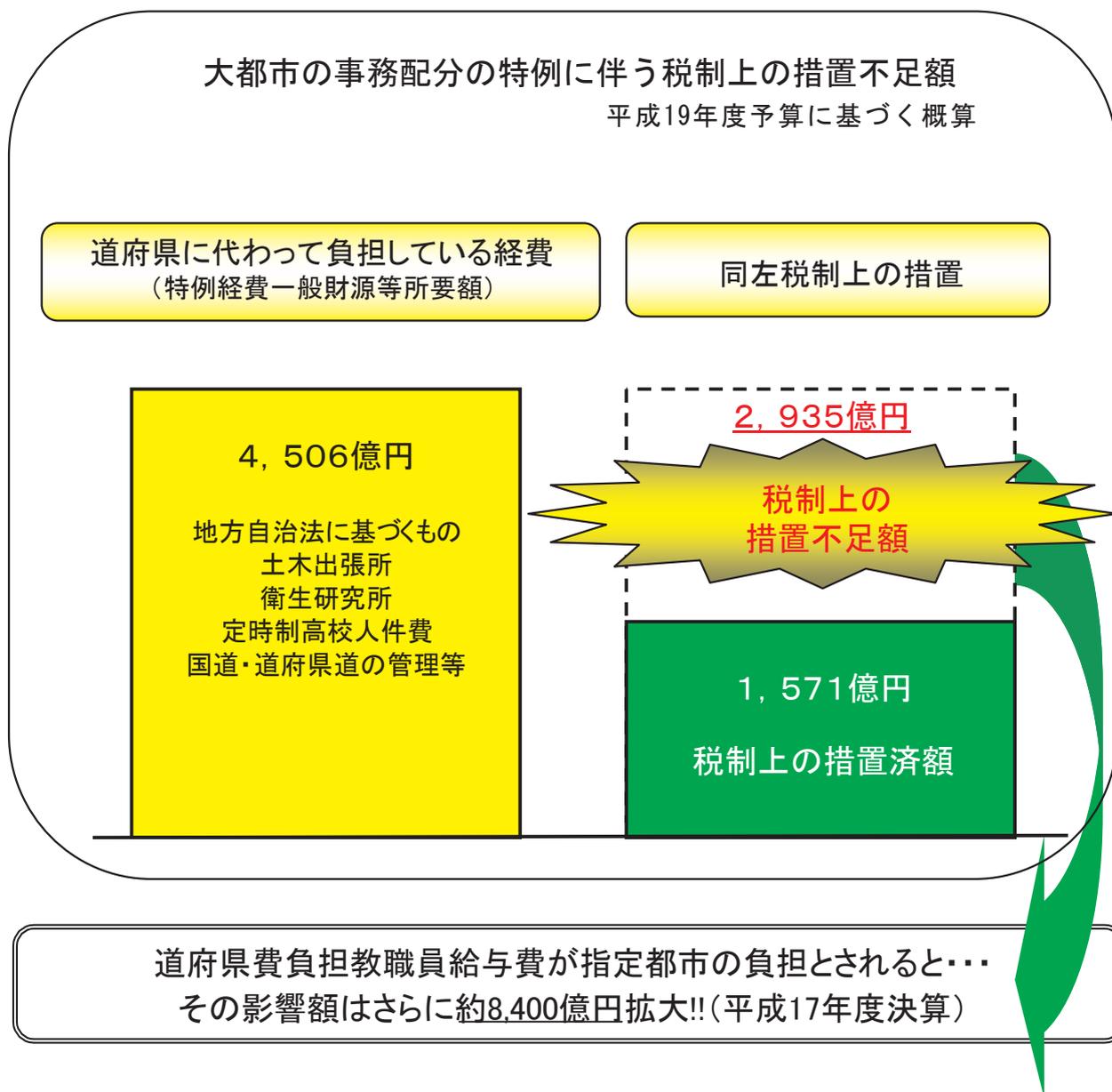
都市的税目の配分割合が極めて低い！

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

所要額が指定都市の税源として措置されていないため、受益と負担の関係にねじれが生じている。また、道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされ、指定都市の負担がさらに増大することが想定される状況にある。

道府県に代わって負担している一定の事務（大都市特例事務。例えば、国道・道府県道の管理等）の経費を指定都市の税源として措置する必要がある。



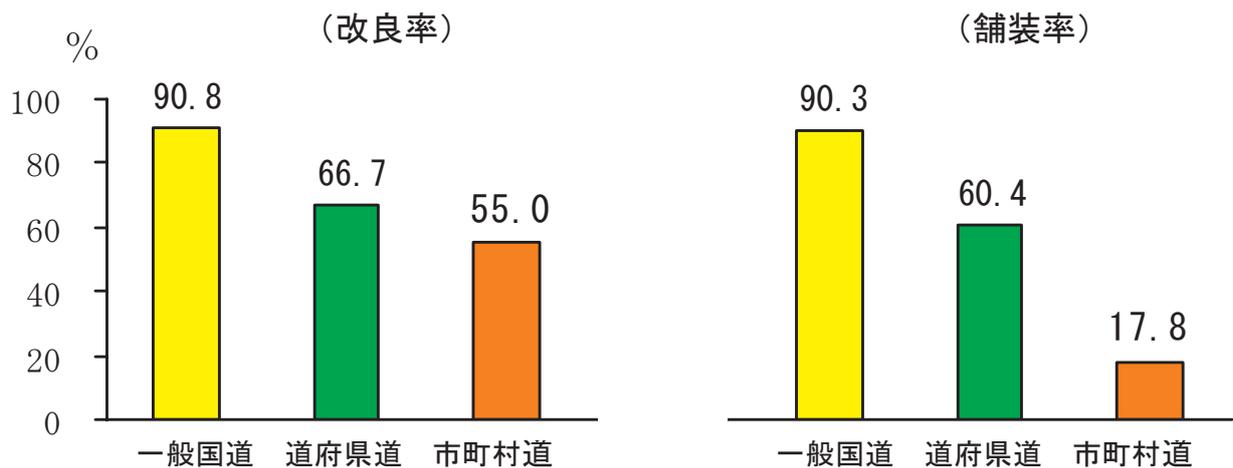
4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

舗装率など道路整備の状況は、国道に比べ道府県道・市町村道の方が遅れており、かつ、道路特定財源の配分に関しては、国の道路整備事業には全額道路財源が充当されているのに対し、地方の道路整備事業には十分配分されていない。道路特定財源の一般財源化にあたっては、こうした状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るべきである。

また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関して改革を進めるべきである。

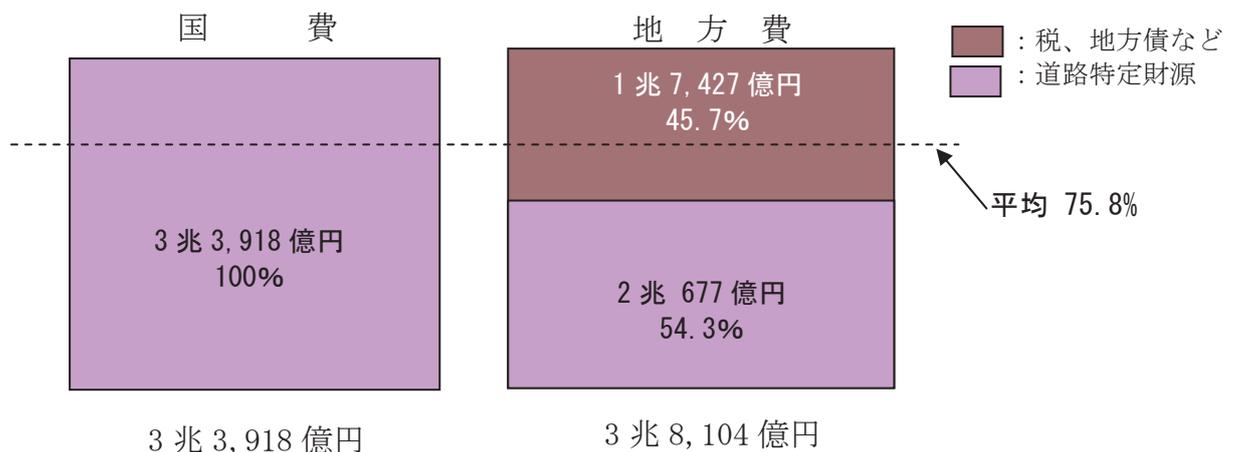
道路整備状況（平成 18 年 4 月 1 日）



道府県道・市町村道の整備状況は遅れている！

(参考)

道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳（平成 20 年度予算）



5 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

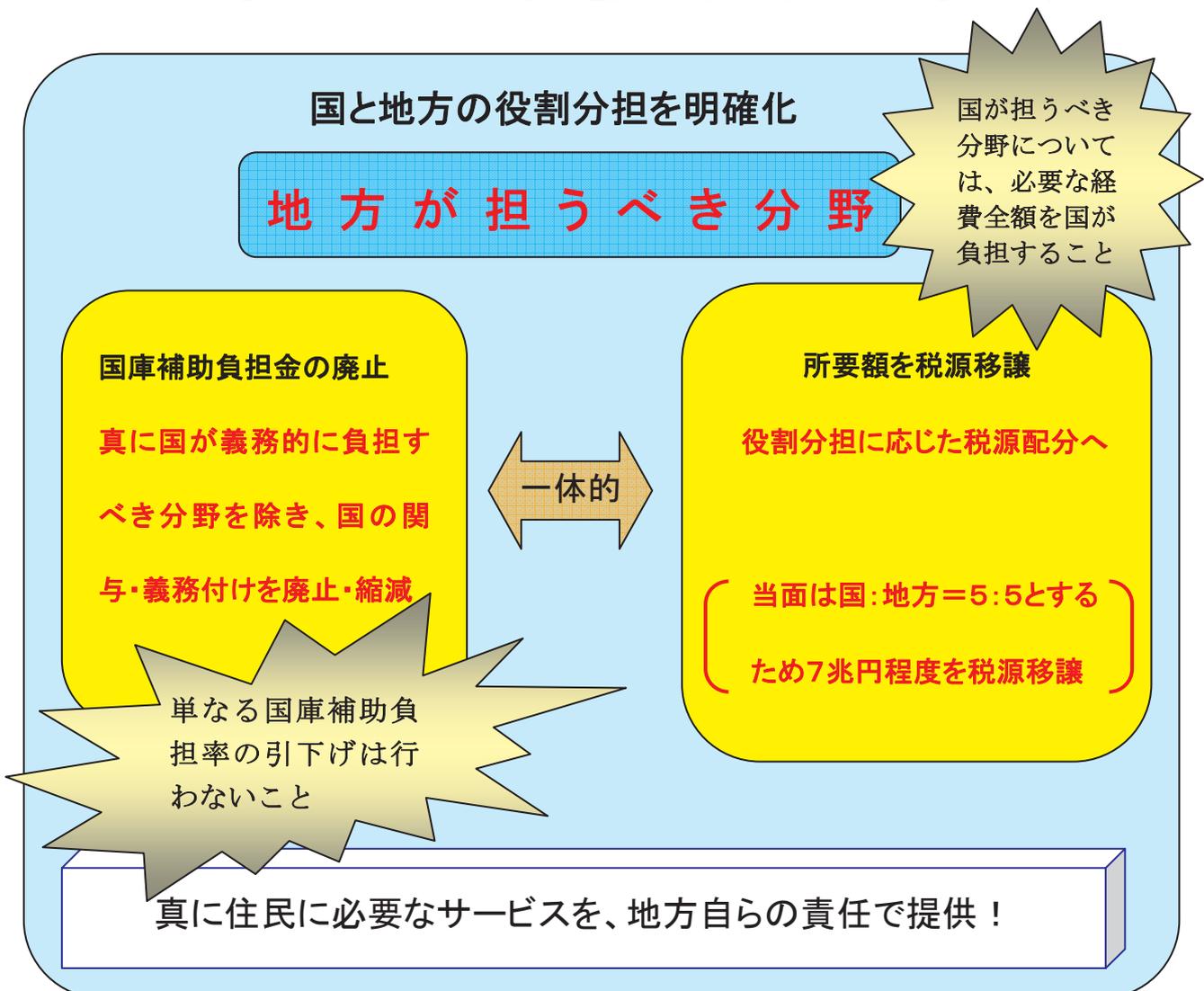
地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないことと、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。



6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきであり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、予見可能性の確保に努めるべきである。

●全国総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	18兆693億円 (14.1万円)	15兆2,027億円 (11.9万円)	△2兆8,666億円	△15.9%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	23兆9,455億円 (18.7万円)	17兆8,327億円 (14.0万円)	△6兆1,128億円	△25.5%

●指定都市総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	8,585億円 (3.5万円)	5,299億円 (2.2万円)	△3,286億円	△38.3%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	1兆3,855億円 (5.7万円)	7,671億円 (3.1万円)	△6,184億円	△44.6%

- (注) 1 平成15年度の指定都市総額には、平成19年度において指定都市となっている静岡市・堺市・新潟市・浜松市も含んでいる。
2 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3/10だったが、平成19年度においては約2/10まで下がっている。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、各圏域の中核都市として大都市特有の行財政需要に対応し、また、都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割を果たしている。

しかしながら、50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、様々な問題を抱えており、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。

したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、新たな大都市制度を創設すべきである。

新たな大都市制度においては、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、すべて一元的・総合的に大都市の事務とし、国・広域自治体による関与は原則として認めるべきではない。

以上のような新たな大都市制度の検討にあたっては、制定時の地方自治法に規定されていた、現行の道府県から大都市が独立して存在する「特別市」の制度や、第28次地方制度調査会において議論された、道州制の下で大都市やその周辺地域が一般の道州から独立して存在する「大都市州」の制度など、様々な制度のあり方を視野に入れて検討を行うべきである。

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一体的・総合的な行政運営が困難
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害

大都市の機能を十分に発揮できる
新たな大都市制度の創設

8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

生活保護制度を時代に即した制度とするための改善が必要である。

地方が提案した「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」や「新たなセーフティネットの提案」を真摯に受け止め、早急に国と地方の協議の場を設定し、制度の抜本改革を行うこと。

また、国の責任における制度運用として、本来、全額国庫負担とすべきであるが、少なくとも、当面現行負担率を堅持すること。

(2) 児童福祉施策の拡充

ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を着実に実施するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、必要な財政措置等を講ずること。

また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に掲げた「包括的な次世代育成の枠組みの構築」を図るための制度設計にあたっては、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスの整備ができるよう必要な財政措置等を講ずること。

イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。

待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度の活用、土地の確保が困難な都市部における駅周辺の既存建築物活用や賃料補助による保育所整備の促進など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきた。本年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するためにも、各都市が取り組む対策に対する財政措置を講ずること。

ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

年々増加する児童虐待に対応するため、予防から家族の支援・保護・児童の自立に至るまで一貫した児童虐待防止施策の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。

とりわけ、被虐待児等要保護児童への支援の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置基準改善や、処遇困難児に対する措置の拡充を図ること。

(3) 国民健康保険財政の確立

ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。

市町村負担や保険料負担の増加を招くことのないよう、所要の財政措置を講ずるとともに、負担の公平化や制度の安定化を図るため、医療保険制度の一本化を行うなど、持続可能な制度を構築するための改革を早急に実現すること。

イ 特定健診等の実施状況により後期高齢者支援金額を調整する仕組みを見直すこと。

特定健診等の実施状況により各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みについては、国民健康保険においては、他の被用者保険と比較して受診勧奨や指導が困難なことから、導入を見直すこと。

ウ 保険財政共同安定化事業について、財政措置を講ずること。

保険財政共同安定化事業については、保険者の負担が増加しないよう、国、都道府県による財政措置を講ずること。

(4) 障害者自立支援法等の円滑な実施

ア 利用者負担については、国の責任において負担軽減策を講ずること。

利用者負担については、緊急措置として、平成20年7月に低所得者の負担軽減や世帯の範囲について見直しが行われたが、利用者が、生活実態に合ったサービスを継続的に安心して受けられる制度となるよう、国の責任において、低所得者及び障害児等に一層配慮した恒久的な負担軽減策を講ずること。

イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

本制度の実施に伴い、事業者は大幅な減収となっており、サービスの質の確保に大幅な影響を与えている。

障害児者が地域で安心して暮らすことができるよう、事業者の安定した経営の確保やサービス基盤等の整備を図るとともに、居住の場の確保や、移動支援など、今後も大きな需要が見込まれる地域生活支援事業について、必要な財政措置を講ずること。

平成20年10月に予定されている地域生活支援事業及び障害児施設給付費の支払事務の国民健康保険団体連合会への委託について、地方自治体ごとの制度の違いに柔軟に対応できるシステムを構築し、電算システムの運用に要する事務経費等について財政措置を講ずること。

(5) 介護保険制度の円滑な実施

ア 介護人材確保に向けた介護報酬の見直しを行うこと。

大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい等の状況にあるため、保険料の水準に留意しつつ、大都市における人件費等を反映した介護報酬の見直しを行うこと。

イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。

介護保険制度の見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について、国民への周知を国においても十分に行うこと。

ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

保険料や利用料の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

ア 国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう十分な広報を迅速かつ確実にすること。

制度スタート直後から、世論の厳しい批判があり、制度施行までの間の国における広報が不十分であった。

このため、国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう、改めて十分な広報を迅速かつ確実にすること。

イ 今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図り、大都市においても業務が円滑に実施できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図ること。市町村では、短期間で大規模なシステム改修や広報の実施、窓口における対応などの住民への説明等、膨大な事務を行うことになる。特に、大都市においては、十分な準備期間を確保するとともに、信頼できるシステムの構築やそれに関連する財政措置を講ずること。

(7) 医療提供体制の充実強化等

ア 医師確保対策を推進すること。

産科・小児科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これら診療科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。また、病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善に繋がり、病院運営を適切に保つことができる施策を講ずること。

イ 救急医療体制を充実強化すること。

小児救急医療をはじめとする救急医療に係る診療報酬を、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう拡充するとともに、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。

ウ 市立病院への財政措置を充実すること。

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営安定化のため、診療報酬の適正化を図ること。

エ 原爆症認定制度を適切に運用すること。

被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の立場に立って、制度運用を図るとともに、速やかな審査が行われるよう適切に対応すること。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

ア ガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。

平成19年3月に示された13のガイドラインの内容について、感染症法と整合が図られていない点もあるため、法的整理を進めること。

イ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。

プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンについて、具体的な接種計画を示すとともに、プレパンデミックワクチンについては、全国民分を準備すること。また、抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄計画を改めて検討するとともに、地方自治体が行う備蓄に対し必要な財政措置を講ずること。さらに、感染防護服や医療資機材の整備のため標準規格等を示すとともに、各自治体に対し必要な財政措置を講ずること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

指定都市立小・中・特別支援学校の教職員に係る給与費負担の移管については、教職員給与費だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずるとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

中央教育審議会の答申や地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。

義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るといふ国庫負担制度が担ってきた精神を引き続き尊重し、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、これを廃止し、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 教職員配置の充実を図ること。

学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。その際、今後想定される教員需要に対応できる計画とし、「児童生徒支援加配」の充実や「教科担任制」の導入のための加配教員を確保すること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

なお、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。

市民の利便性や収集処理工程全体の効率性、費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体を選択できるようにすること。

再商品化についての情報を広く公開するとともに、地方自治体が再商品化の履行を確認できる制度とすること。

イ 家電リサイクル法について、要件の見直しを含め法対象品目を追加するなどの見直しを行うこと。また、不法投棄対策として、自治体が活用しやすい、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。

製造事業者及び小売業者による効率的な回収が可能である大型・重量家電について、要件の見直しも含めて、対象品目の拡大を検討すること。また、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となる仕組みを構築すること。

不法投棄対策として、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、メーカーの資金拠出の仕組みについては、自治体が活用しやすいものとする。リサイクル費用を前払い制とすること。

ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造事業者の責務を明確にすること。

有害性・危険性などから地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう、製造事業者の責務を明確にすること。

製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

一般廃棄物の処理は、市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等においては、一時的に多額の経費が必要である。そのため、国の財政措置のない、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復、余熱利用施設等の建設、ダイオキシン類削減対策に係る整備並びに跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金制度の対象とするなど交付金制度を拡充すること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 「京都議定書」以降の長期的な温室効果ガスの削減目標を早期に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

地球温暖化による影響を許容範囲内に食い止めるためには、温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。将来の社会のあるべき姿を見据え、京都議定書に定める第一約束期間（平成20年～平成24年）以降の長期的な目標を早期に設定すること。

また、この達成に向けた助成措置を講ずるとともに、排出削減に向けた実効性ある対策を早期に実施すること。

イ 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。

温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。

また、省エネルギー・新エネルギーについては、技術面・コスト面の課題が多いことから、助成措置や優遇措置を拡充すること。

ウ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

地球温暖化対策において吸収源対策は重要であり、ヒートアイランド対策の面からも大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠の対策である。

しかし、都市の緑化を図る上で、都市緑地法における緑化地域の規制は、防火地域内の耐火建築物を適用除外としており、中心市街地では有効な規制となり得ていないため、当該制度の早期強化を図ること。

エ 自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

自動車の燃費基準は車両重量区分ごとに定められているが、車両の大型化により効果が相殺されていることから、「平均燃費規制」を導入すること。

また、より低燃費な運転方法であるエコドライブやアイドリング・ストップを支援する装置を装着した車両の普及や、運転免許取得・更新時に講習を行う際の講師・指導者となる人材の育成を図ること。

(2) アスベスト対策の推進

ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に実施するため、特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに濃度測定義務の規定を追加すること。

また、現行の大気環境中のアスベスト濃度の測定方法では時間がかかり、測定者の負担も大きいため、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

吹付けアスベストの適正な処理はコストが高く、事業者の負担が大きくなっていることから、処理方法等に関する技術開発及び低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

本人や家族にアスベストに関連する職歴や施設への立ち入り経験がない場合であっても、健康被害が生じることが問題になっていることを踏まえ、生活環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準を制定すること。

また、室内においても健康被害が生じる恐れがあるため、室内環境中のアスベスト飛散量についても判断する基準を設けること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震改修や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

建築物が密集し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築や、災害発生時に避難地・防災拠点となる防災公園等の整備が今後一層求められることから、必要な制度を充実強化すること。

(2) 水害対策の推進

ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。

都市型水害対策における雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

大都市においては、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な洪水被害が近年多発していることから、被災状況を踏まえたより堅固な施設の構築や自然の外力の分散化を図る工法の採用、土地利用状況を考慮した治水対策の実施などの多様な整備手法に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。

消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営等を推進するために必要な事業であるが、本質的には限られた電波資源の有効利用を図るための国策であり、電波法関係審査基準にデジタル化への移行期限も定められている中、当該事業に着手するための事業費は巨額なものとなる。

また、指定都市には大都市特有の社会構造における消防需要のもと、それに応じた共通の財政需要が生じてきており、当該事業が指定都市にとって非常に大きな財政負担であることから、国の責任において、必要な制度の充実強化を図ること。

イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

デジタル防災行政無線や防災情報収集伝達システムは、災害発生時における情報の収集や市民への情報提供などを行うために必要不可欠であることから、これらの整備を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。

(2) 道路の着実な整備と財源の強化等

ア 大都市に必要な道路整備のための財源を確保すること。

社会経済活動の中核をなす大都市において、道路は最も基礎的な都市基盤施設であるため、適切な財政措置を講ずるとともに、新たな整備計画の策定にあたっては、地方自治体の声を十分配慮すること。

イ 国直轄事業の地方負担については、廃止をすること。

地方自治体の財政に対して、大きな負担を課す国直轄事業負担金については、廃止をすること。特に維持管理費については、地方負担金を直ちに廃止し、本来の管理者である国が全額を負担すること。

(3) 都市河川整備の促進

都市水害から住民の生命・財産を守るため、都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

近年、都市水害が頻発しているが、大都市に多くの中核機能が集中している現状から見て、住民の生命・財産を守るため、より一層の治水安全度の向上を図ることが急務である。また、魅力ある都市を形成するためには、市街地整備等のまちづくりと一体となって安全で良好な水辺空間を創出する必要がある。このような地域住民の生活に密着した都市河川の整備に対して、所要の財政措置を講ずること。

(4) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

ア 都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、再整備を含めた必要な財政措置を講ずること。

大都市では社会構造の変化が著しく、災害時における都市公園の果たすべき機能が重要視されていること、水や緑など自然資源の保全や再生を求める要請が極めて強いことから、緑とオープンスペースの確保、相続時に開発される事例が多い市街地における民有緑地など、都市環境の保全や水と緑のネットワークの形成が必要である。

また、既存公園の再整備、防災公園等の整備の推進及び公園整備に必要な用地取得に係る財政措置を拡充すること。

イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。

景観緑三法の目的達成のために、税制上の軽減措置をさらに拡充することが必要である。

大都市の民有緑地が市民緑地等に活用しやすくなるよう、市民緑地、特別緑地保全地区、借地公園についての税制上の負担軽減を図るとともに、自治体の土地取得や施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。

また、緑地保全地域については土地所有者の理解を得るためにも、税制上の負担軽減等、優遇措置の拡充を図ること。

ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には自治体への優遇措置を図ること。

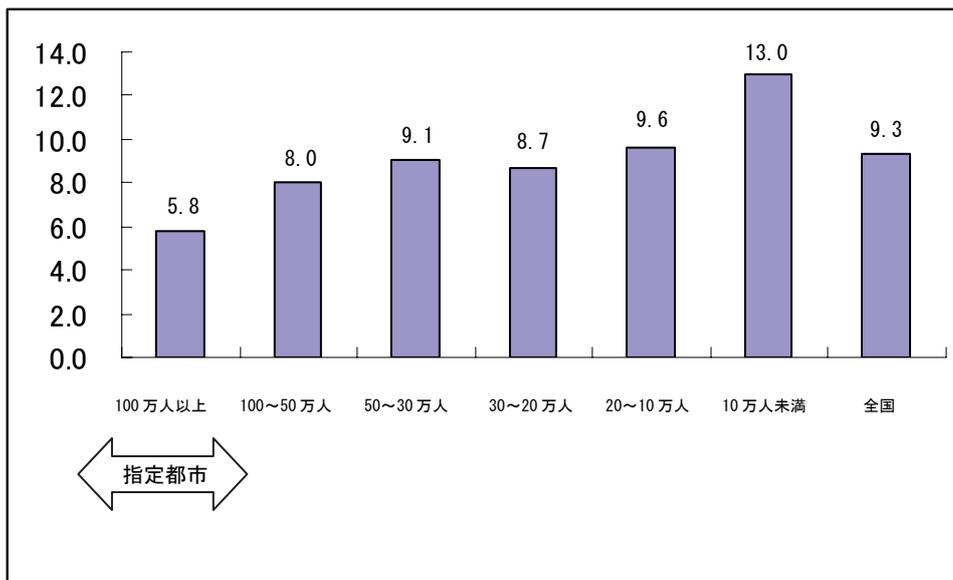
緑地喪失の主な原因が相続税の納税対策であることから、自治体が積極的に緑地を保全できるよう、地方財政の負担を軽減すること。

例えば、物納された国有財産を自治体へ払い下げる際の優遇措置の復活や、自治体による買取を複数年度に平準化すること等の措置を講ずること。

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項 目	平成 18 年度 末実績
○都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19 までに約 1 割増 12 m ² /人(H14)→13 m ² /人(H19)】	約 8 % 増
○一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保 された大都市の割合【約 9% (H14)→約 25% (H19)】	約 2 0 %

一人当たりの都市公園等面積 (m²) H19.3.31 現在
(緑の政策大綱による目標 20 m²)



14 港湾の国際競争力の強化

(1) 用途制限等に対する更なる規制緩和

ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。

工場等の誘致は、輸出入貨物量を増加させ、日本の港湾の国際競争力強化に効果的であることから、港湾区域内の埋立地の用途や処分に関する制限について、一定条件に該当する場合、制限期間を10年から5年に短縮する特例措置を免許権者の裁量で短縮できるようにするなど、規制緩和を図ること。

イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

グローバルな誘致競争に勝ち抜くためにも、国内への工場、物流施設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

(2) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

大規模地震等の災害に対して被害を最小限にするため、耐震強化岸壁の整備や津波・高潮対策の堤防整備とともに港湾施設や海岸保全施設の維持管理が重要である。

しかし、港湾施設や海岸保全施設の維持管理や国家の安全保障にかかわる保安対策については、地方財政に多くが委ねられており、国としての統一的な対策が行われていない。

したがって、これらの安全・安心対策については国の責任において取り組むとともに、港湾施設や海岸保全施設の整備及び維持管理のための財政措置や人材育成等に関する支援制度の充実強化を図ること。

15 住宅対策の充実

(1) 住まいの耐震性に関する信頼の確保

ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。

建築物が集積し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、既存民間建築物の耐震診断の推進と速やかな耐震化が求められている。

については、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、住宅・建築物耐震改修等補助事業に係る対象要件を緩和するなど、制度と財政の両面からの充実強化を図ること。

イ 建築物に対する市民の信頼確保に向け、よりの確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について検討すること。

建築物に対する市民の信頼確保に向け、建築確認・検査の厳格化という改正建築基準法等の主旨を十分に踏まえた上で、制度改正の効果や課題を実態に即して適切に把握し、よりの確で実効性のある法制度の運用等について検討していくこと。

その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

大都市部においては、少子高齢化や家族形態の変化、社会的弱者の多様化が急速に進行しており、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の役割が一層重要となっている。

については、老朽化した住宅の割合が高まる中、各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮者への的確に住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。

特に、耐震性の確保、既存ストックの活用、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化、民間活力の導入などの視点からの取組みを推進していくため、地域住宅交付金制度の基幹事業の対象の拡充や、公営住宅制度等における地域の実情に応じた選択肢の拡大など関連制度の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。

大都市部に集中している密集市街地等における防災性・住環境の向上や、良質な住宅の供給、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していくため、住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等について、事業対象の拡充を図るなど、事業の推進に必要な措置を講ずること。

イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化を図ること。

マンションは大都市における主要な居住形式の一つとなっており、今後老朽化したものが急増し、適切な維持管理や円滑な修繕・バリアフリー化・建替えを図ることが一層重要となることを踏まえ、管理組合への支援制度や、マンション建替え円滑化法等の効果的な運用に向けた関連制度の充実強化を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

水道事業を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中、安定した水源の確保・開発や老朽化した基幹水道施設の更新・改良、多様化・複雑化する住民ニーズに対応した高度浄水施設等整備など施設水準の向上にも適切に対応していく必要がある。

これらの施設整備には、莫大な事業費を要するが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあることから、所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。

阪神・淡路大震災を始めとする大災害の発生や東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定拡大、あるいは米国での同時多発テロを契機とした災害に強い水道施設の整備、安全対策が課題となっていることから、水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、一般会計出資制度についても、施策実施期間の延長や管路の耐震性強化事業に対する出資制度の復活など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。

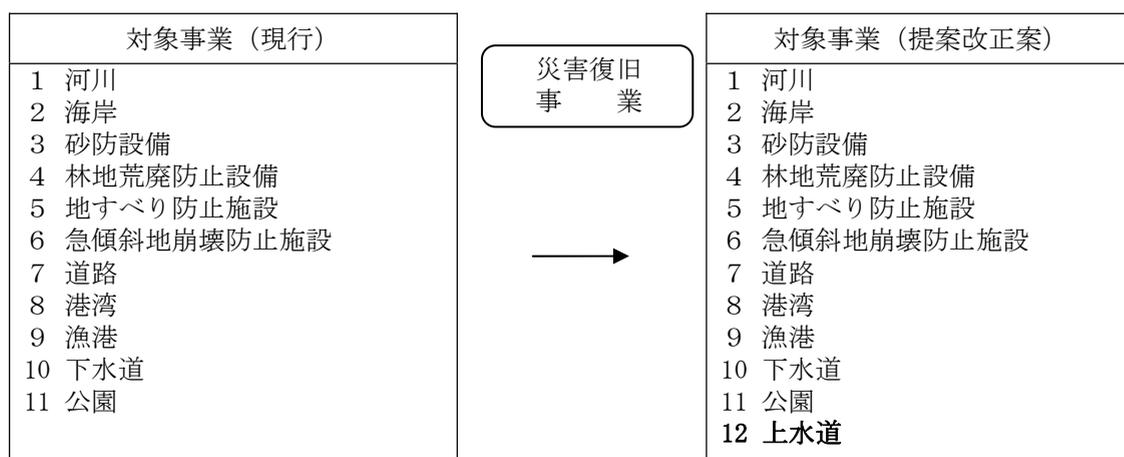
イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

現在、水道施設の災害復旧に対する補助は、水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき対応しているが、水道施設は、「激甚法」で指定する他の公共土木施設と変わりなく、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉の確保に資することが必要となる施設である。

近年頻発している地震災害に迅速に対応するためにも「激甚法」第3条に規定する対象事業に「上水道」を加えること。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)



平成21年度
国の施策及び予算に関する重点提案

平成20年7月 指定都市

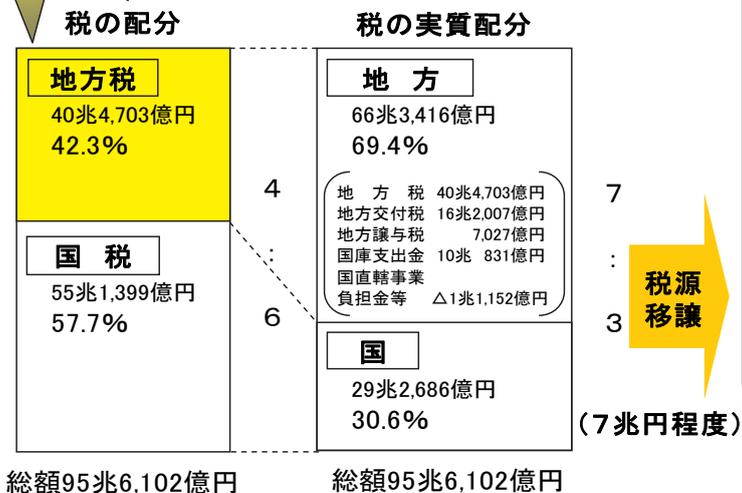
- 1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
- 3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- 4 道路特定財源の一般財源化のあり方
- 5 国庫補助負担金の改革
- 6 地方交付税の改革
- 7 新たな大都市制度の創設
- 8 生活保護制度の抜本改革
- 9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

国・地方における租税の配分状況(平成20年度)

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

《現状》



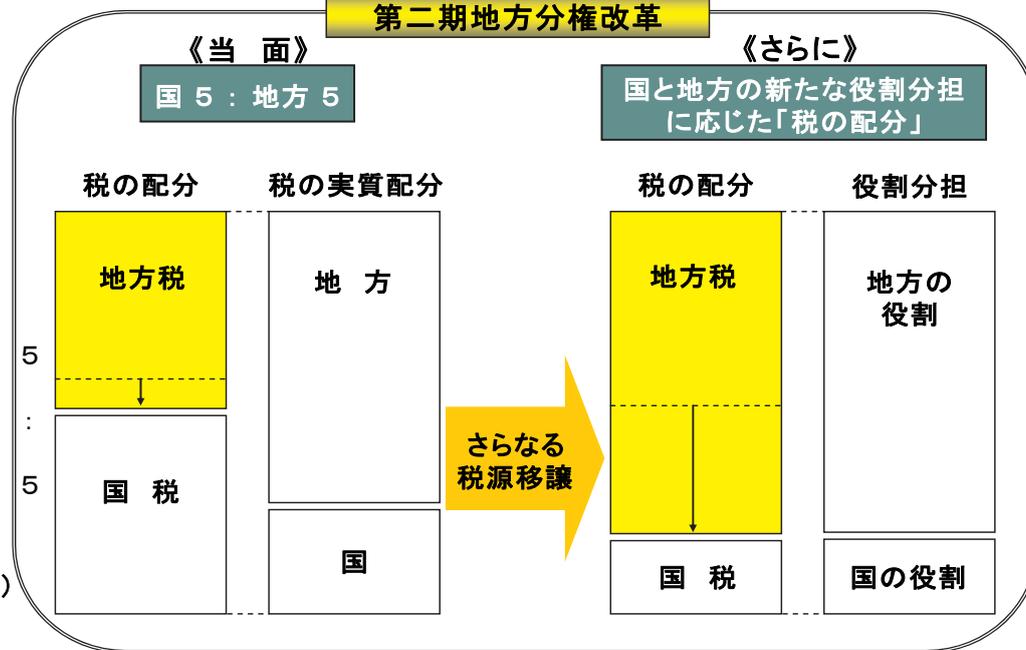
第二期地方分権改革

《当面》

国 5 : 地方 5

《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」



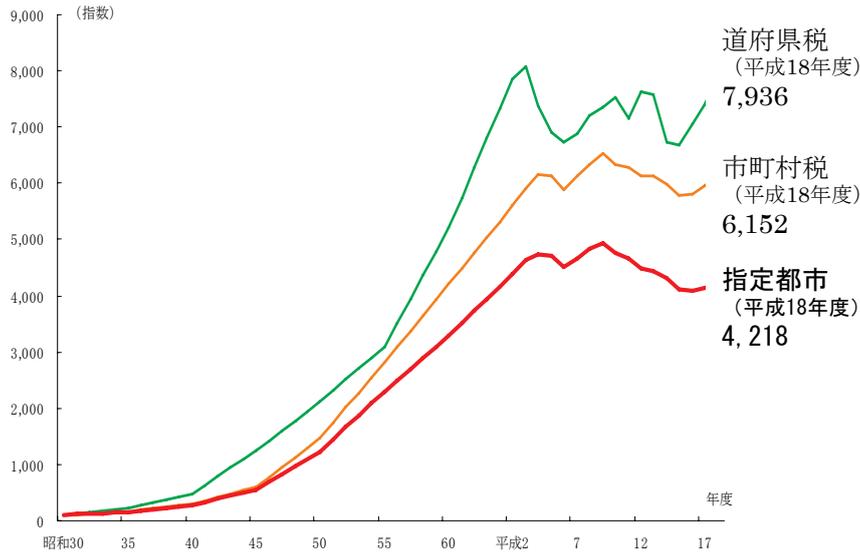
【指定都市の提案】

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5:5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

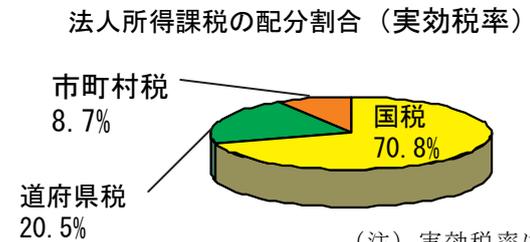
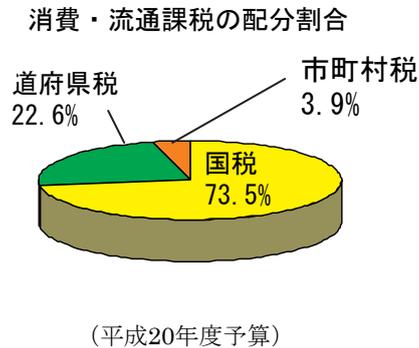
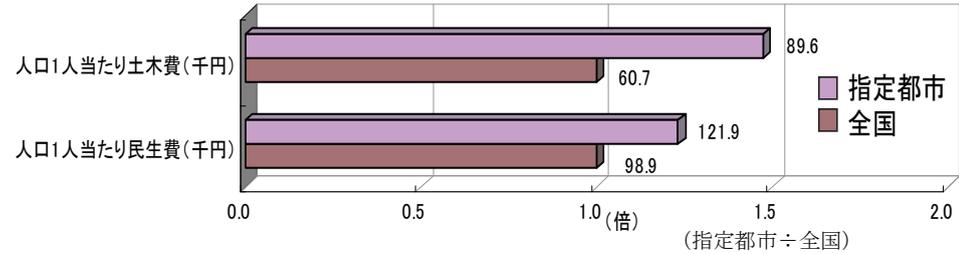
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

人口1人当たり税収の伸びの実態（昭和30年度：100）



注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの決算ベースでの推移

都市的財政需要（全国平均との比較）



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 (注) 地方法人特別税は、税体系の抜本的改革までの暫定措置であり、その税収は、全額都道府県に譲与される。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

【指定都市の提案】

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

受益（指定都市から）と 負担（道府県税）の関係にねじれ

指定都市の市民は

☆ 行政サービスは、指定都市から

受益（大都市特例事務）

★ その**負担**は「道府県への納税」

道府県に代わって指定都市が負担する経費を

**「道府県税から市税への
税源移譲（大都市特例税制）」**で

措置すべき

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|----------|-----------|----------|
| ・児童福祉 | ・母子家庭 | ・結核予防 | ・民生委員 | ・老人福祉 | ・都市計画 | ・身体障害者福祉 |
| ・母子保健 | ・土地区画整理事業 | ・生活保護 | ・食品衛生 | ・屋外広告物規制 | ・行旅病人、死亡人 | ・墓地埋葬等規制 |
| ・社会福祉事業 | ・環境衛生規制 | ・知的障害者福祉 | ・精神保健 | | | |

個別法に基づくもの

- | | | | | | |
|--------|--------|-----------|-------------|-----------------|---|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 | ・国道・道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免研修 | 等 |
|--------|--------|-----------|-------------|-----------------|---|

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

平成19年度予算に基づく概算

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

4,506億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国道・道府県道の管理等

2,935億円

税制上の
措置不足額

1,571億円

税制上の措置済額

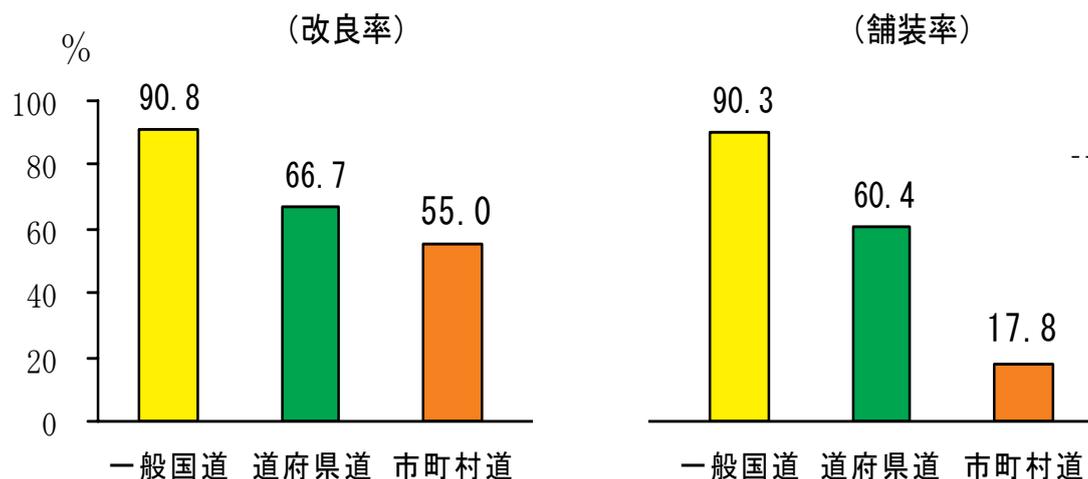
道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると・
その影響額はさらに約8,400億円拡大!!(平成17年度決算)

【指定都市の提案】

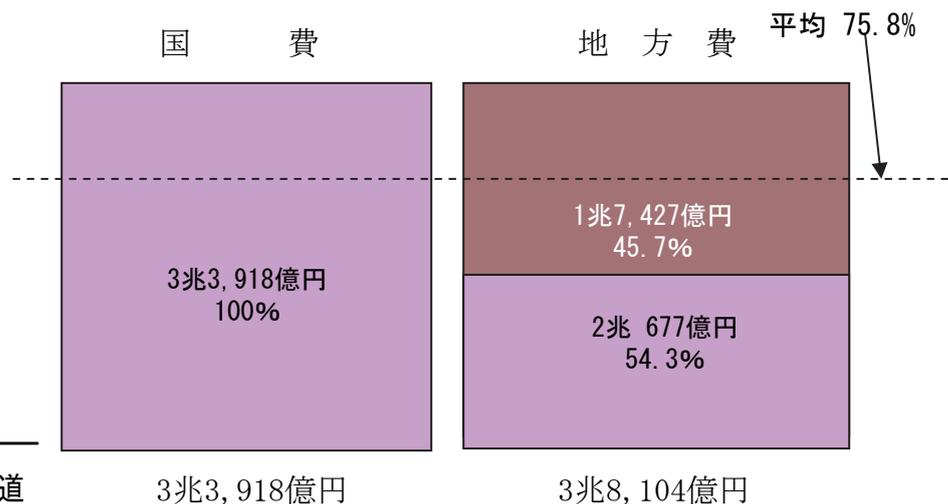
道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路整備状況（平成18年4月1日）



(参考) 道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳
(平成20年度予算)

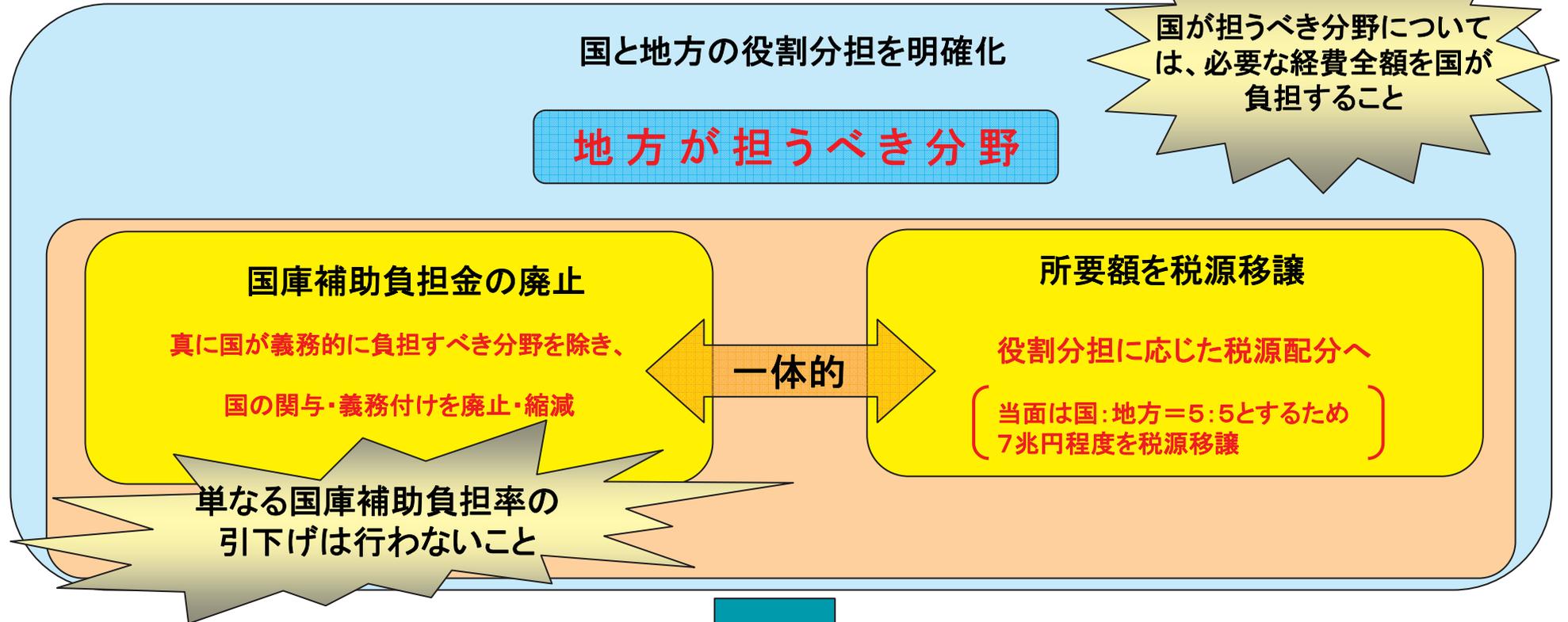


道府県道・市町村道の整備状況は遅れている！

【指定都市の提案】

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

5 国庫補助負担金の改革



【指定都市の提案】

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源

「地方交付税は、地方の固有財源である。」

平成17年2月15日衆議院本会議 小泉内閣総理大臣発言

地方財源不足額

地方交付税等

約20兆円

法定5税分等

約15兆円

20年度地方財政計画

法定率の
引上げで
対応を！

大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要
(=道府県に代わって行う事務)
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要
(=日本の中核機能としての役割)

【指定都市の提案】

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

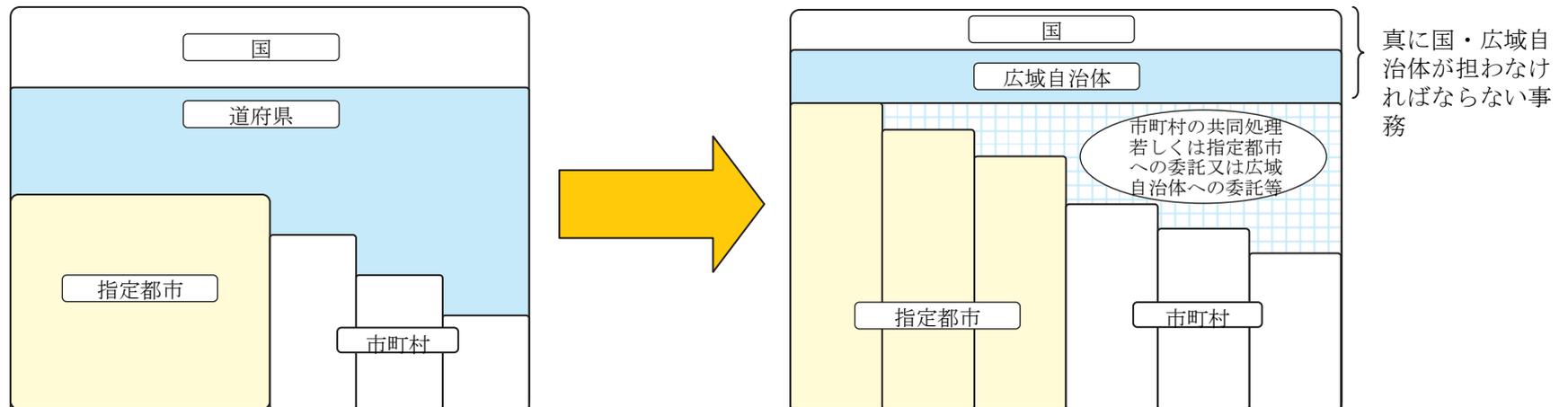
7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一体的・総合的な行政運営が困難
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
- ⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
- ⇒ 画一的な市町村税制
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害

大都市の機能を十分に
発揮できる
新たな大都市制度の創設

国・道府県・基礎自治体の行政体制の概念図



【指定都市の提案】

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

8 生活保護制度の抜本改革

新たなセーフティネットのイメージ

生活保護制度

憲法の理念に基づき、国の責任において全ての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とするもの

現状

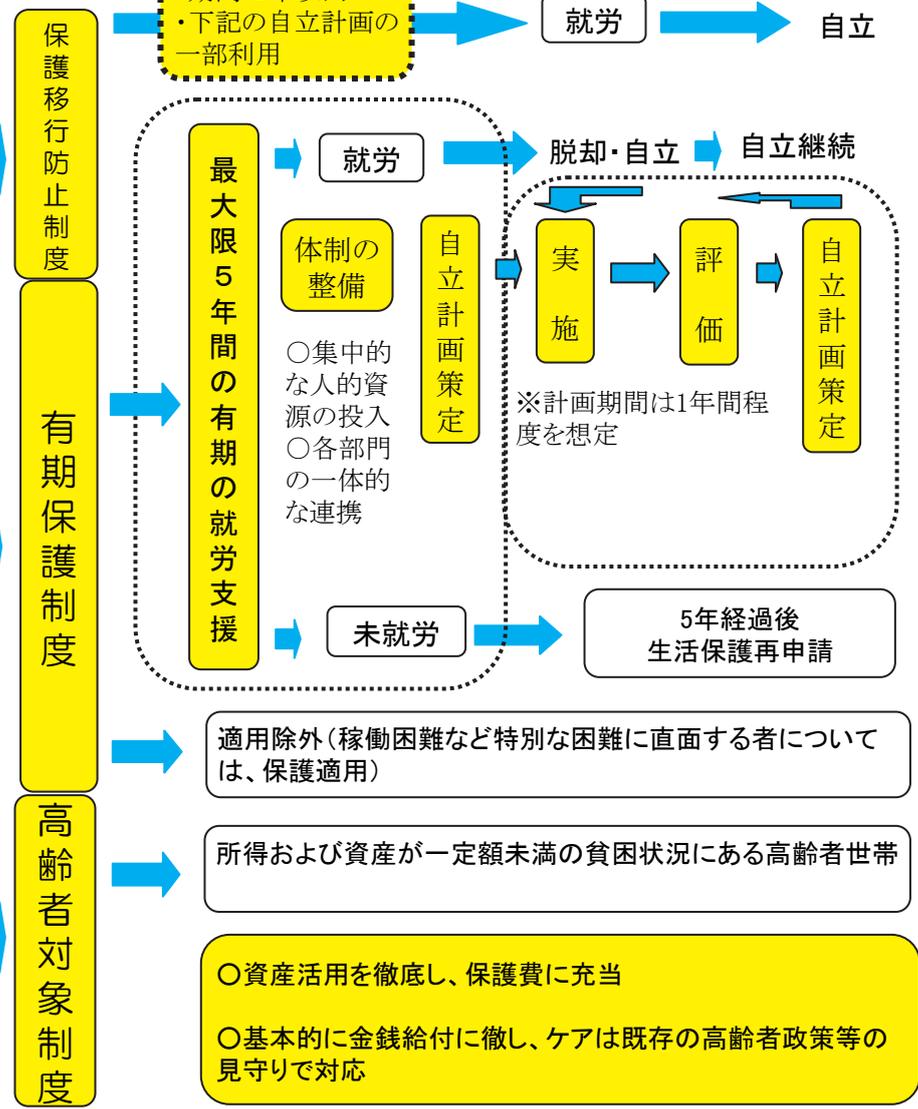
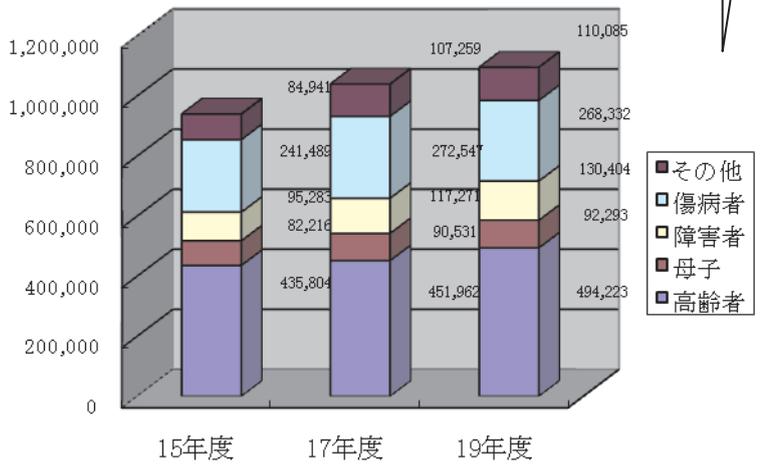
- 被保護世帯の増加
- 扶助費の約半分を占める医療扶助

課題

- 自立困難な高齢者層の拡大
- 稼働年齢層の受給期間の長期化
- 医療費等にかかる費用負担意識の希薄さ

被保護世帯の状況(全国)

(生活保護速報(19年10月))
(世帯数)



【指定都市の提案】

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

9 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

県費負担教職員制度に関する役割分担

義務教育に係る給与費負担は、所要額全額について安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、税源移譲により措置

(現行の道府県・指定都市の役割分担)

財源措置

(あるべき役割分担)

道府県	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

指定都市	給与費負担
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編制の基準の設定 ・教職員定数の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定

現状の問題点

・教職員の任命権は指定都市にあるものの、給与負担者でないという「ねじれ」が生じており、学級編制や教職員定数を主体的に決定することができない。

問題点の解決

・国及び道府県から必要な財源、権限の移譲を行うことにより、学級編制や教職員定数、教職員配置等に関する包括的な人事管理を行うことができるようになる。

学校の設置管理者である指定都市が、主体的に、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を市民に提供することが可能となる。

早期に移管の時期と全体像を明確にし、準備のための十分な移行期間を設けることが必要！

【指定都市の提案】

県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。
学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

地方分権改革の実現に向けた要求

地方分権改革については、政府における地方分権改革推進計画の策定を経て、「新分権一括法（仮称）」案を来年の通常国会に提出することが予定されており、重要な局面を迎えている。

しかしながら、これまでの地方分権改革に対する各府省の姿勢は極めて消極的であり、また、先に政府より示された「出先機関改革に係る工程表」においても第2次勧告が何ら具体化されていないなど、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の主張を真摯に受け止めているとは言い難く、強い憤りを感じる。

そこで、本日、八都府市首脳会議は、政府において、首相の強いリーダーシップのもと、これまで以上に地方分権改革の取組が重点的に行われ、真の分権型社会が早期に実現されるよう、次のとおり意見を表明し、政府に対しその実現を強く要求する。

また、我々自らも当事者として、強力に改革を推し進めていく決意で臨むものである。

I 真の分権型社会の実現

国と地方の役割分担の適正化や、地方の自由度の拡大の観点から、次の改革を徹底して行うこと。

(1) 役割分担の徹底した見直しと権限移譲の推進

住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるという地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、事務・権限の移譲を大胆に進めること。

(2) 義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、廃止を基本に徹底して見直すとともに、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

なお、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

(3) 国の出先機関の見直し

国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査し、地方に対して事務・権限とその事業実施に必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

また、第2次勧告で示された 35,000 人の職員削減を真摯に受け止め、権限移譲を進めながら、「地方振興局（仮称）」等については、そのあり方について十分検討すること。

(4) 「(仮) 地方行財政会議」の設置

地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組みである「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置すること。

(5) 「地方分権改革推進計画」の策定に当たって

真の地方分権改革を実現するため、「地方分権改革推進計画」の策定に当たっては、地方との協議を事前に十分行い、地方の意見を反映させること。

II 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的かつ強力で推進すること。

その際には、我が国最大の大都市圏である八都府市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

(1) 税源移譲

- ① まずは、国と地方の税収比 5 : 5 を実現し、将来的には、地方が担うべき事務と責任に見合った地方税源の充実強化を図ること。
- ② 国から地方への税源移譲を行う際には、地方消費税の充実を図るなど、税源の地域偏在性

が少なく、安定的な税収を確保できる地方税体系を構築すること。

(2) 地方交付税制度改革

- ① 地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。
- ② 地方交付税は、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。
- ③ 地方財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応すること。

(3) 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金については、事業に必要な財源を移譲した上で、その件数を大幅に削減するなど整理・合理化を図ること。

なお、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は、断じて行わないこと。

(4) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うべき事業は、国が全額費用負担し、地方が行うべき事業は、権限と必要な財源を地方に移譲すべきという観点から、そのあり方について廃止等の抜本的な見直しを行うこと。

特に、維持管理費の地方負担については、本来、管理主体である国が負担すべきであり、即刻廃止すること。

(5) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の即時撤廃

- ① 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は直ちに撤廃し、国税化された法人事業税を地方税として復元すること。
- ② 地域間の税収格差の是正は、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映させる地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央府省の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担を根本的に見直すとともに、基礎自治体のあり方や大都市制度の構築について、十分な議論を行うこと。

また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかににかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

平成 21 年 4 月 23 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

八都県市首脳会議

座長	さいたま市長	相 川 宗 一
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	石 原 慎太郎
	神奈川県知事	松 沢 成 文
	横浜市 長	中 田 宏
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一

地方分権改革の推進に向けた提言

地方分権改革については、今後、政府が、国の出先機関の改革に関する「工程表」を策定し、続いて、地方分権改革推進委員会が「第3次勧告」を取りまとめる予定となっており、まさに、第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えている。

今後、地方分権改革に向けた具体策が示される中で、各省庁の抵抗はますます激しくなることが予想される。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、委員会の取組を積極的に後押しするとともに、勧告に則った地方分権改革推進計画の策定を促すため、政府及び地方分権改革推進委員会に対し、次の事項に取り組むよう、提言する。

1 事務・権限の移譲と国の出先機関の見直し

(1) 事務・権限の移譲

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲については、これまでの勧告で地方に移譲すべきものとして仕分けられたものに止まらず、更なる移譲を進めること。

また、地方自治体が協力して事務・権限を担うことができるよう、より柔軟かつ多様な広域連携制度の充実を図ること。

(2) 国の出先機関の見直し

国の出先機関の改革に関する計画（工程表）の策定に当たっては、「第2次勧告」に示された、出先機関職員の「3万5,000人程度の削減」を明確に盛り込み、確実に実施すること。

地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）及び地方厚生局については、真に国が実施すべき事務・権限を明示して限定し、人員及び財源の規模を極小化するとともに、将来的には更なる縮小・廃止も含めて検討を行うこと。

「地域振興委員会（仮称）」の設置にあたっては、住民によるガバナンスが徹底されるよう、会議の公開を原則とし、その協議において地方の意見が十分に尊重されるような仕組みにすること。

(3) 財源及び人員の取扱い

事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分であることから、事務・権限の移譲に見合う所要の地方の自主財源の確保について、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、工程を明らかにすること。

国の人材の地方への移管に際しては、定数や処遇等に係る一定のルールを地方との協議により定めた上、必要な人件費の措置を行うとともに、受け入れ側の各自治体の意見が確実に反映されるよう、個別協議の場を設けること。

2 地方の自主性の強化と地域ガバナンスの充実について

(1) 法制的な仕組みの見直し

法令による「義務付け・枠付け」について、自治事務に関するものは、廃止を前提とした措置とするとともに、法定受託事務に関するものについても、その目的を達成するために必要最小限度とすること。

また、地方自治体の自主性を損なうような、新たな「義務付け・枠付け」は一切行わないこと。

条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

(2) 地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図るため、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和、議員の位置づけの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

(3) 地方との協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見が反映される協議の場として、「（仮称）地方行財政会議」を早急に、法律により設置すること。

3 地方税財政制度改革について

(1) 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

国と地方の役割分担に応じた税財源配分の実現を目指し、まずは早急に国と地方の税源配分5：5を実現すること。

なお、その際には、自治体によって不利益が生じることのないよう確実な税源移譲を行うとともに、地方消費税の充実などにより安定的な地方税体系を構築すること。

「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。

暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として復元すること。

大都市圏の財政需要を的確に反映した地方税財政制度を確立すること。

(2) 国庫補助金改革等

地方が担うべき分野の国庫補助金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。
単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は決して行わないこと。
直轄事業負担金については、事業主体である国が負担すべきであり、責任の明確化のためにも速やかに廃止すること。
国庫補助対象財産の財産処分の弾力化を徹底すること。

平成21年3月6日

内閣総理大臣 麻生太郎
総務大臣 鳩山邦夫
地方分権改革推進委員会委員長 丹羽宇一郎

} 様

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	松沢 成文
神奈川県議会議長	榎本 与助
神奈川県市長会会長	石渡 徳一
神奈川県市議会議長会会長	松中 健治
神奈川県町村会会長	島村 俊介
神奈川県町村議会議長会会長	笠原 俊一
横浜市長	中田 宏
横浜市会議長	吉原 訓
川崎市市長	阿部 孝夫
川崎市議会議長	鍋木 茂哉

大都市制度構想提言 『日本を牽引する大都市』（概要）平成21年2月

～「都市州」創設による構造改革構想～

新しい時代の課題を克服し、我が国を強く豊かで魅力的な国としていくためには、**地方分権改革の推進と地域主権型道州制の実現**、さらに東京以外にも横浜、大阪、名古屋などの大都市がその力を存分に発揮できる**大都市制度＝「都市州」の創設**が必要

提言 1

道州制において「都市州」制度を創設し、3市に適用すべき

道州制下の大都市制度として、一般道州から独立し、市と州の機能をあわせ持つ「都市州」制度を創設し、まず我が国を代表する大都市である横浜、大阪、名古屋の3市に適用すべき。これにより、重複行政を全廃し、都市州は都市課題に対して迅速かつ効果的に対応することが可能に。一般道州は大都市以外の地域への対応に注力できる。

「都市州」には、大都市が主に現在の市域をもって単一市で独立する「単一都市州」と、都市圏として機能的なまとまりを形成し、近隣自治体と共に独立する「大都市圏州」とが考えられる。

また、大都市を法的に明確に位置づけた「大都市制度法（仮称）」の制定が必要。

「都市州」制度の3市への適用における試算例

我が国 GDP を約 7.8 兆円、1.5%押し上げる経済効果

財政的な削減効果は年間 1,200 億円以上

※裏面 点線囲みの説明を参照

提言 2

大都市部の税収が全国に行き渡る仕組みを構築すべき

市と州の機能を兼ねる「都市州」には、市町村税と道州税を一元化した「大都市税」として、地方税のすべてが配分される。あわせて、大都市が他地域と共生し、国全体の発展に資するために、大都市部の税収が、「都市州」を含めた道州間の財政調整を通じて、全国に行き渡る仕組みを構築する。この仕組みでは、税収の多い州から少ない州への水平的な移転により調整を行うこととする。

大都市が「都市州」として独立することで、大都市部の税収が一部地域にとどまらず、全国に行き渡ることが可能になる。

提言 3

大都市の住民自治機能を一層強化すべき

地域主権型社会の実現のためには、住民によるガバナンスと行政のアカウンタビリティ（説明責任）が保障されることが不可欠。「都市州」においては、住民自治機能を一層強化していくべき。また、区役所が地域の住民サービス機能や地域支援機能を一元的に担い、本庁が担う機能は限定して効率化を図ることが必要。

ただし、「都市州」内部の自治構造は、各「都市州」が地域の特性を反映し、市民と共に主体的に選択・決定できることを原則とする。例えば、特別区制度に近い公選の区民代表機関や地域レベルの自治組織を検討すべき。

制度構想にあたっての4つの視点

- ◇ 世界との都市間競争に対応できる自治体の実現
- ◇ 他地域との共生の核となる自治体の実現
- ◇ 国を動かす政策能力の高い自治体の実現
- ◇ 簡素で効率的な自治体の実現

横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会

制度実現による国民・市民のメリット

政治、行政、経済、広域、国際、市民生活の各面において大きなメリットがある。

- 国から地方への大幅な分権を実現する道州制と、最も身近な基礎自治体の市が州の仕事も含めて行う「都市州」制度で、政治がより身近になる。
- 中間組織の廃止・縮小により、行政コストの削減や行政資源の効率的な配分など、簡素で効率的な行政が実現する。
- 大都市の活力を生かすことは、地域経済を活性化するだけでなく、財政調整を通じて、地方経済全体にも好循環を促し、持続可能な国土発展と安定した国民生活を実現する。
- 大都市の広域的機能が高まり、大都市が近隣市町村との連携の中核的な役割を果たしていくことができるようになる。
- 国際的な都市間競争に対抗できる役割を果たし、国を越えた都市同士の繋がりを強化して都市外交を積極的に展開し、国の成長に貢献していくことも可能になる。
- 地域のニーズに合致した施策を迅速かつ総合的に展開することが可能になる。とりわけ、重複行政の全廃によるスピードアップは、住民にとって大きなメリットとなる。
- 都市としての自治権の拡大や都市内分権の進展による住民自治機能の強化、市民への行政サービスや利便性の向上なども考えられる。

(参考) 市民のメリットとなる具体的な事例紹介

- 例1) 運転免許証の更新や車庫証明などが身近な区役所の窓口で処理できる。旅券発給や不動産登記などでは、戸籍・住民票の事務と同じ区役所の窓口で処理できることで、複数の機関に行かなくて済むようになる。
- 例2) 職業訓練・職業紹介など就労支援や、産業立地促進・企業誘致・中小企業助成など地域経済振興、その他社会教育施設、医療施設、消費者相談など住民サービスの競合的で非効率な提供がなくなる。
- 例3) 義務教育の教職員の給与負担と人事権、学級編制、教職員定数の設定権限を一元化することで、地域の実情と子どもや保護者などのニーズに即した柔軟な教育カリキュラムが行える。
- 例4) 道路管理や駐車場対策も含めたまちづくりの権限・事業とともに、交通規制の設定、交通管制、違反取締りの権限を新たに持つことで、総合的な交通施策とまちづくりとの一体化ができる。警察権限の移譲により、地域防犯、繁華街見回り、青少年育成など、これまでの地域住民との協働取組の実効性が高まる。
- 例5) 下水道管理、水質管理、水防対応を担っている大都市が市域内のすべての河川管理を持つことで、河川水面だけでなく、流域全体としての総合治水対策・防災対策ができる。大規模災害発生時の自衛隊の派遣要請や災害復旧事業などで府県を経由する必要がなくなり、より迅速で的確な危機管理の対応ができる。
- 例6) 労働基準監督を新たに行うことで、市の施策としての障害者の社会参加の促進や男女共同参画社会の実現などが適正に行われやすくなる。自立支援や雇用対策が市民や事業者にも身近なところに一元化されることで、一人ひとり及び地域のニーズに合わせたより迅速で的確な対応ができる。

※ 3市が自立度・自由度の高い都市制度の下で、他地域よりも生産性が高く、今後一層重要となる福祉や医療、教育、観光などの都市的産業に人的資源を集中的に誘導し、積極的に伸張させた場合は、政策的誘導が無い場合よりも、国全体の人口が減少し続ける中であっても、**2020年時点での総生産額を年間約7.8兆円(2007年の我が国GDPの約1.5%)押し上げる効果が試算**できる。

※ 自治体運営として重複する府県の事務費(議会費、総務費)は、**3市が府県から独立することにより削減可能**。3市の人口割合から推計すると、**年間約1,221億円(平成18年度決算)**。現在、3府県が3市域内で支出している経費と比較すると、**3市平均で約6.37%効率化**。このほかの費目においても、関与や重複事務、二重投資の整理により、さらにこれ以上の削減が可能と推測される。

日本を牽引する大都市

— 『都市州』創設による構造改革構想—

平成 21 年2月

横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	3
	(1) 時代認識、現状の課題	3
	(2) 大都市の現状	3
	(3) 現行制度の問題点.....	6
3	制度構想にあたって	7
	(1) 地域主権型社会の実現＝「道州制」の実現	7
	(2) 制度構想にあたっての4つの視点	8
4	大都市制度創設の提案	10
	(1) 「都市州」の創設	10
	(2) 「都市州」による財政調整システムの構築＝大都市の自立と 地方の共生の実現	12
	(3) 「都市州」の住民自治機能の強化	14
5	制度実現による国民のメリットと経済効果	15
	(1) 国民のメリット	15
	(2) 経済効果	16
6	制度実現に向けて	18
	参考資料	21

1 はじめに

我が国の 20 世紀から 21 世紀への国家としての特徴は、「都市化」時代から「都市」の時代へのシフトであろう。人口や産業が集中豪雨のごとく都市に集まった都市化時代から、**高品位の成熟した都市をめざす時代へ、歴史は大きく転換**している。国家を代表する幾つかの大都市と地域の核的都市、それを囲むよう衛星状に小都市が点在し、美しい農山村が広がっていく—21 世紀の日本はそうした都市国家がイメージされる。

この国土を 47 の都道府県ではなく、約 10 の州に再編し内政の拠点をつくる**地域主権型道州制への移行**が現実味を帯びてきた。現在議論の進む第二期地方分権改革も、機関委任事務制度の全廃を骨格にした第一期改革後、個別法に潜む集権的な規制や上意下達の仕組みから「地方」を解放し、更なる権限や税財源の移譲を求める個別具体的な改革が行われる動きにある。そうした中、**これからの都市国家を担う大都市制度をどう構想するかが極めて重要な改革論点**となる。

戦後 60 年余、日本の大都市は**<未完の大都市制度>**を使うことを余儀なくされてきた。昭和 31 年に始まる現行の指定都市制度は、法制度上認められながら実現しなかった幻の特別市制度の廃止と引きかえに「妥協の産物」として生まれた「大都市に関する特例」であって、決して大都市制度ではない。自治法をはじめ個別法において、人口 100 万以上の基礎自治体に府県の権限の一部を上乗せする特例扱いを積み重ねてきた仕組みに過ぎない。ただ、一方で社会的に指定都市がブランド化したこともあり、合併することで指定都市をめざす動きも加速した。70 万都市まで指定要件を緩和したことで、本年 4 月には 18 都市まで拡大し、およそ当初 5 大都市を想定した当時の制度趣旨とは大きくかけ離れたものとなっている。特別区、中核市、特例市も含め都市制度の在り方が問われている。

大都市自治体は大都市の経営主体であり、膨大かつ複雑な行財政需要に的確に応えていく使命がある。そこでの公共経営は、交通、道路、エネルギー、上下水道、食糧、防災、犯罪防止など日常生活の安心、安全の確保や危機管理はもとより、圏域の企業活動をコントロールする経済的規制や産業政策など大都市経営者として高い政策能力が必要とされている。

それには、単に府県行政と大都市行政の二重行政の是正やその一元化、大都市に対する国・県の二重監督の解消といった旧来の「大都市の特例」といったレベルではなく、明確に**大都市を府県（州）の権限外と位置づけ、大都市（圏）をマネジメントするための固有の行財政権限を有した大都市制度を創設**し、それを法的に明確化するため、「大都市制度法（仮称）」の制定が必要と考える。その点、現在の 17 の指定都市は機能的にみても、いま述べた明確な大都市（横浜、大阪、名古屋など）と広域中核都市（他の指定都市群）にわけて制度の再構

築をする必要がある。大都市を特別市的に扱う国土的な土壌は既にある。

そのイメージとして、ドイツのミュンヘンやデュッセルドルフ、ケルンのように州から独立し、州の事務と基礎自治体の事務を併せ持ついわゆる特別市に近い制度や、韓国の広域市やドイツの都市州のようにその区域内に法人格を持つ区や郡を包含しつつ、広域自治体の事務と基礎自治体の事務を併せ持つ、いわゆる「都市州」の制度が考えられる。

さらに、水平補完機能も含め大都市の隣接市町村との広域連携の政策を可能とし大都市圏行政が可能となる制度が構想されるべきであり、大都市圏州も視野に入れる必要がある。これからの日本は都市国家をめざす時代である。新しい皮袋には新しい酒を——更なる地方分権の推進と道州制への移行を前提に「新たな大都市制度」を構想することは待ったなしの選択と考え、本研究会は提言するものである。

2 現状と課題

(1) 時代認識、現状の課題

今世紀が「都市の世紀」とも言われるように、我が国において指定都市、中核市、特例市、東京 23 区など都道府県の補完の必要性が少ない自立的な都市に人口の約半数が居住している。1980 年代から加速進行する経済のグローバル化や情報化の進展は、国境を超えて都市が世界と直接結びつく世界的な都市ネットワークを拡大させるとともに、国際的な都市間競争の激化をもたらしている。

我が国は、国際的な都市間競争や少子高齢化・人口減少社会の到来に対し、これまでのところ必ずしも有効な処方箋を見出すことができていない。世界に先駆けて少子高齢化・人口減少社会を迎える我が国は、**社会の持続可能な成長モデルを構築することが喫緊の課題**である。

一方で、明治以来続く中央集権型の国家システムは、現在では地方の自立を阻害するとともに、国・都道府県・市町村間の重複行政をもたらし、国民負担を増大させ、我が国の国際的な競争力を削いでいる。我が国の活力を維持向上するためには、地域の個性、資源、ネットワークによって我が国全体を支えていくという理念を徹底した**地方分権改革とそれに続く道州制の導入など地方自治制度の抜本的な改革が、必要かつ不可欠**である。しかし、これらの改革の現状は、国一都道府県一市町村という従来型の画一的な自治の枠組みを前提とした道州の区割り論などに終始し、**我が国の再生に向けた本格的な検討、さらに国を牽引している大都市の視点が欠如**している。

(2) 大都市の現状

ア. 大都市が果たしている役割

大都市は、我が国はもとより諸外国においても、例えば、①国土全体の人・モノ・情報の重要な結節点として国の骨格を形成している、②経済的な活力や文化・芸術など新しい価値の創造の源として総合的に国全体を牽引している、③先進的な施策推進により全国の諸都市をリードしている、④高次な都市機能の集積により大都市圏における中枢都市として都市圏全体の活性化を牽引しているなど、重要な役割を有している。

また、⑤大都市は、都市型災害、交通渋滞、ホームレス問題など特有の都市問題を抱え、最近では雇用対策、都市インフラの老朽化、地球温暖化への対応などへの課題解決を求められている。

イ. 諸外国の状況

諸外国の多くでは、首都はもとより、ドイツのハンブルク、イギリスのマンチェスター、韓国の釜山など首都以外の大都市についても、**広域自治体から独立した大都市制度が創設され、自立した都市経営が行われている。諸外国は都市の歴史や中枢性によって大都市に制度的な位置づけを与えているのが一般的である。**

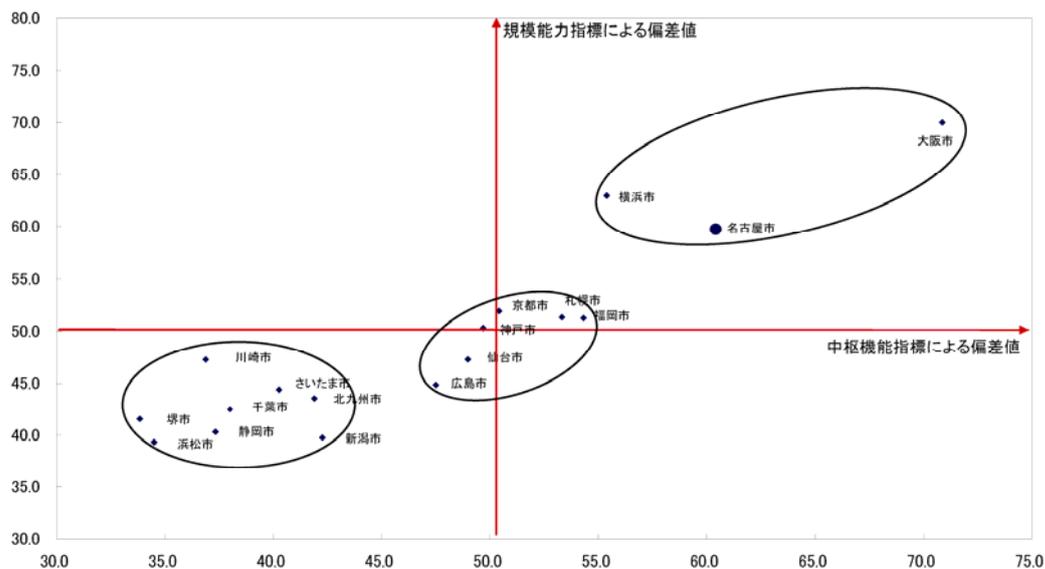
ウ. 我が国における大都市制度の歴史と現状

我が国においても、大正時代以降の6大市（東京、横浜、大阪、名古屋、京都、神戸）による大都市制度創設運動を経て、1943（昭和18）年に東京都制の施行、その後、5大市による運動により、1947（昭和22）年制定の地方自治法に、**都道府県区域外で都道府県と市に属する事務を処理する「特別市」の規定が盛り込まれた。「特別市」には、横浜、大阪、名古屋など5大市の指定が想定されていた。**

しかし、政府は、5府県の反対を受け、1956（昭和31）年に地方自治法を改正し、「特別市」の条項を削除の上、これに代わる制度として、**行政区分の階層性を残したまま、特例的に事務の再配分をする都市を政令により指定する制度（いわゆる「政令指定都市制度」）を5市に導入した。**

政令指定都市制度は、5府県との対立による妥協の産物であり、**府県制度改革までの暫定的措置であったにもかかわらず、50年以上にわたって見直しがされていない。**また、一般市町村の枠組みの中で若干の特例を設けた制度であり、本来の意味での大都市制度とも言えないため、国や府県との間での重複行政による行政運営上の非効率も多く、大都市の複雑多様なニーズ・課題への対応が困難になっている。さらに、市町村合併の推進に伴い指定要件が緩和され、本年4月には18市まで増加する中で、政令指定都市間での規模能力や中枢性に差も広がっている。

(図表 1) 規模能力と中枢機能からみた大都市の位置



出典：名古屋市「道州制を見据えた新たな大都市制度に関する調査研究報告書」（平成 19 年 2 月）

(図表 2) 3市と世界諸国とのGDP比較（2005年）

11	オーストラリア	737.7
12	オランダ	628.8
	3市合計	425.6
13	ベルギー	370.8
14	スイス	365.9
15	トルコ	362.6
16	スウェーデン	357.4
17	オーストリア	304.8
18	ポーランド	302.6
19	ノルウェー	295.5
20	ギリシャ	283.7
21	デンマーク	259.1
22	アイルランド	200.4
	大阪市	198.5
23	フィンランド	195.7
24	ポルトガル	183.8
25	チェコ	124.0
	横浜市	115.2
	名古屋市	111.9
26	ハンガリー	110.4
27	ニュージーランド	109.8

出典：国民経済計算年報（平成19年度版） 10億ドル
 参考：為替相場（2005年） 110.16

※ 3市及び3市合計は、年度による数値

(3) 現行制度の問題点

ア. 大都市の役割を発揮できない制度上の問題点

現行の指定都市制度は、大都市の役割を十分に発揮できない不十分な制度となっている。

具体的には、道府県に比肩する規模・行政能力を有しているにもかかわらず、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、地方自治制度の中で**大都市の位置づけや役割が法律上明記されない、特例的な事務配分という法体系**になっているため、道府県に事務権限が留保されていたり、関与が残るなど**二重行政・二重監督の弊害が生じている**。このように、複雑・多様な大都市問題を自らの権限と責任で一体的に解決を図ることを阻害する制度となっている。

イ. 役割分担に応じた税財政制度の不存在

大都市は人口の集中や経済活動の集積に伴う交通網や下水道など社会資本の整備など、大都市特有の財政需要への対応に取り組んできており、今後は膨大なストックの更新も必要である。しかし、**現行の市町村税制は画一的であり、都市的税目が乏しく大都市特有の財政需要に見合う税収が確保できない仕組み**となっている。

また、指定都市は事務配分の特例により、道府県に代わって多くの事務を行っているが、市町村税制は大都市への事務権限に関係なく画一的であり、**所要額に対する税制上の措置が不足し、道府県と指定都市の税源配分が役割分担に対応していない状況が続いている**。

ウ. 中枢となる大都市の制度上の問題点

大都市の中でも、とりわけ横浜市、大阪市、名古屋市は、人口、経済、情報、文化など特に高度で大規模な集積を持ち、広域的な生活圏・経済圏における中枢都市として日本全体の経済活動を牽引している大都市である。

しかし、府県はその区域内において画一的な施策を展開しており、必ずしもこれらの大都市の高度な集積の活用を前提としているとは言えない。また、大都市は、高度な集積に対応するため、市立大学や様々な文化・スポーツ・医療・研究施設などを制約のある税財源の中で設置せざるを得ない。さらに、街づくりや高度な医療機能に関しても、国や府県との重複行政や関与により大きな弊害が生じている。

こうした**中枢性の高い大都市への全国一律の自治制度の適用は、中枢都市に集積する企業や市民の多様な要望に適確・迅速に対応することができず、効率的な行政運営にも支障をきたしている**。

3 制度構想にあたって

(1) 地域主権型社会の実現＝「道州制」の実現

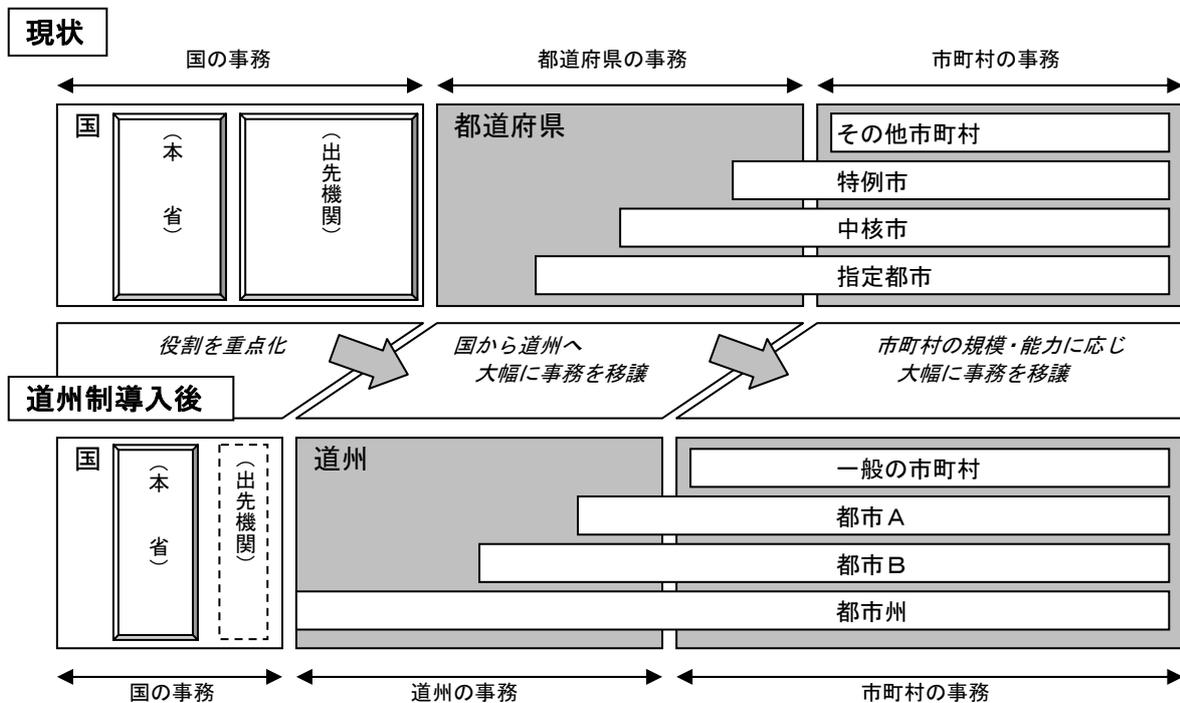
地方自治制度においても、これまでの中央主導でつくられてきた画一的な自治の枠組みから脱却し、地方の個性や資源を活かした、多様な自治のあり方を認容していくことが必要である。

このような地域主権型社会を実現するためには、国の役割を限定し、国民への行政サービスを基礎自治体が中核となって担う地域主権型の「道州制」の導入を図っていくことが必要と考える。

「道州制」の導入にあたっては、国は外交・防衛・通貨管理、全国的な事務など国にしかできないことのみを重点的に担い、その他の事務は、制度設計を含めて地方自治体が主体的に担うことを、これからの国家体制の基本的な考え方とすべきである。

その中で、大都市については、広域的分野で道州との役割分担を整理し、大都市の独立性・総合性を高め、市町村とは別の位置づけを明確にした制度にしていくことが必要である。さもなくば、都道府県と大都市の関係と同様に道州と大都市間で無駄な重複行政の再来が危惧される。

(図表 3) 国・道州・大都市・基礎自治体の役割分担イメージ (例)



第 28 次地方制度調査会第 18 回専門小委員会資料を基に作成

(2) 制度構想にあたっての4つの視点

地方分権改革は、我が国の地域間格差の解消と地域再生を目指す上での喫緊の改革であるにもかかわらず、霞ヶ関の各府省は権限・財源の地方移譲に猛烈な抵抗を示す一方で、地方側も三位一体改革の際の地方交付税削減など地方への財源移転が不十分だった後遺症から、権限移譲に対して必ずしも積極的ではない。

このような閉塞状態を打破し、国のかたちを変えていくためには、国や広域自治体による補完を要しない大都市が主体となって地域主権を推進する必要がある、それを支える意味でも大都市制度の構想が求められる。道州制下における大都市制度の構想にあたっては、**(ア) 世界との都市間競争に対応できる自治体 (イ) 他地域との共生の核となる自治体 (ウ) 国を動かす政策能力の高い自治体 (エ) 簡素で効率的な自治体**、の4つの視点が必要である。

特に、横浜、大阪、名古屋の3市は、我が国を代表する地方自治体として、また大都市地域を経営する政治行政主体として、十分にその主体となり得る。

ア. 世界との都市間競争に対応できる自治体の実現

グローバル化の進行により、国を越えた都市同士の繋がりが重要性を増し、都市間競争に対抗できる都市を持つ国が成長していく。アジア各国を見ても、上海、釜山、ムンバイなど大都市が国の成長を牽引している。

我が国は国家戦略として、東アジアはもとより世界の拠点となる大都市をつくっていかなければならない。我が国が将来にわたり、持続可能な社会を構築していくためには、大都市の役割を制度的にも保障し、世界との競争に対抗できる複数の自治体の実現を図るべきである。国に頼らず、迅速に施策を展開し、**世界との都市間競争に打ち勝つことができる自立した自治体の実現**が求められる。

イ. 他地域との共生の核となる自治体の実現

地方が元気になるために、国は様々な政策を実施しているが、その効果を地方は実感できていない。現場感覚のない国の主導によることを改め、地域がその活力を存分に発揮できる仕組みが必要である。

大都市は、我が国の経済的な活力を担い、国を動かしていくエンジンの役割を果たしてきた。

他方、大都市の周辺地域や、大都市圏以外の地域にも、食料自給、工業生産、地球温暖化を抑制する環境整備、都市市民が潤いと生きがいを感じることができる豊かな自然環境

の維持など大きな役割がある。

我が国全体が活力を持ち、持続的に発展していくには、都市部の経済効果が周辺地域をはじめ全国に循環することにより、それぞれの地域が自立してそれぞれの役割を担う構造が必要であり、**他地域との共生の核となる自治体の実現**が求められる。

このことが国益の増大にもつながり、疲弊した日本を再生する近道にもなると考えられる。

ウ. 国を動かす政策能力の高い自治体の実現

国民生活に係る政策を国が立案し、地方自治体がそれを処理していくという中央集権体制は、日本全体の国力を一定水準に引き上げるまでは機能したが、それ以後は国民目線から乖離した政策によって無駄な投資をすることになった。国では実現できない規制改革を大都市が先導的に進め、我が国を牽引していくことが、今こそ求められる。

地域主権型社会を実現するためには、基礎自治体の行財政能力を高めていくことが必要であるが、全ての自治体が同一の能力を持つことは現実には不可能である。これまで、我が国は同一の基準で自治体に規制をかけ、一律な対応を一貫して押しつけてきた。できることを自立させ、できないところを補完していくという発想の転換がない限り、中央集権体制を打破することは永遠にできない。

少子高齢化による人口減少社会に向け、雇用対策や環境対策など深刻化する都市問題の解決を図るためにも、**国民生活の視点に立った国を動かす地域主権型の政策能力を持った首長、議員、職員を擁する自治体の実現**が求められる。

エ. 簡素で効率的な自治体の実現

現在、国、地方をとおして 800 兆円にも及ぶ借金（債務残高）をかかえ、とりわけ国の借金は 553 兆円（平成 20 年度末）で、一般会計税収（54 兆円）の 10 年分にあたる。今後、これまでと同様に地方に配分していく財源の余裕は国にはない。

地方分権改革を推進することにより、**国の無駄を徹底的に排除するとともに、国と地方との非効率な重複行政を全廃し、行政運営を効率化していく国・地方を通じた行政改革を断行すべきであり、自己完結的に国民に身近な行政サービスを迅速に提供する簡素で効率的な自治体を実現**する必要がある。

4 大都市制度創設の提案

第3章における制度構想にあたっての考え方を基本に据え、当研究会は、我が国の再生に寄与する大都市制度創設について、(1)「都市州」の創設、(2)「都市州」による新たな財政調整システムの構築、(3)「都市州」の住民自治機能の強化の3点を提案する。

(1) 「都市州」の創設

道州制において「都市州」制度を創設し、3市に適用すべき

道州制においては、道州に包含されない大都市制度として、一般道州から独立した「都市州」制度を創設し、まずは我が国を代表する大都市である横浜、名古屋、大阪の3大都市に適用すべきである。

ここでいう「都市州」は、広域自治体であるとともに、基礎自治体でもある。これは、広域行政と基礎行政を一体的に管理運営できるという独特な制度である。「都市州」は大都市経営主体として、交通政策、エネルギー政策、食糧政策、防災・治安政策など市民の安心、安全の確保や危機管理、企業活動をコントロールする経済的規制や産業政策など担い、大都市特有の都市課題に対して迅速かつ効果的、専門的に対応できることになる。このことにより、国や一般道州との重複行政を全廃することが可能になるとともに、一般道州は広域調整と大都市以外への対応に特化できる。また、昼間人口（就業者）の意思が強く反映できる自治制度をつくるのも「都市州」制度の特徴と考えられる。

「都市州」は、大都市を一体的に経営することにより、地域経済力の向上に貢献する。3市は、それぞれ首都圏、中京圏、関西圏における地域経済力の向上に貢献し、さらには我が国を牽引していく。大都市の経営を「都市州」が引き受けることにより、一般道州は一般道州内市町村への補完に力を傾注でき、コンパクトな道州として行政コストの肥大化を避けつつ、地域の自立と我が国の国際競争力を高めることに繋がると考えられる。

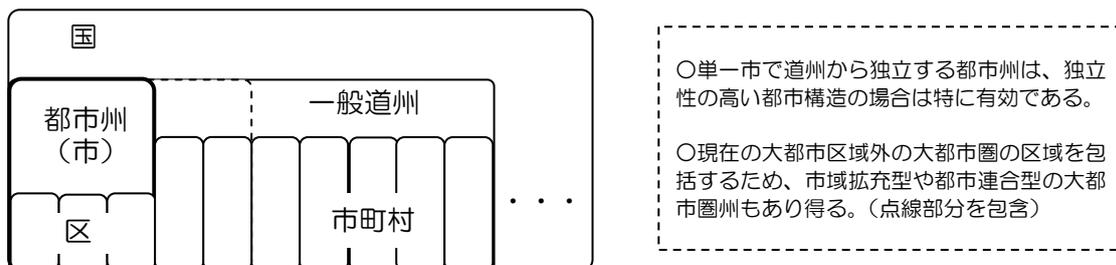
なお、「都市州」の区域を越える広域的課題については、「都市州」が、近隣市町村や隣接一般道州との水平連携により対応をしていく。

また、大都市圏では大都市市域を越えた範囲において一定の機能的なまとまりをもつため、「都市州」には、大都市が主に現在の市域をもって単一市で独立する「単一都市州」と、都市圏として機能的なまとまりを形成し、近隣自治体と共に独立する「大都市圏州」とが考えられる。そのため、区域の再編（市町村合併）や新たな連携強化等を進めていくことも検討すべきである。

さらに、これらの独立性の高い大都市の位置づけ・役割や「都市州」の多様なあり方を法制度的に担保するため、「大都市制度法（仮称）」の制定が必要である。

なお、「都市州」は市の機能と州の機能を併せ持つが、首長、議員、職員は市と州の職務を兼務し効率的な大都市経営を行うことは言うまでもない。

（図表4）「都市州」のイメージ



(2) 「都市州」による財政調整システムの構築＝大都市の自立と地方の共生の実現

大都市部の税収が全国に行き渡る仕組みを構築すべき

道州制の導入により、国と地方の役割に応じ、国から道州や基礎自治体に大幅に権限を財源とともに移譲することになる。「都市州」にはその役割分担、仕事量・事務配分に見合った税源配分を行い、大都市の自由な政策推進を可能にすることにより、生産性を向上させていくべきである。具体的には、地方の事務のすべてを担い、大都市特有の行政課題に対応する「都市州」には、地方税のすべてを課税できる固有の税制度として、基礎自治体税（市町村税）と広域自治体税（道州税）を一元化した「都市州税」（仮称）を創設すべきである。

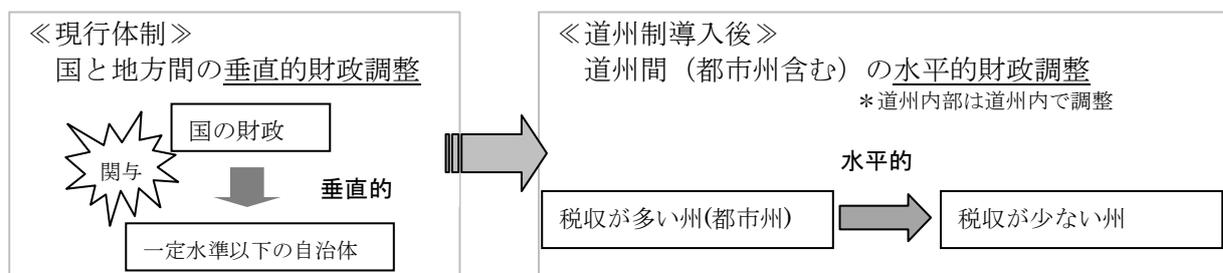
なお、「都市州税」（仮称）の創設の前提として、道州制の導入に伴い国と地方のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。すなわち、国は本来の役割・仕事量に見合った税源のみを徴収し、地方への大幅な税財源の移譲が前提である。

その上で、基礎自治体間の財政調整は、道州主導で行う。「都市州」内の地方税は「都市州」で完結するが、大都市が税収を抱え込むべきではない。周辺地域をはじめ他地域と共生し、国全体の発展に資するために、**大都市部の税収が、道州間の水平的な財政調整を通じて、全国に行き渡る仕組みを構築**していく。

「都市州」も含めた道州間の水平的な財政調整は地域主権的な仕組みとし、税収の多い州から少ない州に移転する。さらに、「都市州」は、**税源移譲を前提に国債費の引き受け**を行う。なお、大都市が「都市州」として独立することで大都市部の税収が一部地域にとどまらず全国に行き渡ることが可能になるものである。

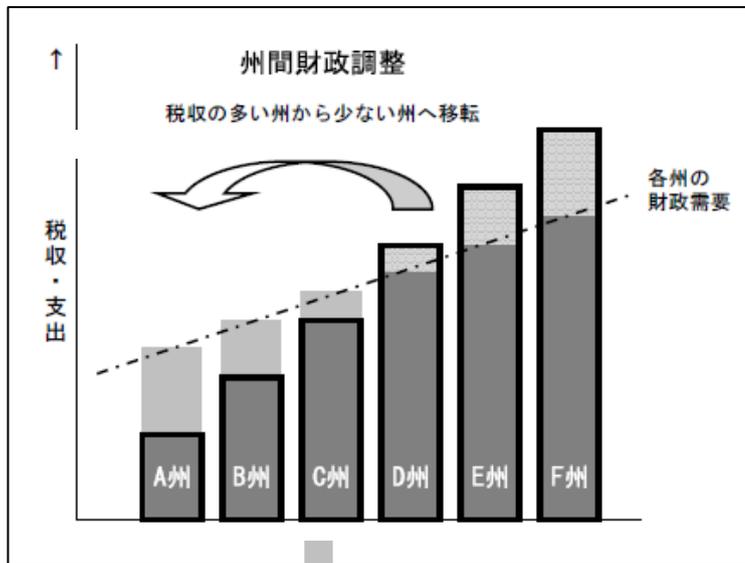
(図表5) 「都市州」による財政調整の仕組みイメージ

○「道州制」導入に見合った財政調整システムの抜本的な転換イメージ

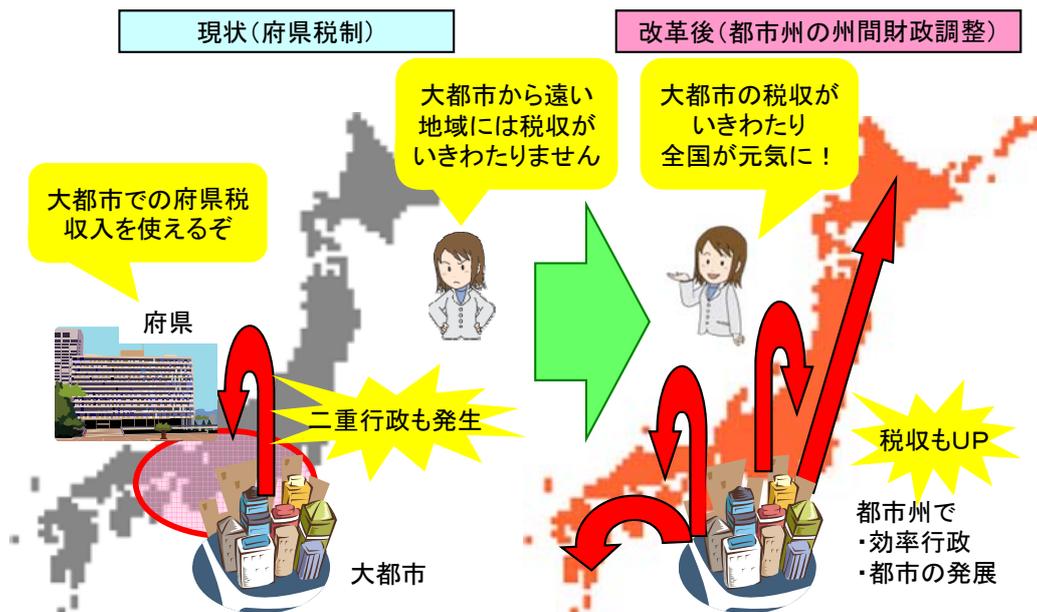


(図表6)

○「都市州」による財政調整の仕組みイメージ(例)



都市州の州間財政調整で全国を元気に！



(3) 「都市州」の住民自治機能の強化

大都市においては、住民自治機能を一層強化すべき

大都市においては、住民自治機能を一層強化すべきと考える。ただし、「都市州」内部の具体的な自治構造については、大都市内における住民自治拡充の視点から、各「都市州」が地域の特性を反映し、市民と共に選択・決定できる仕組みを原則とする。国民としての権利保障を除き、大都市が主体的に設計することを基本とすべきである。

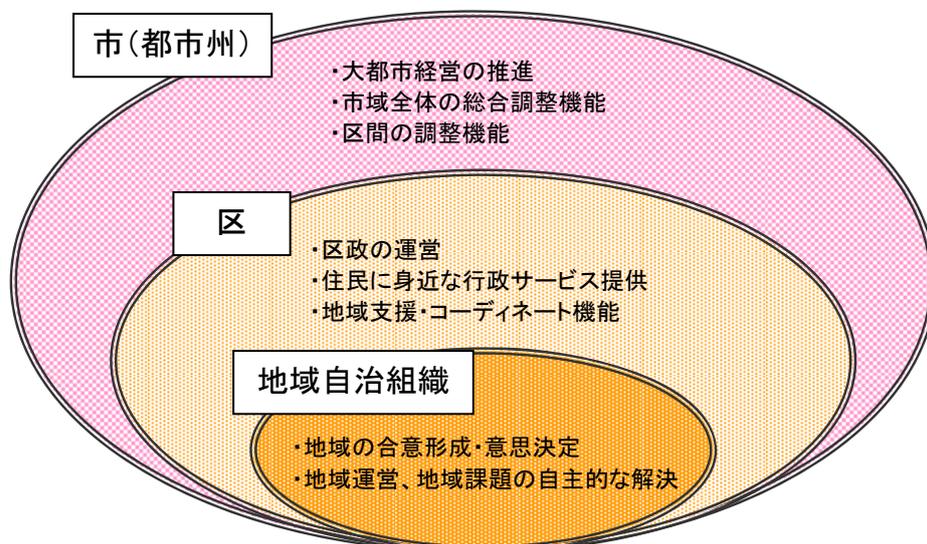
地域主権型社会を実現するには、住民の意思が適切に反映される住民のガバナンスと行政のアカウンタビリティが保障されることが不可欠である。大都市は基礎自治体として、地方自治法等に定められた様々な監視体制のもと、住民に身近なサービスを提供しつつ、住民のニーズと地域の特色に合致した先進的かつ独自の施策を展開するとともに、情報公開、ガバナンスの強化、住民参加と市民協働等に率先して取り組んできた。道州制下における大都市制度として「都市州」が適用された際には、住民自治機能をいっそう強化し、道州としてはもちろん、基礎自治体としても、他の自治体を先導していくべきである。

そこで、大都市における望ましい住民自治機能向上のイメージを提示する。

指定都市における区役所は現在、住民に最も身近な総合行政機関である。「都市州」においても、区役所が地域住民へのサービス機能や地域支援機能を一元的に担うこととなるが、その機能・権限は強化していく必要がある。一方で、本庁が担う機能は、都市州として市域全体の総合調整、大規模事業などに限定し効率化を図ることが必要である。

さらに、区における住民のガバナンスを強化する方策として、たとえば、特別区制度に近い公選の区民代表機関などが考えられる。また、地域レベルの地域自治組織の設置により、地域自治機能を高めることも検討すべきである。

(図表 7) 大都市内部の自治構造イメージ (単一都市州の例)



5 制度実現による国民のメリットと経済効果

(1) 国民のメリット

大都市制度創設による地方自治制度の再構築は、国と地方双方の行政を効率化するもので、大都市の市民はもとより、国民全体にとっても次の6つの側面からも有益なものである。

ア. 政治面からのメリット

道州制の実現は、現在国が持っている内政の拠点を道州に移していくことであり、政治の簡素化、近接性を図っていくものである。現行の国会議員、都道府県議会議員数の削減とともに、国民にとって内政面の政治を身近にしていくものである。「都市州」は州機能と同時に基礎自治体の機能も併せ持つものであり、住民にとって政治の近接性という観点からもメリットが大きいと考えられる。

イ. 行政面からのメリット

道州制を導入する目的の一つとして、国—都道府県—市町村の3層構造の中で、経常化している事務の重複とそれに伴う中間組織を廃止・縮小する国と地方をとおした行政改革を可能にすることでもある。

例えば都市計画決定事務における国や府県との協議が手続き上不要となることによる事務経費の削減など、国や府県との関係が見直されることにより、行政がさらに簡素化されることが考えられる。加えて、大都市の市域内で行われている府県との重複的な投資も統合され、より効率的な資源配分が可能になる。

ウ. 経済面からのメリット

国と地方のひっ迫している財政状況に対し、大都市制度の創設は、国の規制や関与を排除した地域経済を活性化できる完全自治体をつくり、地域主権型社会のモデルとなるものである。

さらに、大都市制度改革によって大都市の活力を生かすことは、「都市州」による地方財政調整の仕組み（12頁参照）などによって、地方経済全体にも好循環を促し、持続可能な国土発展と安定した国民生活を実現することになる。

エ. 広域面からのメリット

大都市は圏域における中枢都市として、政治、経済、産業、文化、情報などの各分野で、

都市圏全体の活性化、発展のための牽引役を担っている。「都市州」の創設は、広域面からの役割を高めるとともに、**大都市の近隣市町村との連携のための中核的な役割を果たしていくことができるようになる。**

オ. 国際面からのメリット

大都市は港湾機能を始め、対外貿易の拠点としての機能を持つほか、都市間交流など国際交流機能も果たしている。「都市州」になることにより、これまでの機能に加え、国際的な都市間競争に対抗できる役割を果たし、国を越えた**都市同士の繋がりを強化して都市外交を積極的に展開し、国の成長に貢献していくことも可能になる。**

カ. 市民生活面からのメリット

権限と財源を一元的に有し、国や広域自治体の関与を排した大都市制度によって、**地域のニーズに合致した施策を迅速かつ総合的に展開することが可能になる。**とりわけ、重複行政の全廃によるスピードアップは、住民にとって大きなメリットとなる。また、**都市としての自治権の拡大や都市内分権の進展による住民自治機能の強化、市民への行政サービスや利便性の向上なども考えられる。**

事業面における具体的なメリットとしては、3市のような大都市が警察機能を持つことにより、人口や産業が集積する市内における道路交通の円滑な運行や、繁華街をはじめとした防犯対策の強化が可能になる。あるいは、企業や就業者が集中する大都市において、昨今のような経済不況下における総合的な雇用・経済対策に対し迅速な対応が可能になることなどである。(大都市市民へのメリット事例は参考資料参照)

(2) 経済効果

3市が「都市州」になることにより、次のような経済効果を生み出すことが考えられる。

例えば、福祉や医療、教育、観光など3市が他の地域よりも生産性が高く、かつ3市にとって今後一層重要となる都市的産業に人的資源を集中的に誘導し、積極的に伸張させた場合は、全国的に均質な発展を目指した場合よりも、国全体の人口が減少し続ける中であっても、2020(平成32)年時点で、**域内総生産を年間約7.8兆円(2007年における我が国GDPの約1.5%)押し上げる効果**があるという試算もある。

「都市州」により、都市の魅力が高まり、観光産業等の誘致が進むことで、経済効果がさらに高まると考えられる。

大都市制度構想は、中間組織を廃止・縮小することによる間接コストの全廃を目指すものであり、間接コストの削減分は、行政サービスの拡充にあてるほか、大都市以外の行政需要に回すことを可能にし、結果として国民負担の軽減に資するものである。

行政効率化による経済効果の例として、3市が府県から独立することにより削減される事務経費は、少なく見積もっても3市合計で年間約1,200億円以上となり、現在3府県が3市内で支出している経費と比べると、平均して約6.4%以上の行政効率化効果があると言える。

6 制度実現に向けて

現在、地方分権改革とそれに続く道州制の導入など地方自治制度の抜本的な改革が議論されているが、その中で、大都市の視点からの検討は放置されたままである。

しかし、地域主権型社会を実現し、我が国が国際競争に打ち勝つには、大都市のポテンシャルを活用することが不可欠であり、諸外国と同様に大都市制度を構築することが喫緊の課題である。

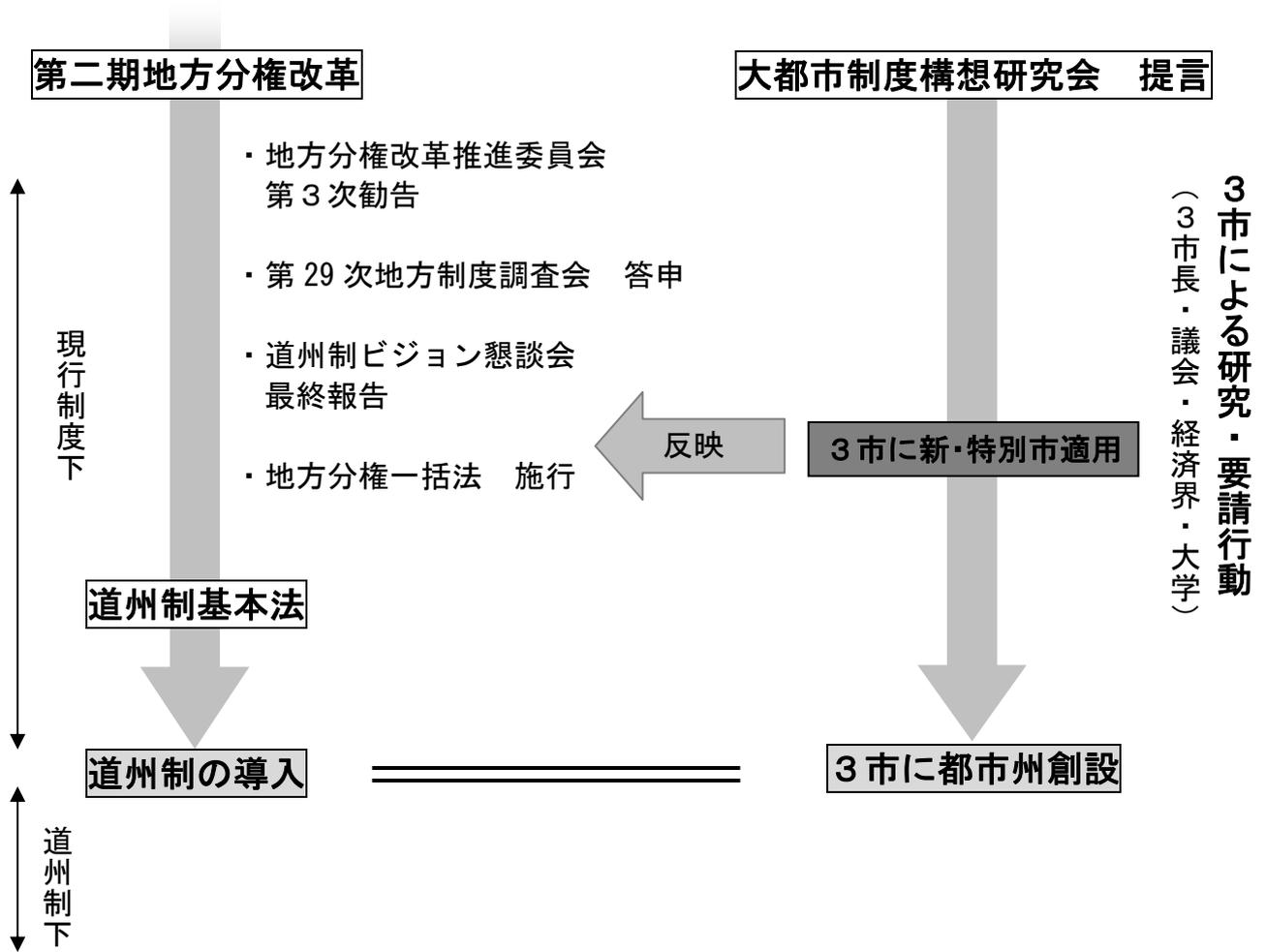
ただし、地方自治制度は、これまでのように国が詳細まで画一的に設計して一律に適用すべきものではなく、それぞれの自治体が市民とともに地域の特性を反映した柔軟な制度設計を行うべきものである。横浜、大阪、名古屋の3都市においても、大都市としての共通点はもちろん多いが、特性が異なる部分もある。そこで、本報告書においては、道州制下における大都市制度の基本的な部分を提案し、たとえば、単一市で「都市州」となるか「大都市圏州」を構想するか、あるいは、「都市州」の内部構造をどうするかといったことについては、それぞれの地域の特性に応じて決定すべきものとしているところである。

大都市制度の実現に向けては、横浜、大阪、名古屋の3市長が強いリーダーシップを持って、国をはじめ関係機関に働きかけを強化することはもとより、3市の議会や経済界、大学などが連携した取組をしていくことも必要である。また、併せて3市の市民はもとより国民の理解を得るための説明や広報活動も求められる。

本研究会は道州制下の大都市制度として「都市州」の提案をしているが、道州制の実現まで相当の期間がかかる可能性もある。しかし、道州制実現までの間、3市が現行制度のままであることを追認するものではない。本提言が示した大都市制度改革の理念は、早期に実現すべきものであり、現行都道府県制度下においても、3市は、府県との重複行政を排し、事実上府県から独立した、府県と同等の権限を持つ、いわゆる「新・特別市」の実現を求めていくべきである。この際には、「大都市制度法（仮称）」の制定が必要である。

また、本提言が示した基本理念は、大都市制度改革のみならず、地方分権と道州制を含めた地方自治制度改革の基本理念でもある。本提言でまとめた基本理念を漏らすことなく、真の地方自治制度改革、大都市制度改革が実現されることを期待する。

(図表 8) 構想実現に向けたイメージ



参 考 資 料

目次

大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）委員名簿	22
横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会設置要綱	23
大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）開催実績	24
大都市制度創設による市民のメリット事例	25
大都市制度創設による経済効果の試算	26
大都市制度創設による行政効率化効果の試算	27

大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）委員名簿

(50音順・敬称略)

座長 伊藤 滋

いとう しげる

早稲田大学特命教授（都市計画）

座長代理 佐々木 信夫

ささき のぶお

中央大学教授（行政学）

委員 阿部 昌樹

あべ まさき

大阪市立大学大学院教授（法社会学）

北城 恪太郎

きたしろ かくたろう

日本IBM株式会社 最高顧問

草刈 隆郎

くさかり たかお

日本郵船株式会社 代表取締役会長

土岐 寛

とき ひろし

大東文化大学教授（地方自治・都市政策）

森 徹

もり とおる

名古屋市立大学教授（財政学・地方財政論）

横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会設置要綱

制 定 平成20年9月24日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会（以下、「研究会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 地方分権改革や道州制の議論が活発化しているこの機を捉え、我が国を代表する大都市にふさわしい、指定都市制度に代わる新たな大都市制度を構想・検討し、国等に対し提言していくことを目的として、横浜、大阪、名古屋の3市が設置する。

(所掌事務)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために必要な検討を行い、その結果を横浜、大阪、名古屋の3市長（以下、「3市長」という。）に報告する。

(設置期間)

第4条 研究会の設置期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、3市長は、協議により期間の延長・短縮をすることができる。

(委員)

第5条 研究会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者その他3市長が適当と認める者のうちから3市長が委嘱する。

3 研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。座長は、研究会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員（座長代理）がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要な時期に、座長が招集する。

2 会議の議長は、座長が務める。

3 会議資料及び議事要旨は公開する。

(経費)

第7条 研究会の運営に要する経費は、横浜、大阪、名古屋の3市が均等に分担することとし、その分担金をもってこれを支弁する。

2 前項に規定する経費は、研究会の会計から支出するものとし、研究会の設置期間満了時に、残金があるときは、横浜、大阪、名古屋の3市に均等に精算する。

3 研究会に監事を置き、経費の収支決算報告に当たっては、監事の意見書を添付するものとする。

(会計年度)

第8条 研究会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、横浜市が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月24日から施行する。

大都市制度構想研究会（ビッグ3研究会）開催実績

回	開催日	主な内容
第1回	平成20年9月24日	3市による「大都市制度構想研究会」検討の方向性
第2回	平成20年10月22日	提言に盛り込むべき事項について
第3回	平成20年12月17日	提言書骨子案について
第4回	平成21年2月18日	提言書（案）について

大都市制度創設による市民のメリット事例

大都市への権限・税財源の移譲や重複行政の解消など、この提案の実現により想定されるメリットを例示。

- 例1) 運転免許証の更新や車庫証明などが身近な区役所の窓口で処理できる。旅券発給や不動産登記などでは、戸籍・住民票の事務と同じ区役所の窓口で処理できることで、複数の機関に行かなくて済むようになる。
- 例2) 職業訓練・職業紹介など就労支援や、産業立地促進・企業誘致・中小企業助成など地域経済振興、その他社会教育施設、医療施設、消費者相談など住民サービスの競合的で非効率な提供がなくなる。
- 例3) 義務教育の教職員の給与負担と人事権、学級編制、教職員定数の設定権限を一元化することで、地域の実情と子どもや保護者などのニーズに即した柔軟な教育カリキュラムが行える。
- 例4) 道路管理や駐車場対策も含めたまちづくりの権限・事業とともに、交通規制の設定、交通管制、違反取締りの権限を新たに持つことで、総合的な交通施策とまちづくりとの一体化ができる。警察権限の移譲により、地域防犯、繁華街見回り、青少年育成など、これまでの地域住民との協働取組の実効性が高まる。
- 例5) 下水道管理、水質管理、水防対応を担っている大都市が市域内のすべての河川管理を持つことで、河川水面だけでなく、流域全体としての総合治水対策・防災対策ができる。大規模災害発生時の自衛隊の派遣要請や災害復旧事業などで府県を経由する必要がなくなり、より迅速で的確な危機管理の対応ができる。
- 例6) 労働基準監督を新たに行うことで、市の施策としての障害者の社会参加の促進や男女共同参画社会の実現などが適正に行われやすくなる。自立支援や雇用対策が市民や事業者に身近なところに一元化されることで、一人ひとり及び地域のニーズに合わせたより迅速で的確な対応ができる。

大都市制度創設による経済効果の試算

経済産業省「新産業創造戦略」(2004年5月)における産業別就業者数の将来予測をもとに、政策展開の無い場合とある場合とで、2020年時点の3市の産業別就業者数を算出し、3市の域内総生産額(名目)に対する影響を試算した。

<想定する政策>

- ア. 生産性の高い分野の産業に人的資源を重点化する
- イ. 3市にとって重要度の高い都市的産業を積極的に伸張する

- 「新産業創造戦略」における将来予測から推計した年平均増加率(全国)をもとに、2020年の各産業の就業者数及び域内総生産額を算出する(政策展開の無い場合)。
- 政策展開のある場合は、3府県域内の各地域において、2005年から2020年までの産業別就業者の増加分が、生産性(1人あたり総生産額)の高い方の地域へ移動すると仮定する。なお、就業者の総数は、政策展開の無い場合と同じ。就業者総数が減少する分野の産業については、生産性の高い地域は2005年時点の就業者数と同数とし、生産性の低い地域の方が減少することとする。
- 都市的な産業であるサービス業(福祉、医療、教育、観光、宿泊・飲食など)について、3市における生産性は、2005年時点の東京都の水準と同程度まで向上すると見込む。

<結論>

- ・ 2つの政策を展開した場合は、政策展開の無い場合と比較して、3市の域内だけでも、また人口減少局面にあっても、2020年時点で、**総生産額を約7.8兆円(2007年国内総生産の約1.5%)程度押し上げる効果**があると試算される。
- ・ このような政策展開は、行政資源の著しい「選択と集中」を断行する必要があるため、国や広域自治体の関与を廃し、**高い自立性をもって政策展開できる新しい都市制度＝「都市州」の創設によって実現できると考える。**

■ 3市合計の産業別就業者数と総生産額 (2020年) (人、億円)

	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	電気・ガス・水道業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	サービス業	計
就業者数	6,835 1,159	128 197	612,664 462,160	300,618 238,426	39,224 33,847	847,671 1,032,736	118,987 122,961	132,860 118,205	469,252 499,022	2,135,501 2,660,321	4,663,740 5,169,034
総生産額	91 26	12 24	50,040 38,046	13,952 11,625	10,982 10,536	91,833 111,882	22,915 24,760	60,056 53,431	40,899 43,494	160,018 235,196	450,798 529,020
総生産額 ②-①	-65	12	-11,994	-2,327	-446	20,049	1,845	-6,625	2,595	75,178	78,222

上段①：政策展開の無い場合、下段②：政策展開のある場合

【根拠データ】

■ 産業別就業者の年平均増加率 (2005年→2020年の全国的なトレンド)

	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	電気・ガス・水道業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	サービス業	計
全国	0.957	1.005	0.994	0.981	1.021	0.987	0.978	1.008	0.996	1.014	-

※就業者数が増加傾向にある産業分野に色づけしている。

出所)「新産業創造戦略」にもとにNR1推計

■ 産業別就業者1人あたり総生産額 (2005年) (億円/人)

	農林水産業	鉱業	製造業	建設業	電気・ガス・水道業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	サービス業	計
3市合計	0.0134	0.0944	0.0817	0.0464	0.2800	0.1083	0.1926	0.4520	0.0872	0.0749	0.0970
3府県合計 (3市除く)	0.0177	0.1354	0.1070	0.0537	0.4596	0.0783	0.2134	0.6330	0.0726	0.0573	0.0895
参考) 東京都	0.0177	0.1394	0.0870	0.0859	0.4890	0.1289	0.3579	0.5007	0.0547	0.0884	0.1175

※生産性(就業者1人あたり総生産額)の高い方に色づけしている。

出所) 各府県経済計算、国勢調査に基づき作成

(野村総合研究所試算例)

大都市制度創設による行政効率化効果の試算

<重複事務経費の推計 ①>

3 市域内における 3 府県の事務経費のうち、3 市の事務と重複していると推測される経費を抽出。3 市の人口割分が、3 市が府県から独立することにより削減されると仮定。

(H18 普通会計歳出決算ベース)

【対象となる事務経費】

- ・ 議会費
- ・ 総務費（県税交付金等を除く）

※その他の費目においても重複はあると推測されるが、事業費的な性格が強く、3 市が独立した場合、引き継ぐものも多く想定されることから、単純化のためにここでは無視した。

神奈川県と横浜市	473 億円	(対象となる重複事務経費総額) × (市人口割合)
大阪府と大阪市	349 億円	
愛知県と名古屋市	399 億円	
合 計	1,221 億円	

<3 市域内における 3 府県の事務経費の推計 ②>

神奈川県が行った横浜市内の事務経費の試算をもとに、他の 2 市 (2 府県) についても推計。府県歳出総額×3 市人口分に対し、約 89.0%が支出されていると仮定。

(神奈川県「将来の広域自治体の方向性 (試案)」(平成 20 年 2 月)、H18 普通会計歳出決算ベース)

(神奈川県が試算した横浜市内における神奈川県の支出額) = 6,343 億円

(神奈川県歳出総額) × (横浜市人口/神奈川県人口) = 7,124 億円

⇒ $6,343 \div 7,124 \times 100 = 89.0\%$ ※この割合をもとに推計

神奈川県と横浜市	6,343 億円	(府県歳出総額) × (市人口割合) × 89.0%
大阪府と大阪市	7,226 億円	
愛知県と名古屋市	5,854 億円	

<行政効率化効果>

3 市が 3 府県から独立することによる行政効率化効果は、2 費目だけを取り上げて、少なく見積もっても平均 6.37%程度あると推計される。その他の費目における重複事務や二重投資が整理されると、さらに経費削減が可能と考える。

神奈川県と横浜市	7.45%	①÷②×100
大阪府と大阪市	4.84%	
愛知県と名古屋市	6.81%	
平均	6.37%	



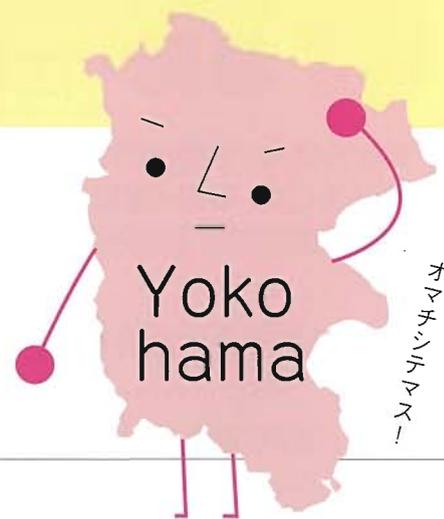
横浜にふさわしい 大都市制度とは？



「大都市制度」

一般の都市とは異なり、人口や経済・産業活動の集積が著しく大きな都市に特別に適用される地方自治制度の総称です。

皆さんの考えを お聞かせください！



横浜市では、大都市・横浜にふさわしい新たな大都市制度の創設を国に提案するために、横浜市大都市制度検討委員会（委員長：小林重敬・武蔵工業大学教授）を設置し検討を重ねてきました。このたび、委員会の議論をまとめた報告書「新たな大都市制度創設の提案」が市長に提出されましたので、この報告書の提案について、皆さんの意見を募集します。

募集期間：2009年3月5日～4月6日

ヨコハマちゃん

- 人口360万以上の日本で一番大きい市
- 圏域全体をひっぱる力持ち
- 県の仕事も多くをこなす
- けっこう個性的で、イメージがいい
- 今年で開港150周年を迎える国際派

横浜市

日本と大都市を取り巻く現状・課題

- ・グローバル化の中での国際競争の激化
- ・国際的な都市同士のつながりの重要性



国としても、東アジア・世界の拠点となる大都市が必要

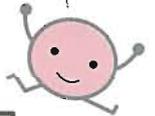
- ・全国的な人口減少と都市部への人口集中
- ・大都市の人口構造の急激な高齢化
- ・生活困難層の拡大の懸念
- ・老朽化する都市インフラの維持更新



持続可能な社会の構築に向け、大都市の重要性が高まる

大都市を明確に位置づけた、新しい国のかたちをつくっていく必要があります。しかし、現在、横浜などの大都市に適用されている「政令指定都市制度」では、大都市の複雑で多様なニーズに対応するための権限や財源が不十分であるなどの問題があります。

次のページへ！



現行の地方自治制度



日本の地方自治制度は、税制を含め、「**県(広域自治体)**」と「**市町村(基礎自治体)**」の画一的な**2層制**の

市町村

365万人の横浜市から、200人弱の東京都青ヶ島村まで多様。市については、一般市のほか、人口規模や行財政能力に応じて、政令指定都市や中核市、特例市があり、県の仕事を一部担っているが、基本的には同じ制度

現在、横浜市などに適用されている「政令指定都市制度」は、**大都市に適用される仕組みとしては不十分**。

【制度上の問題】

- ①政令指定都市から町村まで同じ基礎自治体であり、地方自治体の多様な実態に合わせた制度にはなっていない。
- ②横浜市のような大都市でも、一般市と同様に県に包括されることで、いわゆる「二重行政」などの問題が生じている。

- 市の仕事なのに、国や県の関与するものがある
- 市で行いたいが、国や県が行うとされている仕事がある
- 市で行っている仕事を、市内で国や県も行っている
- 市が行う仕事に見合った税財政上の措置がない
- 住民自治・参加機能が発揮しにくい

効率的な行政運営ができない

課題に対し、迅速・十分な対応ができない



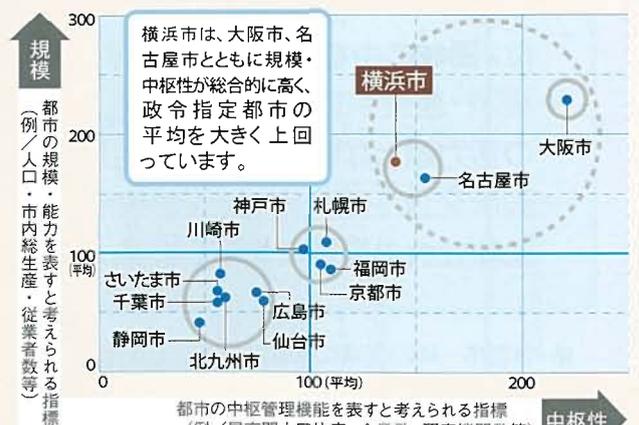
これらの問題を解決できる大都市・横浜にふさわしい **新たな大都市制度が必要**

「政令指定都市」の現状

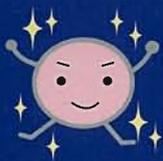
政令指定都市とは、「政令で指定する人口50万以上の市」で、「事務配分上の特例」「行政関与の特例」「行政組織上の特例」「税財政上の特例」の4つの特例があります。365万人市民が暮らす横浜市も政令指定都市です。

この制度は、もともと旧5大市(横浜・名古屋・京都・大阪・神戸)のみに適用されていました。しかし、その後適用範囲は拡大され、最近では、市町村合併を推進するために指定要件が緩和され、平成21年4月には18市になります。今後も増える予定であり、同じ政令指定都市でも、その規模や中枢性で差が広がるなど、一つの制度ではくくりづらくなっています。

◆ 横浜市と他の政令指定都市との比較



全国の政令指定都市(データ収集の都合で14市)を、「人口・交流」「経済」「情報・文化」「行政」分野における規模・中枢性を示す項目(指標)により比較し、総合評価(平均を100としている)した図 H17国勢調査、H16事業所・企業統計調査などに基づき横浜市が作成



新しい時代の大都市にふさわしい、横浜の市民力と創造力を存分に発揮できる

新たな自治制度の創設を！

横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度創設の提案」

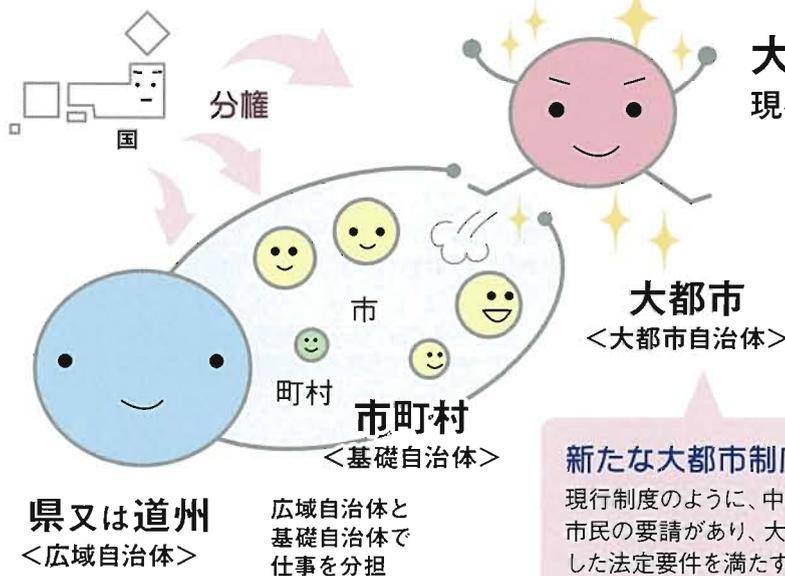
ポイント
1

基礎自治体と広域自治体の事務権限を併せ持ち、従来の国の役割も積極的に果たせる

大都市自治体の枠組みを新設

国から地方への分権を推進し、国の役割を重点化・限定した上で、大都市は、広域自治体から独立し、市域内の市と県（道州）の仕事をすべて担う。大都市は、都道府県制度下では「新・特別市」、道州制下では「都市州」となる。

地方自治体の
新しい仕組み



大都市は独立！

現在の国や県の仕事も大都市が対応

まちづくりや環境、医療、教育、経済・産業、文化・スポーツなど様々な分野で二重行政が解消。これまでの市の仕事に加えて、警察や交通行政、労働行政なども大都市が担う。サービス窓口も一本化。ワンストップ・サービスが実現。

新たな大都市制度は・・・

現行制度のように、中央政府の政策判断で指定されるものではなく、市民の要請があり、大都市としての規模や中枢性を主要な基準とした法定要件を満たすことにより、適用される制度とする。

大都市が担う主な役割

- 市民が安全・快適に生活でき、企業が活躍できるよう、**大都市問題を総合的に解決するとともに、きめ細かな公共サービスを提供します。**
- 高度医療や高等教育、高度な消防、大規模施設など、**大都市ならではの高水準な機能を提供し、近隣市町村を含めた大都市圏の住民生活を支えます。**
- 近隣市町村も含めたまちづくりの調整や環境対策、産業振興などの広域的な課題に、**圏域の中核都市として主体的に取り組みます。**
- 経済・産業や文化などが集積し、国際競争力の高い魅力的な都市として、**日本経済の活力源となり、国全体を牽引します。**
- 国際交流や技術協力、災害復旧の協力など、**国内外の諸都市と協調し、国全体及び国際社会の発展に貢献します。**

新・特別市…県の区域に入らない独立した市。県の仕事と市の仕事の両方を担う。かつて日本にあった特別市制度とは異なる部分があるという意味で、“新”特別市。

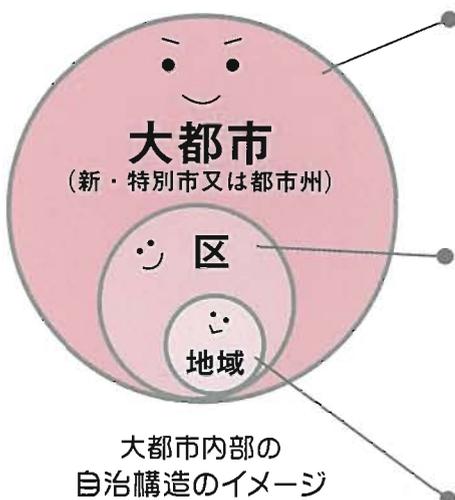
都市州…道州の区域に入らない独立した市で、一つの州となり、道州の仕事と市の仕事の両方を担う。

道州制…現在国で議論されている新しい地方自治制度。都道府県に代えて、さらに大きな広域自治体（道又は州）を置き、国の事務や権限を大幅に移譲する。ただし、連邦制の「州」とは違い、地方自治体。

ポイント
2

大都市経営の一体性を維持するため、行政区制度のメリットを生かしつつ、 大都市の住民自治・参加機能を強化

地域総合行政機関として、区への分権と区機能強化を一層推進するとともに、
区政のチェック機関として、区に公選を中心とした区民の代表機関を設置。
さらに、日常生活圏単位などの地域に、地域協議会を住民発意により置く。



新制度でも、市長と市議会が、市全体の政策立案・決定を行う。ただし、

- ・全市的・統一的に取り組むべき事項
- ・大都市及び都市圏の経営
- ・国や他自治体との連絡調整
- ・国を越えた都市間連携とグローバルな都市間競争への対応などを重点的に担い、身近な行政は区へ分権。

市域を分けて区を置く*。区政を民主的にチェックする仕組みとして、選挙で選ばれた区民の代表が組織するボランティア型の議会的な機関を設置。行政への意見具申や、区予算・事業執行・区長任命等への同意などを行う。区役所は、総合的な行政の拠点として、

- ・身近で総合的な行政サービスの提供
- ・区単位の地域運営と危機管理
- ・市民との協働推進と地域自治組織の支援などを担う。

市民が主体となって地域を運営し、地域課題を協働で解決するための拠点として、住民や地域の活動団体、企業などが参加する「地域協議会」を設置。地域の運営事項や財源の配分、公共サービスの提供などの調整や合意形成、意思決定を行う。当該地域に関して、行政に意見具申や要請、協議等を行う一定の権限を付与。

大都市内部の新しい仕組み

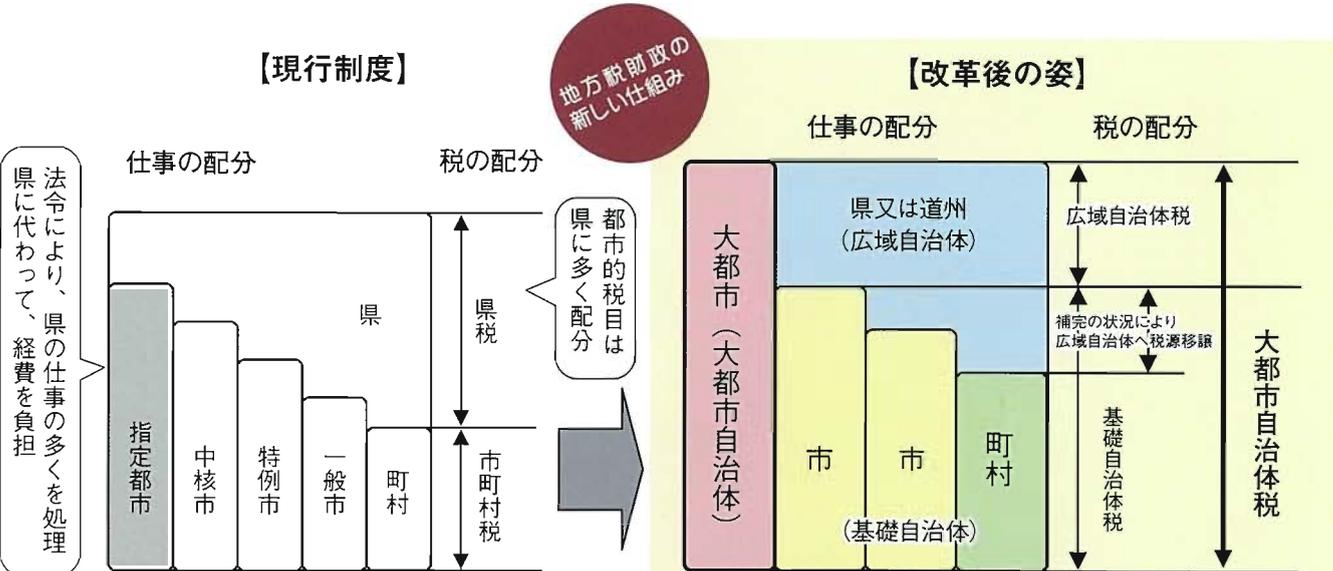
*ここでいう区は、東京23区とは違い、地方自治体ではない。区長は、市長が任命する(区民代表機関の同意を要する)。

大都市内部の自治構造のイメージ

ポイント
3

画一的な現行税制を抜本的に見直し、地方自治体の多様性をふまえ、 権限・仕事に応じた地方税制を構築

国から地方へ税源移譲。国の補助金等に頼らない自立的な地方財政を確立。
大都市には、市税+県税(道州税)の市内地方税のすべてが配分されるよう税制改革。
大都市等の税収を財源が不足する地域に移転する財政調整の仕組みをつくり、連帯して財源保障。



地方分権の推進と権限・仕事に見合った国と地方の税源配分の見直しにより、地方全体としての配分総額は拡大し、国への財政的依存度も低下する。

仕事は多いのに、税の配分は不足。大都市の財政需要に見合った税制となっていない。

仕事に見合った税配分に。大都市の財政需要に見合った都市型税制!

大都市制度が創設され、横浜に適用されると…

大都市制度って
いいカモメ



例えば、こんな風に暮らしが変わります！

教育

国や県の制約が無いから、先生を増やして少人数指導をするなど、子どもたちや保護者が望む、横浜に合った教育がしやすくなります。

交通

道路整備や駐車場対策などのまちづくりと信号設置や違反取締りなどの交通管理を一体的に行えるから、市内交通がより円滑に安全になります。

防災

河川と河川につながる下水道や港湾の管理を大都市が一体的に担うから、総合的な治水対策が行え、市内の安全性がより高まります。

労働

自立支援と雇用対策を市民や事業者に近い大都市が一体的に行うから、窓口が一本化されて便利になるし、一人ひとりのニーズに合った迅速で的確な対応ができるようになります。

窓口

運転免許証の更新や車庫証明、パスポート、不動産登記、納税などの市民生活に必要な手続きが、複数の機関を回ることなく、身近な区役所でできるようになります。

サービス

就労支援や地域振興、公共施設などのサービスで、競合的で非効率な提供がなくなるから、市民負担は軽減されたり、必要なものにより多くの予算や人員が配分できるようになります。

このように大都市制度では、

市民主体の市政運営が一層推進されます。

分権で、市民が決定できる範囲が拡大。区や地域の新たな仕組みで、住民自治・参加機能が充実。

行政サービスがもっと便利になります。

バラバラだった窓口が、市民に身近な区役所で一本化。市内にある公共施設の利用が、同じシステムで統一。

市民負担が軽減され、サービスの質も高まります。

複雑に重複していた事務や組織が一元化・簡素化。行政がスピードアップ、ムダな二重行政・二重投資が解消。

地域に合った効果的な施策が実施できます。

市の仕事や権限、財源が拡大。行政施策の総合性・迅速性が向上、国や県の制約なく事業実施が可能。

都市圏全体がより住みやすく、魅力的になります。

横浜が近隣自治体と連携し、広域的課題に取り組む。圏域全体の経営を包括的に推進。

この提案の3つのポイントを読んで、次の質問にお答えください。
(当てはまる選択肢の記号を○で囲んでください。)

ア…そう思う イ…ややそう思う ウ…あまりそう思わない
エ…そう思わない オ…わからない

質
問

①横浜市など大都市が県（道州）から独立して、市域内のすべての権限をもって行政運営を行うことは、必要だと思いますか。

ア・イ・ウ・エ・オ

②住民による自治や住民の市政への参加、住民による地域運営機能の強化は必要だと思いますか。

ア・イ・ウ・エ・オ

③地方自治体の権限・仕事に応じた税制や、大都市の役割や財政需要に応じた税制は必要だと思いますか。

ア・イ・ウ・エ・オ

この報告書の提案に関するご意見・ご感想などをお書きください。

ありがとうございました。寄せられた意見をふまえ、市としての提案をまとめ、国に対して大都市制度の創設を求めています。

プレゼント（最後のページ参照）を希望する方は、住所と氏名もお書きください。

〒
住所

氏名

ここで収集した個人情報は、プレゼントの発送以外の目的には使用しません。

海外には“大都市制度”ってあるの？



この報告書では、県や道州など広域自治体から独立し、都市内部に多層な自治構造をもつ大都市制度が提案されていますが、このような大都市制度は、海外でも多く見られます。

例えば、アメリカのニューヨーク、イギリスのマンチェスター、フランスのパリ、アジアでも韓国のソウルや釜山などは日本で言うところの県と同格の「特別市」であり、ドイツのベルリン、ブレーメン、ハンブルグやオーストリアのウィーンにいたっては、連邦制の州と同格の「都市州」です。皆さんが良く知っている世界の大都市は、それぞれ県や州から独立し、内部には公選の代表機関をもつ区が置かれ、地域レベルにも制度的に位置づけられた自治組織があります。

人口や経済・産業活動が集積する大都市には、他の地域とは違う特別な制度が設けられるのが、世界の常識のようです。

適用されずに廃止された特別市制度

横浜市などの旧5大市は、府県からの独立を目指し、戦前から「特別市運動」を展開していました。その甲斐あって、昭和22（1947）年4月に特別市制度が創設されましたが、府県等の抵抗に遭い、適用されることなく、昭和31（1956）年に廃止されました。

その代わりに創設されたのが、「政令指定都市制度」です。この制度は、次の府県制度改革（今でいう道州制の導入など）までの暫定措置とされながら、50年以上も見直されずに現在に至っています。

「新たな大都市制度創設の提案」の詳細

ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/chousakouiki/bunken/>) か 区役所広報相談係、市役所市民情報センターで閲覧できます。

きりとり線
郵便はがき



料金受取人払郵便
差出有効期間
平成21年4月
30日まで
(切手不要)

2 3 1 8 7 9 0

0 1 7

(受取人)
横浜市中区港町1-1

横浜市都市経営局
大都市制度担当 行



新たな大都市制度の提案について、皆さんのご意見を！

- 提案方法 左のハガキ（ハサミ等で切り取り。切手不要）
Eメール (ts-daitoshi@city.yokohama.jp)
FAX (045-663-6561)
いすれかの方法で
ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/chousakouiki/bunken/>)
- 募集期間 2009年3月5日～4月6日
- 送付先 都市経営局 大都市制度担当
(☎045-671-4239)

2009年は横浜開港150周年

『開国博Y150』 入場券プレゼント！

横浜開港
150周年記念事業
マスコットキャラクター



ご意見などを寄せていただいた方の中から、抽選で10名様に、「横浜開港150周年記念イベント『開国・開港Y150』」ベイ・ヒルセット入場券をプレゼント！ご希望の方は、ご意見のほか、住所・氏名もお書きください。

今年横浜は開港150周年を迎えます！

横浜開港150周年記念イベント「開国・開港Y150」開催！
2009.4.28～9.27、ベイサイドエリア（赤レンガ倉庫など臨海部）とヒルサイドエリア（ズーラシア隣接地）で
詳細は <http://www.yokohama150.org/y150/> をご覧ください。

発行／横浜市 都市経営局 調査・広域行政課 大都市制度担当
TEL 045-671-4239 FAX 045-663-6561
Email ts-daitoshi@city.yokohama.jp
<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/chousakouiki/bunken/>

横浜市大都市制度検討委員会「新たな大都市制度創設の提案」

市民意見募集 集計結果

実施概要	募集期間	平成 21 年 3 月 5 日から 4 月 6 日まで
	募集方法	3 つの設問への回答と自由意見記入
		設問
	質問	横浜市など大都市が県（道州）から独立して、市域内のすべての権限をもって行政運営を行うことは、必要だと思えますか。
	質問	住民による自治や住民の市政への参加、住民による地域運営機能の強化は必要だと思えますか。
	質問	地方自治体の権限・仕事に応じた税制や、大都市の役割や財政需要に応じた税制は必要だと思えますか。
	周知方法	広報よこはま 3 月号掲載、リーフレット配布（6000 部作成）ホームページなど
	回答方法	リーフレットのハガキ Eメール FAX ホームページ

結果概要	回答数	321 人 1,193 件 (3 つの設問への回答 954 件と、自由意見 239 件の合計)
	(回答状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 ~ への回答...1 ~ 2 ページ ・ 自由意見 ...3 ~ 18 ページ

(別紙1) 「新たな大都市制度創設の提案」に関する市民意見募集 集計表

所在地	人数	割合
鶴見	19人	5.9%
神奈川	19人	5.9%
西	16人	5.0%
中	12人	3.7%
南	16人	5.0%
港南	21人	6.5%
保土ヶ谷	7人	2.2%
旭	14人	4.4%
磯子	10人	3.1%
金沢	21人	6.5%
港北	28人	8.7%
緑	8人	2.5%
青葉	14人	4.4%
都筑	24人	7.5%
戸塚	10人	3.1%
栄	17人	5.3%
泉	10人	3.1%
瀬谷	6人	1.9%
市外	45人	14.0%
その他	4人	1.2%
合計	321人	100.0%

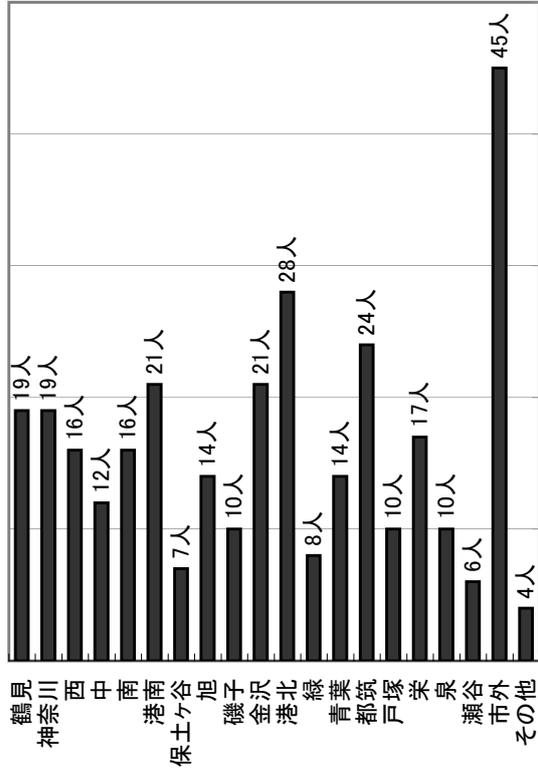
年代	人数	割合
10代以下	14人	4.4%
20代	32人	10.0%
30代	89人	27.7%
40代	79人	24.6%
50代	32人	10.0%
60代	41人	12.8%
70歳以上	32人	10.0%
不明	2人	0.6%
計	321人	100.0%

性別	人数	割合
男	231人	72.0%
女	86人	26.8%
不明	4人	1.2%
計	321人	100.0%

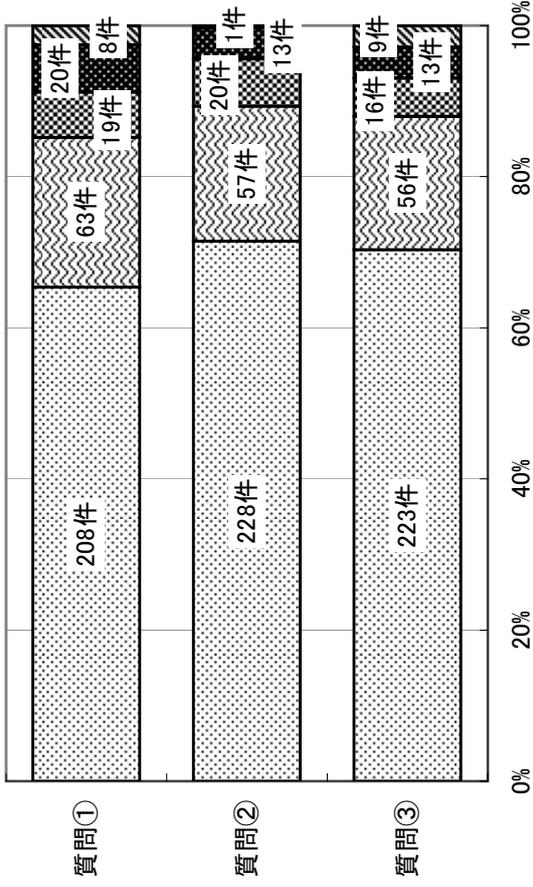
回答手段	人数	割合
ハガキ	147人	45.8%
FAX	1人	0.3%
メール	1人	0.3%
HP	172人	53.6%
計	321人	100.0%

質問	質問① 横浜市など大都市 が県(道州)から独 立して、市内のす べての権限をもって 行政運営を行うこと は、必要だと思います か。		質問② 住民による自治や住 民の市政への参加、 住民による地域運営 機能の強化は必要 だと思いますか。		質問③ 地方自治体の権限・ 仕事に応じた税制や 大都市の役割や財 政需要に応じた税制 は必要だと思います か。	
	ア	イ	ウ	エ	オ	計
ア	208件	65.4%	228件	71.5%	223件	70.3%
イ	63件	19.8%	57件	17.9%	56件	17.7%
ウ	19件	6.0%	20件	6.3%	16件	5.0%
エ	20件	6.3%	13件	4.1%	13件	4.1%
オ	8件	2.5%	1件	0.3%	9件	2.8%
計	318件	100%	319件	100%	317件	100%
(質問①～③への回答数)合計						954件

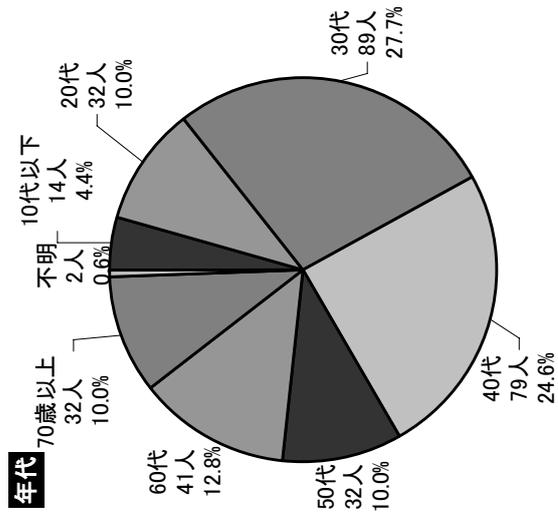
居住地



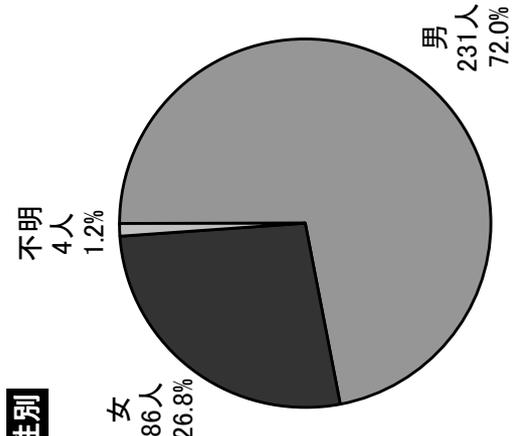
質問の選択肢



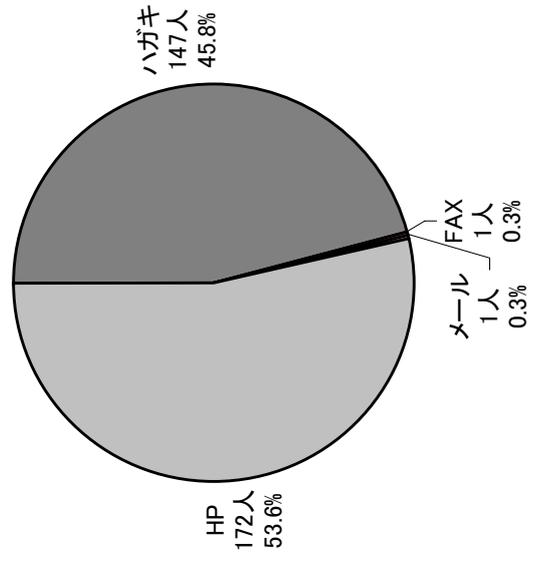
年代



性別



回答手段



そう思う
 ややそう思う
 あまりそう思わない
 そう思わない
 わからない

自由意見一覧

1	360万人の人口を抱えた都市として行政と密着した住民自治権が必要と考える。ただし狭い国土で他の州・都市との連携が出来るシステム（連邦会議など）の構築が重要。
2	大都市の定義と多様性の評価の問題。理念提示と合意を含めて行政機関の人的組織的能力、市民の歴史と文化の問題。横浜市はすでに先進しているが他では無理、混乱を呼び起こす。
3	<p>横浜市は政令都市であるが、他の規模の小さい政令都市とは違うことを強調し過ぎている。2重行政の解消など良い面もあるが、強い違和感を感じる。超巨大都市東京は都があり、区や市が存在し、それらが相互に協調している関係に見える。横浜市は将来に亘り全てにおいて独立王国を主張しているが、県内や道州の中で、自然、環境、食料、福祉などの面で近隣の中小都市と支え合える、補完しあえる関係が益々必要な状況になっているので、この考えは良くない。止めて欲しい。反対である。</p> <p>特に、現市長の市政は誕生前から長年支援してきた者の一人として絶対に許せない。あれだけ前市長の箱物行政を非難していながら、今の市庁舎の移転の進め方の異常さ、新市庁舎の決定前に巨額を投じた現庁舎の耐震化や種地の購入、関内、伊勢佐木地区の急速な衰退、横浜発祥の地の山下、関内地区の伝統ある横浜らしい街づくりを台無しにした北仲通地区の地区計画変更とみなとみらい地区の高層ビルと連携した最悪な臨海部の景観、横浜の宝、市民の心の栄養である大棧橋からの富士山眺望の消滅など横浜固有の文化、文明、伝統、景観を破壊する施策、民報TVに出て素晴らしい意見を発言されている一方で、横浜市民の意見、提案には一切回答されない傲慢な姿勢、みどり新税の際の記者会見でも開き直った傲慢な姿勢、特定企業との癒着、数々のハレンチ行為、人のためにも退職金は満額頂くと云ったさもしい発言などなど。もっとももっときちんとした歴史観や哲学、バランス感覚を持って頂きたい。横浜は特別と言ったワンマン王国のこの提言は良くない。何れにしても独立王国主義には反対です。</p>
4	区民代表機関と市会の役割のちがいがわかりにくい
5	意義ある提案だと思います。引続き前向きな取り組みをお願いします。
6	横浜市は日本の中でも、370万人の人口を有する大規模都市である。したがって、横浜市のような大規模都市は、日本全体の発展の為に、他の大規模都市と連携して、広範な裁量の下、行政を行ったほうが、良いと思う。
7	360万人の巨大都市を一人の市長さんが1つの議会運営を行っている事に無理がある。横浜の各区は、地方では立派な市である。18区分割と迄、主張はしないが、責めて横浜市を5分割位まで分割の上、その地域に合った地域運営が出来る様になる事を希望する。
8	閉塞感を持った今の国のチープな施策・規制から脱却した、国から独立するくらいの気概を持った地方自治体のあり方が必要だと思います。合わせ持って地方自治能力のかなりの拡充も前提になるかと思いますが。とにかく世界を視野に入れたレベルの人材育成（教育）、医療体制、介護体制、経済体制を既存の体制にとらわれない柔軟かつ総合的な施策を実施できる権限と実行能力と責任を持った体制の提案には積極的に賛成したいことと絶対必要なことだと思います。
9	<p>この提案を強く支持します。日本は西は沖縄から東は東京までまったく同じで退屈です。横浜なんか歴史的にみてアメリカ、イギリス、中国の影響を受けてきた。その影響をもっと目に見える形で出してほしい。</p> <p>道路標識なんかも沖縄のと同じじゃないですか？イギリス式の道路標識を使ってもおもしろい。町並みも市が強くリーダーシップを持ってデザインに気を使ったものに優遇税制を使うなどのインセンティブ与えたらいいと思う。全体として大きなリターンになると思う。</p> <p>個人的にはまず醜い電信柱を無くすことに力を入れて欲しい。横浜を上海、北京、香港、ソウル、バンコク、シンガポールなどに負けないようにして欲しい。</p>
10	すべては市民の税金で賄われる以上、費用対効果の関係をより明確にした判りやすい税制及びその情報公開を心がけるべきである。その結果として地方行政に対する市民の関心が高まるだけでなく、多くの眼によるチェック機能が保たれることになる。税金を扱う地方自治体だからこそ民間企業以上に費用対効果の関係が判りやすい税制を考えてほしい。市民サービスを目的とする地方自治体税制の理想は住民税のようなどんぶり税ではなくすべてが目的税であることが理想であり、それによって初めて税制と結びついたディスクロージャー（情報公開）が可能となる。

11	区の統治機構において、議会あるいは議会に変わる存在がない。果たして、これが市民にとって良い事なのかどうか、精査が必要である。
12	横浜は、来日する前に私が知っていた数少ない日本大都市でした。 日本に来て何年横浜に住んでいましたが、世界中のほかの大都市と比べると、横浜はその経済力、人口、知名度に相応しい権限を持っていないと思います。
13	独立国家ではないので、もう少し協調性を重視した方が良いと思う。
14	効率的な市・県の運営を望みます。 大都市の横浜市が行政事務を集約して、経費が安くなるのであれば大歓迎です。 また、くだらない県会議員に払う税金が削減できれば大歓迎！
15	政令市の中でも最大の人口を抱える横浜市が、県や道州から独立して行政を運営していくことは必要であると思います。ただ、東京のベッドタウンという性格の強い横浜が独立した大都市としてやっていけるのかどうかに関しては少し疑問が残ります。
16	人口密集域固有の問題に対応するために一様な制度でなく個別の行政対応が必要と思います。
17	住民サービスが向上するのであれば大賛成です。 特に、教育の充実、少人数クラス等が進むのであれば尚、歓迎します。（公立が不甲斐ないので、私達は自らお金を出して、子供を教育しています。しっかり、して下さい！） ただ、税源移譲で神奈川の市町村に格差が進むことを懸念します。 私達の支払った県民税が効率的に使われるように、制度の改正を希望します。 また、県・市に限らず、税の無駄遣いは徹底して削減して欲しいと希望します。
18	最初から「そう思う」にマークが入っているのはアンケートとして公平性に欠けるのではないかと思います。しかし、大都市制度の改革は必要だと思います。国の道州制の取組みも進みつつあります。国での議論を待つのではなく、横浜市から提案することは重要なものだと思います。大都市制度の充実を図りつつ、住民自治を深化させるという提案は妥当なものだと思います。しかし、これは市民からの提案ではありません。制度のみでは形骸化してしまいます。かつてつくられた区民会議はどうだったのでしょうか。総括が必要だと思います。また、住民サービスの水準は東京 23 区と比べると低い水準であるのは事実で、大都市の制度面での充実ばかりを主張しても、行政サービスの充実を伴うようであれば、市民は生活上の変化の期待は少ないのではないかと思います。実際の行政サービスを充実を伴ってこそ、こうした制度改革の意味もあるものと思います。多額の税金を払っていても夜道が暗いことや、バスの混雑（駅まで 35 分）も 20 年経っても変わりません。巨大な高速道路より生活道路が優先ですよ。横浜はいつも大きなことばかりが目に行くものですから。
19	日本の中における大都市のやるべきことを考えるべきであって、横浜市のことだけを考えるのはおかしい。 道州制として足並みをそろえるべき。
20	政令都市と、一般市等の区別をもっと明確にする・・・という意見に賛成です。現状は少し区別が曖昧なのは一般市民にもあきらかにわかっていると思うので、もっと国からもアピールしてほしい。税収入は平等にという意見もあるが、法人や富裕層に多少も負担があってもいいとおもう。
21	横浜は道路行政一元化すべき！ 人間と同じく血流をよくするための手術を早急にプランニングしてください。 なぜなら、北朝鮮ほか近隣諸国との緊張が高まっている中、日本は、地方行政が思考力を発揮して 100 年の計の具現化を図っている最中だということを既に示している状況になければならないから。 もうひとつ、なぜ道路かというと、衛星から変化を見て取るに一目だから。 このアンケートは遅くとも 7 ~ 8 年前には実施されているべきと存じます。 決して経済効率だけを求めているのではなく、細部においては高齢者にも優しい配慮を施すこと。 地域社会もとい、市民の性善意識を刺激するような視覚的・地域実用的な道路行政の施行を求む。 鉄道各社との密接な連携を含めた、高度な知恵を発揮願います。 以上です。 あと、プレゼントお待ちしております)))^_^;

22	<p>現状でも職員数がやや多いと感じているが、税制等の権限が強くなることにより、さらに市行政が肥大化することに懸念を持ちます。（ちなみに職員数は他自治体と比較したり外国の公務員数と比較しても意味がありません。市民に客観的に多いか少ないか判断させることが必要だと思います。職員給与についても同様です）</p> <p>区長の任命は、区民代表機関の同意を必要とする制度は今でもできるのでは？お金のあまりかからない範囲でやってみても良いのではないかと思います。この制度なら、法令順守しない（釣りをしてはいけない場所で釣りをした）区長さんはもうとっくに辞めさせられているはずですよ。</p>
23	<p>大都市の独立、地域運営機能の強化などなかなか難しいコンセプトだと思いますが、横浜らしいので市外在住者（横浜に勤務しています）ですが応援します。</p> <p>これらの動向が市民にどうメリットがあるのか、やさしい言葉でわかりやすくPR、キャンペーンしてほしい。</p>
24	<p>横浜市内でも、都市部と住宅地域では、住民要望が大きく異なると思いますので、市役所が暴走しないチェック機構が必要と考えます。</p>
25	<p>賛成です。</p>
26	<p>国・県と関連される仕事などについては、権限・負担などについて円滑な協議必要 税の配分については必要だが、増税は反対</p>
27	<p>メリット（市民にとって）のスペースが小さい。“こんなふうになります”と前面に出して、制度改革の周知を図るべき。</p>
28	<p>質問2について 数年で異動のある市職員と異なり、そこに住み続ける住民の参加なくして地方自治は成り立たないと思います。</p> <p>しかし、予算執行等税金の使途について、行政の責任として行う部分は、要望等を反映できるのであれば、市民の口出しは一部の自称有力者の恣意的な執行を防ぐ意味からも少ないほうが良いと思う。</p>
29	<p>市と区の都市内分権は中途半端なものでなく、特別区に準じたものとした方が良い。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区議会の設置(公選-市議会議員選挙と同時に実施 日当制) 2 税財源の配分(各区内の税収額による配分例 市分8 区分2) 3 区への市長部局の事務権限の大幅移譲 4 広域区協議会の設置(18区を4分割)
30	<p>不公平感のない税制で、地域を市民で支え合うことは当然だと思います。女性がもっと働きやすい地域にすることで、考え方も変わるのではないのでしょうか。</p> <p>みなさん、頑張ってください。</p>
31	<p>区の公選を中心とした議会機能をもつ区民代表機関と公選の市会の権限の住み分けを明確にする必要があると思います。</p> <p>公選（間接民主制）だから議会機能を持てるのであり、「公選を中心とした議会機能」という区民代表機関の位置づけがわかりませんでした。</p> <p>プラットフォーム型の地域協議会も同様で、「意見具申や要請、協議等を行う一定の権限を付与」とありますが、公選でない方々に代表機能を持たせる法的な意味を明確にしないと、後でトラブルになる気がします。</p> <p>「地域運営、地域課題の自主的な解決」については、地域協議会の権能だと思いますが、「地域の合意形成、意思決定」となると、間接代表制としたほうが、住民の納得感が高いと思います。</p> <p>そうなると、3層制の議会がひとつの都市に必要なかというところに行きつき、適正規模の都市とは何かということを考えるのでしょうか。</p> <p>具体的に大都市制度をひくと、ひかないことに比べての金銭上のメリットデメリット、住民自治の観点からのメリットデメリットを併記する必要があるかと思っています。</p>
32	<p>市が県から独立して行政運営することは賛成です。住民が地域運営に参加しやすくすること、固定的な運営をしている連町会に偏らないことが肝要です。また、税制は中立的な機関で十分検討することが必要です。</p>

33	東京 23 区（特別区）のように区長（組長）を選挙で選び、議会も開催できるようにしていただくと良いのでは？ 実際横浜市、川崎市、2 年後に政令市になる相模原市を入れると神奈川県人口約 6 ～ 7 割を占めてしまうので、県自体が不要にも思えるが・・・
34	政令指定都市が県の縛りが無くなると人口に応じたいい政策が出来る。
35	私はこの制度に対しては賛成だが、もう少し概要ではなく詳細を示したかったのが一番良かったと思います。
36	国・県からの独立は必要。横浜市の大都市制度に賛成！
37	横浜市は一つの中小の国よりも大きい規模を持つのだから、権限移譲は問題ないと思います。もちろん、国でないと出来ない事もありますが、それ以外の事は横浜市が直接行った方が、地域の実情に即した、きめ細やかな自治が出来ると思います。 なお、私は長野県在住ですが、両親が横浜市在住です。
38	大都市のエゴである。他の市町村が減んでも横浜が生き残ればよいと思っているのか。
39	区への分権は必須だと思います。区長の公選制、区議会の設置を強く希望します。
40	税金の取立てから予算執行まで、国から区まで、権限が縦割りで総合的になっていない、身近な問題で、新入学の学校指定は教育委員会、イロイロありますので、高齢化時代を迎えて、元気よく市民生活がおくられるように願っております。
41	横浜市が大都市として今後国から認められるための要件。 運営予算を自ら生み出すことの努力と国からの援助獲得 市民意識の向上（例：G30 は市民意識と実行に大いに寄与した） 産業育成、経済発展への一層の努力（例：観光都市横濱の更なる国際都市としての発展、開港 150 年は大切な記念事業といえる） 教育の充実（特に小・中・高の徹底的な基礎教育の充実、大学・基礎研究機関の地元企業への積極的参加） あらゆる職業の危機管理とその対応・ケア 弱者救済の組織化
42	提案はごもっともと思えるが、時代の変化は行政の業務ばかりだろうか？ここまで肥大化した都市はよほどの災難に対してバックアップを取らなければただ人口が多いだけのものである。都市とは人口が多い所だけのような気がしてならない。食糧危機やエネルギー危機を目前にし、昨今では金融危機から産業危機、生活危機へと大津波は押し寄せているのに、都市は非常に呑気のような気がする。資本主義が正常に機能していれば都市は非常にいいところだが、果たしてそのように都合よく行くか疑問？今年から 5 ～ 10 年は日本全国、中でも大都市は地獄のような気がする。自然災害、資本主義の崩壊これらにどう対処するかそちらをもっと議論し、都市の新しい姿をもっと検討していくべきだろう。
43	横浜市が神奈川県から独立した行政を担う前に、横浜市自体が巨大になりすぎて市としての一体感が損なわれていると思う。 私は港北区に住んでいますが、隣接区への往来はあるが特に南部地域へは観光地に行くような感覚で同じ横浜市であると感じたことが少ない。もっと、中程度の区の集まりの中で市全体の一体感が感じられないとこのような議論をしても、興味をもてない。
44	もっと公の場で取り上げられるべき内容だと思います。 今後の PR 活動に期待しております。
45	アメリカの州制度等を参考して検討されたのでしょうか。私は「住みやすいきれいな横浜を創る会」を目指していますが、地方自治の拡大はこれからますます必要だと思います。国からの拘束は最小限にしていくべきでしょう。これからの時代は、国がやるべき工事は国が全面負担してやるようにしませんと地方の自治の独立性は保てないでしょう。
46	大都市である横浜市は県から独立して、行政事務を行ったほうが効率的だと思います。 政令指定都市も今や全国で 17 くらい？あり、本来の政令指定都市とは特性なども違うと思います。この際、特別市（州）とするか、横浜市の本庁機能を道州制に組み込んで、区役所を基礎自治体として再編する提案もひとつの手法かもしれません。

47	区役所の職員のモラルを高めるべきです。仕事をしないでおしゃべりする男性。信じられません、10日間、都筑区役所の戸籍課で仕事を下さい、感じました。このような職員はやめさせるべきです。このような給与の削減を是非お願いしたいです
48	新体制を機能させる為には、新しい税制が必要なことは分かりますが、その前に行政改革などによって、スリムになり、本当に無駄の無い体制になって欲しい。
49	何をやりたいかよりも税源確保の思惑が優先しているように思われる。事務手続きに必要な費用は応分することは必要としても、大都市制度の拡充が財源分配と不可分の問題には思われない。
50	海外の良い点をもっと取り入れる事が必要だと思います。横並びの時代は終わりました。
51	大都市制の基準要件を明確にすべき、また警察などは広域行政として存続させた方が良いのでは...
52	正直言えば県民税と市民税の二重負担はつらい。けれど大都市制度によって少しでも市民の負担が少なくなりまた行政サービスが効率化するならば、大いに参加するし賛成したい。
53	横浜市はかつてないくらい大きな都市になっていると思います。同じ神奈川県を見ても、やはり他の全ての市区町村と同じ扱いばかりが平等とも思えません。横浜市独自の行政・税制をしくのでもいいかと思います。一方で観光都市としての役割ばかり追求するのではなく、住民一人一人の生活を尊重した内容であることを願います。
54	区長は区の代表が選任するのではなく、各区毎の選挙で選ばれるべきだと考えます。住民の自治に対する考えが希薄なのは区長が単なる市の職員となっている点もあると考えるからです。住民の意見を市に反映させるためにも区長・市長はともに選挙で選ばれるべきです。
55	全国的に「市町村合併」というのがありましたが、横浜市は大きすぎるので、東京特別区のような形に移行した方が小回りがきいて良いのでは？
56	大きくなることで権限も大きくなり人の心も大きくなり心配です。地方分権といいながら中央集権的な考え方ではないか？そのうち日本国から独立しようなんて発想になるのではないですか？横浜市を分割して行政単位を小さくすることも検討してほしい
57	あまりに漠然としたアンケートでもっとつっこんだものでも良いと思います！
58	質問1「市域内のすべての権限をもって」と言うのは行きすぎだと思うが、何かを変えようとしたとき、県単位では、話がまとまらないことも多い。しかし、大都市が率先して、先駆けて、それに取り組みれば、自然と県単位、国単位で変わっていくと思う。質問2絶対に必要です！実際に自分が参加をしないと、意識は向かないし、意識が向かないということは、プラスにもマイナスにも動きがない。つまり、流れがないということが、何事においても、一番悪いことだと私は考えています。一人一人が意識し、参加することで、これからの未来を変えていかなければいけないと思います。質問3何かをやるには、お金が必要です。しかし、現状では私達の税金がどのように使われているのか、全く分かりません。よく、駅前でも市議員が演説をしているけれども、その演説やチラシをみても、現在、横浜市の税収入は、どこから、どれくらいあって、支出は何にどのくらい使っているのかが、全く分からない。なぜ、横浜市が、これだけの赤字を背負っているのか？また、それを返済するために、議会や役所はどれだけの努力をしているのか、明確に数字でしめして、適した税制を取ってほしい。
59	大都市制に移行することで、市民生活の利便性が良くなるのであれば結構なことだが、新たな税負担等の義務を課せられるのであれば市役所の利権問題に留まる話にすぎないため、注意して事を運んでいただきたい。
60	市長、区長の選び方をあらかじめ決めておいた方が良い。又、大都市制度の概要を事前に明確にしておいたほうが良い
61	市民が市制を変えていける様になる提案をだしてほしいです。交通が不便な場所が多すぎます。子供達にもやさしくない道路ですので、緊急な対策が必要です。
62	地方分権についてはまだまだ分からない所もあるので分かりやすいものがあるといい

63	私の住んでいる青葉区など、市の北部は横浜市中心部とのつながりが弱く、横浜市単独の権限で各種事業をやるよりも、むしろ東京都内や川崎市・町田市といった道路・鉄道で直接結ばれている地域と連携したまちづくりをしたほうが住民サービスの向上につながると思う。市の中心部のみを権限を強化した特別市化し、周辺部は地域の実情に応じて別の自治体として独立させる手もあるのではないか。
64	大型都市の行政運営は必要だと思うが、これ以上の税金を徴収されるのは困る。
65	この提言はすばらしい。中田市長を始めとした横浜市職員のCS(顧客満足)向上には感心している。国に税金を渡せば役人が無駄遣いするだけ、バカけている。自治体に権限と税を移譲すべき(???)応援してます。頑張れ横浜市!!
66	どのようなステップを経て、新たに大都市になるかわかりやすく伝える市政を望みます。
67	市民はいかっている。国に渡せばロクなことにならない。地方税(大都市税・横浜川崎等)を増やし、CSをさらに向上させて下さい。地方消費税等早々に国から自治体(特に大都市道州、都道府県)へ税源移譲すべき。政治(自民)中央官僚へ渡せば、無駄遣いのオンパレード、市民は怒っている。中田市長に任せただけの方が良い使い方ができる人で、CS顧客満足の点で区役所は素晴らしい。父も中田市長を大きく評価している。
68	・横浜市が独立した市制を行うことは結構なことだが、全くの制約がどこからもかからなくなると、歯止めがきかず、暴走都市となる危険性はないか?どこかで誰かが市政の方向性や金の使い方などをチェックする機構が必要だと思う。 ・独立することで税制改革となり、いま以上に更に横浜市独自の税金がかかるようになる(増税)のなら反対。
69	横浜は人口が多く、また各区ごとに年齢も違うので住んでいる人が使いやすい自治にして行って欲しいと思う。税収は日本の景気の影響を受けやすい産業構造になっている。毎年の安定した財源が望まれる。
70	より地域に密着した形での権限委譲は必要だと思う。 しかし行き過ぎると地域による格差が生じ、人口分布の不均一などが生じるため、バランスを考えた施策を目指して欲しい。
71	コストの面から行政組織はできるだけスリム化すべき。 大都市に特例を認めると行政組織が複雑化する。
72	均衡のある地方自治の実施が必要で 横浜市と周辺市との調和のある発展が大切です 道路 下水道 福祉等財力 能力があれば県または道州並みの権限を保持する自治体の出現には反対します 現在の横浜市を北と南に分割し二市として運営してはいかがですか 人口190万人の政令都市とすれば大都市構想などの無駄な発想はなくなります
73	中田市長のような首長だと大きな権限を持たせると暴走しかねない。 住民監視や議会の適正運営の仕組みなどを整備しない限り、このような論議はすべきでない。
74	昨今はPC時代 役所の各部所のEメールでの受付を可能にしたい そうすれば本人確認もできる
75	東京都の如く都区制度が良い 交通 水道 下水等広域業務は県に移管し 住民の生活に直接関係のする業務を区に移管する 現在の区を合併し1区当たり人口50万人から60万人程度とし 区を中心に行政を行う 現横浜市の行政規模は巨大化し非効率 非能率でNATOが多すぎる(のうあくしょんとうきんぐおんりい)行政単位は小規模が良い
76	横浜から新しい国作りをしてください 中田市長応援してます。
77	都道府県と大都市との二重行政を解消し、無駄なくスピーディに施策を実行できることが期待でき、よい提案だと思います。 なお、横浜市が独立州となった場合、残りの神奈川県域の分断回避と、いっそうの行政効率化、さらには東京都23区エリアとの連携強化のため、横浜市と隣接する川崎市との合併も視野に入れるべきだと思います。ぜひご検討いただければ幸いです。
78	横浜市が大きな自治の権限を持つことの是非については興味がないが、市民へのサービスが充実するかどうか、また市民の意見がより市政に反映されるかどうかの問題である。

79	横浜市が今後権限を拡大していくのであれば、行政区の権限も増大することになるので、東京 23 区のように区長公選制を導入できるようにすべきだと思います。
80	今、県会議員、横浜の各行政区に多数います。これこそすぐに各区に 1 名でよい。是正下さい。全く無駄です。政令市甲子園 1 校出場にすることも。
81	大賛成です。本パンフレットの表紙の写真は大変古い。150 年にふさわしい最新の写真にすべき
82	市町村の合併がすすむなか、国と自治体の関係も単純化し行政のむだを省くべき
83	公共料金等の負担が増加するのは困る。十数年来の無線と空巢がなくなったらうれしい。
84	自民党政権の崩壊で、道州制は頓挫する可能性が高い。しかし、暫定的な仕組みの都道府県・政令指定都市制度をさらにこのまま続けるのは芸がない。ここは一つ、閉塞状況の打破のため、思い切った改革を。地方の多様性に合わせて、大都市自治体の枠組みを新たにつくる提案に賛成。今のほとんどの県は、横浜市よりも小さい。頑張っている県もあるだろうが、基本的に県は中間組織。自治体化が不完全で、戦前からの官僚体質が抜けていない。県は、大都市部以外（郡部）をフォローする市町村連合的な機構に生まれ変わった方が有難がられるのでは。少なくとも、県がイニシアティブをとる地域と、都市がとる地域があって良い。ただし、提案にある仕組みができたとしても、結局は運用の問題。横浜市にどれほどの気概と能力があるか。市民として期待する一方、安心もできない。
85	大都市制度ができることによって本当に税金のムダをおさえられて、パスポートや車庫証明などがいつでも（土日含め）窓口が区役所 1 本化が望ましい。
86	横浜と言えば他県の方からすべてにおいてうらやましがられるが、まったくおけているのは住民だけがわかる事！！
87	神奈川県が提唱している禁煙政策に期待をしているので、大都市制度が実現しても横浜市として市民の健康問題にとりこんでいただきたい。
88	独自の税制については、その税金を払う事による行政サービス、行政の取組みを示さなければ住民の納得は得られないと思う。
89	マスコミでは、やたらと公務員たたきが報じられていますが、ほとんどの方たちが、日々、まじめに仕事をしています。日ごろの努力の結果で成果が上がったことなどは、どんどん市民にお知らせしてほしいです。
90	県と指定都市の二重行政をやめることでコストダウンに繋がると考えます。これからの地方自治の強化には有効な制度ではないでしょうか。
91	政治・行政制度を改革するのであれば、まず、第一に住民の意思・意見が反映する特別区制度とし、選挙による区長、区議会議員制度とすべきである。現在の区住民 20 万人の選挙なき行政区は、論外である。経費が必要であるが、民主政治を確保するための必要な費用である。「大都市制度創設の案」と同時に、寧ろ、先んじて実施すべきである。
92	二重行政の無駄を省き、地域密着の行財政を確立し、より活性化する為、大都市制度創設の提案に賛成します。
93	<ul style="list-style-type: none"> ・議員数 92 人は多過ぎます。50 人程度に改正 ・行政監視者の公選 ・大都市なら区長も当然公選で選ぶべき
94	具体的にどうするのか予算の裏付け、税収等も示されないと、単に賛成で終る。若い時は大蔵省主計局、自治省等へも出掛け地方自治にも勉強はしたが、今は一寸遠ざかっている。主旨は大賛成、花火にならぬようにもっと喋りたいことが山程あるが...
95	警察権限については、交通部門は市へ編入すべきと考えるが警備・刑事部門は、現在の県単位でなく、より広域的な対応が合理的と考える。

96	<p>全国1位の市制の現況に不満です。住民税はどのように活用されていますか？かなりの収入源をうまく活用させていますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、待機児童を即刻ゼロにしてください。 ・我が家の下の子(0歳)は酸素を常用しています。 <p>上の子が12月に保育園に途中入園できました。 しかしこの4月から転園希望を提出しましたが落選。 理由は、母子家庭や父親失業中が上位にランクされているため我が家のランクは下げられました。 離婚や失業したほうが有利ということでしょうか？ 病気の身内がいる場合の優先順位が下なのはおかしいです。 療養手帳をもらう程の重症とは見なされないため、バス代も満額自己負担です。 自転車に同乗できるならば苦労しません。 こういった意見会があればぜひ出席させてください。</p>
97	<p>大都市制度は中身が複雑です。 パンフレットや各資料に目を通していつも思うのが一般市民にわかりにくいということです。 パブリシティを高めるためにはより具体的な事例を多く紹介し、身近な事として認識を高め、理解を得ないとならないと思います。 学問的な文章での説明では市民全体の理解は得られず、またそうした内容の調査は本来の意義を達成しないと思います。</p>
98	<p>経済的に見ると横浜は東京と電車で30分。目と鼻の先と言う立地が良くも悪くもしている。横浜市は、370万市民のために本当によくやっていると思う。大都市制度が創設され、特別市となっても今以上に市民サービスが充実されるとは思わない。特に《質問2》では、すでに市民が選んだ市会議員が市民の代表として市をしっかりとチェックしているではないか。彼らと別にボランティアでチェック機能を市民に託すということは、今の市会議員が全く能無し、無駄金使いの輩たちという前提の基に設問をしているのか。 私は、狭い日本48もの行政区は必要ない。6つくらいに分け、あらゆる権限を与える、国は国会議員を今の5分の1にして外交問題以外全てを縮小する。 6つの行政区がそれぞれが競い合い福祉でも経済でも地域にあった市民サービスを提供すればよい。</p>
99	<p>大都市制度になればすべてが良くなるように案内には記載があるが、それに伴う住民の税負担の増加があるのか、また、現在の横浜市の職員数で対応可能なのが具体的によくわからない。役所を利用する際にいつも思うことですがこんなにいろいろな部署と人員が必要なのか、こんなに人数がいるのであれば、民間企業のように市民が土日・祝日や時間外にも利用できるように交代制でも出勤させて役所を開けてもらいたい。 制度変更は良いが、まず、現在の横浜市の財政事情と職員の適正な人員配置、不必要な部署削減を考えるべきではないでしょうか。</p>
100	<p>区に設置する区民代表機関は、実質的に機能する形で実現する必要があると思う。</p>
101	<p>大都市制度の早期実現を望みます。</p>
102	<p>福祉はしょうらいだれもが受けます(介護などで)。そのことがわかりやすく書かれていないので、自治体によってくめるよさんとサービスのかくさをしっかりと出してほしかった。</p>
103	<p>大都市制度の導入して、行政の煩雑な手続きや、教育に独自性を出せるようになるのであれば大かかげいです。今後の動きを市の広報などでぜひ知りたいです。</p>
104	<p>初めてしり、わかりにくい所も有りますが、わかりやすい所も有ります。</p>
105	<p>横浜市の新・特別市制の実現を期待しますが、5月中旬に給付されるという「定額給付金」について考えさせられます。人数が多く、日数がかかる事は予想出来たはずで3月中に配ることができるような「市」なら市民も積極的に関心を持つと思います。</p>
106	<p>重複行政が一本化され、より効率的な行政運営が可と思います。制度確立に向け協調し応援します。</p>
107	<p>PHP会長が推進している「地域主権型道州制」で検討願います。上記問題も解決されると思います。ネットにて検索してみてください。「地域主権型道州制国民協議会」</p>

108	<p>横浜市の日本及び関東地区に占める重要性を考えると大いに進めていただきたいと思います。</p> <p>しかし、市当局で進めるべき行政運営等で経費削減等を旗印として、人的資源また運営等の一部負担というような労力の提供など、市民の貴重な時間を条例などを設けて縛ることがないよう慎重に進めていただきたいと思います。</p>
109	<p>地方自治体の実態に合わせ、古い法制度を改めることは当然であるし、地方分権が強く言われ始めた今の時期はタイミングも良く実現に向けて努力すべきだと思います。</p>
110	<p>権限、財源を含む地方の自治行政は、1層が基本だと思います。1層でできない地域は、自治体の連合体で補完する仕組みが有効だと思います。</p> <p>質問2の住民自治、参政、地域運営は、議会機能（議員の役割）を議論することが先です。行政が市民に聞くことではなく、議会（議員）に問うべきことだと思います。</p> <p>また、横浜市があるべき論を提言するのも大事ですが、政府や国の議論を待たずに、実行することが有効だと思います。</p> <p>市民にとっていいことは、どんどんやってしまうのが横浜らしさだと思います。（出来れば県とは協議した上で！国とは係争になってもいいから！当面は財源はついてこないですが、仕事して実績つくればいつかは・・・）</p>
111	<p>その地域の実情を把握していないにもかかわらず、体面や権力を維持しようとするが何もしてくれない組織（神奈川県）は不要である。</p> <p>財源と権限を早急に委譲すべきと思う。</p>
112	<p>横浜市を県と同格とする今回の制度には反対。</p> <p>都市計画について、横浜市は地域のボス（顔役）の意見は聞くが住民の意見については聞く姿勢がない。市の上部に県があり県は県全体の有り方から市を指導している。県と同格となるとその制度がなくなり、極めて危険である。市は区役所に権限をもっと委譲すべきと思う。今の区役所は区政について殆ど権限がない。市役所の出張所のような所である。権限を市役所に集中する今回の制度には危険な感じを受ける。</p>
113	<p>税金にあった行政サービスは受けたい。取られるばかりで何の良い点がないので。ところでこのパンフりっばすぎます。こんな所にも税金使すぎです...</p>
114	<p>全面的に賛成。ただ、たとえば、横浜市内の区が「横浜市からの独立」を主張したとき、すなおいに賛同できますか？同じ理由から、神奈川県は横浜市を手放したがるまいだろう。でもまあ、面白いので全面的に賛成。がんばってください！！</p>
115	<p>横浜市は無駄が多いので、税金の使い方については市民の意見が必要</p>
116	<p>4年前、埼玉県から横浜に転入しましたが、大変住みやすい所。総ての面において、横浜にしかないシステム、文化事業を導入することは不可欠だと思います。</p>
117	<p>東京、横浜、大阪など大都市には今の府県は二重行政。県がタッチしない行政が当然、今まで具体化していないのがフシギなくらいである。150周年を機に行政からまず改革すべきである。</p>
118	<p>市民が安全に生活できるようになると本当にいいので、新しい大都市制度はとて素晴らしい制度だと思います。</p>
119	<p>現在は、県・市・区の役割分担が分かりにくい為、権限明確化は賛成。ただ、報告書（当パンフレット内の内容）において、当施策のデメリットについての記載が一切なく、そういった点も開示すべきだと思います。</p>
120	<p>例えば、二級河川のカタビラ川=市の全域分につき、市で管理したい。</p>
121	<p>横浜市が現在全国一の「市」となり、100万、200万規模の県よりも大規模な自治体となっている。どうしても行政運営が大がかりなものとなり、時間や費用のムダを生み出している。東京都の23区のような分権が必要だ。</p>
122	<p>人口の点からも前々から考えられていた事。現在も県との行政を考えてみると、市行政で十分だと思います。分権推進と共に「大都市制度」も大いに進言。</p>
123	<p>平成の大合併が実施されて以降、政令指定都市のあり方が疑問視されています。補助金の交付など、相変わらず県経由であることは、行政事務の移管が正しく行われておりません。是非この機会に、県からの完全独立と、国と対等の立場で横浜市政を運営していくべきだと思います。そのためには、県費負担の教員給与を廃止し、また、横浜市警察への組織委譲、県管理の河川や公園の委譲も進めるべきで、予算措置も大変難しいと思いますが、予算付の権限委譲を実行できるよう、他の大都市とも連携して国や県に働きかけていくことが重要であると考えます。</p>

124	市民にむけて大都市制度の意義を理解してもらうには、さまざまな手法での効果的なPRが必要だと思います。 サウンド・ロゴによるラジオCM、市の印刷物にロゴ・マークを入れるなど経費のあまりかからない地道なPRで、大都市横浜を身近に感じてもらうことも必要なのではないのでしょうか。 その他、JR東海や東日本とのタイアップ、ベイスターズのヘルメットにステッカーを貼る、スタジアムのおいしい場所に看板広告を出す、道志の水のボトルにロゴを入れてもらうなどの試みも横浜市ならできないものではないのでしょうか……。
125	政令市と県の役割をはっきり分けて、基礎自治体である市が主体となって行政を運営すべきと考える。
126	各区に設置する、ボランティア「型」の議会「的」な機関の意味がわからなかった。 東京23区のかたちとどのように違うのでしょうか。素直に区長も区議会も選挙で決めるのはいかがでしょうか。 横浜市はオール横浜市でいくのか、各区で独立するのか迷っている印象を感じました。
127	地方が出来ることに限界があると思う。
128	いきなり、大きな仕組みの見直しは難しいと思います。 ついては、どんな些細なものであっても少しずつ改善されるよう、調整をすすめていただきたい。
129	身近な問題を解決するのは、身近な所の方がいい。
130	大都市の中で、大阪と横浜は在外国人の居住率・実権率が高すぎます。日本国民のために国の自治から外れるのは不満です。
131	地方自治体らしくもっと国は地方に税、権限 etc 移すべきだと思う。(国家統制色が強すぎると思っています)
132	県内近隣都市(大和市など)には特に理解を求め、連携を図ることが重要。
133	横浜は古代ギリシアのアテネやスパルタのように都市国家として独立すべきとかねがね考えていました。
134	大賛成です。
135	少人数の教育をすれば勉強の効率もよくなって、いいと思う。
136	戦後間もなくの頃、大阪には「大阪特別市制の歌」があったようです。(歌詞略)横浜もキャンペーンソングを作ったらどうでしょうか。
137	独立できたらいいね。サービスをしたら横浜に住む人多くなるかもしれないですね。
138	365万都市横浜では、区への権限委譲が課題であるが、その前に横浜市への分権化が課題。道州制議論とのタイミングに引きずられることなく、推進すべし。
139	大規模災害(被災)の際の支援を受ける事を想定した場合、新自治制度に不利な面はないのかがよくわからない。
140	今回初めて知りました。横浜市は大都市となり、独立することを考えることはもっともだと思います。就職の活性化にもつなげて欲しいです。
141	現行制度の中でも市民自治は生かされるはずだが、実態は生かされていない。円海山特別保全地域のように県の指定で緑地がたもたれている。大都市制度になると行政の監督機関がなくなり、大都市が暴走する危険がある。民主主義が成熟していないばかりか後退している今日少数切捨てになる危険がある。もっと市民の意見を聞く必要がある。市民対象の説明会、公聴会を行って欲しい。もっと慎重な進め方が必要と思う。
142	1 税制の見直し(目的税導入、高所得税率 up) 2 輸出入の活発化(税制優遇、法人税優遇) 3 環境都市化(EV電気スタンド、風力太陽光発電)
143	行政サービスの区役所等での一本化魅力的です。
144	県内すべての河川、土地を一つの市でかんりするのは大変だと思う。

145	<p>県（道州）から独立した、行政を「経営」という理念が必要であると思います。そのためには、提案のとおり区単位での地域経営、それに係る税制が必要であると感じます。また、地域機能の強化として、市警の設置は大変重要であると考えます。迅速な対応が必要な消防業務は、市単位であるのに、地域の安全を守る警察業務が県単位であることに疑問を持っておりました。より安全を守るには、横浜市を愛し、守るといった熱い気持ちをもった職員の方々に地域を守っていただきたいと思います。私は、横浜市に移住を考えております（横浜市職員を目指しております）者ですが、環境、教育、安全はもちろん、将来への明確な展望を持った横浜市で生活をしたいと考えております。横浜市は、理想を現実化する数少ない都市であると思います。そういったことに少しでも参加したいと考えておりますので、これからも情報の公開、意見募集等を行っていただきたいです。大変まとまりのない文章で失礼いたしました。</p>
146	<p>独立した組織構築と運営にあたっては、将来的に組織（自治体）ごとの差別化が当然生じます。市民が積極的に参加し市政を担うのであれば、市民それぞれの貢献度やそれに応じた行政のサービス提供といった、柔軟なサービスの仕組みがあってもいいと思います。</p> <p>確かに、平等の観点から議論が生じますが、住みよいまちづくり、環境を自治体が独自に理念を掲げて展開する上では、その地域の規範や理念にコミットして頂く市民の方々に生活して頂くといった、市民と自治体間の満足度を高める上では必要と思います。</p> <p>ボーダレスの、人、モノ、カネ、知識があふれるように流動する時代ではありますが、一定の地域に長年根を張り生活している人間にとっては、その地域の生活と自治体との協力関係はさらに必要かと思えます。</p> <p>地域生活の中で、人々の関係が希薄する中、自治体が掲げる独自の規範や理念を共有できる市民が一体となって生活できる地域が今後より創造されることを期待します。</p>
147	<p>区への権限や財源の委譲についての議論はされていたのかと思うが、区域の変更などの議論はなされたのか？</p> <p>基礎自治体との連携の中で大都市施策を運営することを目指すのであれば、翻って考えてみれば、横浜市内の区の分け方についても、議論されるべき余地は大いにあるのではないかと。</p> <p>（18区の現状の区分けが、行政サービスや制度運営等の面においても、必ずしも適当であるとは言えない）</p>
148	<p>二重行政の無駄を省き、自律的な都市経営をするためにも、意欲と能力のある大都市が新しい大都市制度の下で思う存分活躍し、日本全体をけん引していこうとする本案に賛成です。是非進めていただきたいと思います。</p>
149	<p>現在横浜市が直面する問題の多くは、基礎的自治体としては過大規模であることが原因と考える。特別区並のガバナンス制度、小単位の市民自治が必要と考える。</p>
150	<p>上記のように「あるべき姿」はすべてアですが、やはり大部分として今、国・県がやっている広域的な調整をどのくらい担う覚悟があるかだと思います。担う気があれば、全面的にバックアップされると思います。</p>
151	<p>365万人の都市と国との間に「県」は要りません。まるで、県会議員を選ぶ権利や県立公園を利用する権利などの為に県民税を取られるような今の制度は改めるべきです。</p> <p>ただ、警察は「横浜市警」では広域性に問題があるので、今の神奈川県か南関東、或いは関東全体の規模で考えたらどうかと思います。</p> <p>「道州制」や「廃県置藩」が叫ばれているが、それはそれとして、今回の市と県の二重行政排除の改革には大賛成です。</p>

152	<p>市の内部での分権について議論する必要性が生じていること、それ自体が市内の各地域で、最適な水準のサービスが行われていない可能性を示唆しているのではないのでしょうか。</p> <p>市全体として見た時には、より多くの業務がこなせるのかもしれませんが、市役所の本庁に権限が集中すれば、本庁と区の関係は、県と市との関係と似たようなものになると考えられます。つまり、国・県から市には権限移譲されたとしても、住民の意思決定という点では、実質的には変化がないのではないかという疑念です。</p> <p>もちろん、区より下のレベルの意見を反映するさまざまな仕組みの必要性は議論されているのですが、その中でも重要なことは、比較的似通ったニーズを持つ地域において最適なサービス水準を決める仕組みが構築することだと思います。</p> <p>仮に、このような仕組みが機能していないのであれば、本庁と各区との関係が、国・県と市との関係に似たようなものになり、権限移譲の本当のメリットが達成されないと考えられます。</p>
153	国民は、そんなに多くの公務員を雇ってられない。行政の役割を小さくすること。中間組織は極力廃止すべき。
154	について県から独立した場合でも、県や国からの監査など外部が介入し、客観的な意見を求めることは今後も可能なのですか？
155	実施にあたっては、政府事務方との接点で、？が考えられます。
156	まだ十分理解できていないし、又、ニーズも感じていない。もう少し、時間をかけて検討する必要があると思う。
157	市民の側からの視点にたった行政が行われるのなら賛成だが、行政の効率からの視点で行われるのなら反対
158	あまり行き過ぎた地方自治は、問題になると思います。
159	市経営でとなりの川崎のような住民税負担軽減政策を是非
160	現在より権限を拡大するのではなく、市民に身近な行政をもっと今より充実させてほしい。例えば乳児医療制度の充実や子育て施設の充実など
161	提案に沿った制度が実施されるよう願望します。市民の負担が減る事を期待する。
162	<p>(1)大都市制度は前々から一日も早く適用される事を希望していた。</p> <p>(2)早く実施される様に運動してもらいたい。</p>
163	大都市と県とは二重行政でムダがある。直接自治体に役割を（独立制を持たせる）。200万以上の都市は直接都市州にすることに賛成する。東京都も23区と多摩と違いがあるのもおかしい。23区は東京氏にするか都心3区(夜間人口が少ない区)は直轄行政にすべき
164	変革には時間が必要な部分が必ずしもあるため、どこまでを即座に実行するのか明確にする必要があると考えられる。しかし、「検討する」では無意味なため、具体的な数字を提示したうえで、何年後までに実行するべきか明確にするべきである。
165	大都市制度は絶対必要だと思います。期待しています。
166	大都市制度を導入して本当に市町村が独自の運営ができるのであれば賛成だが、現在すらある程度独自の運営が可能であるというのに、結局横並びの運営しかできていない。そのような現状を鑑みると大都市制度を導入したところで大した改革は望めないと思う。アメリカの州制度のように法規制が全く違うような独自の運営をできれば歓迎するが、国側が主導で改革しなければ不可能であろう。
167	特に大都市だからと言って独立性を高める必要はないと思う。国や県の制度で不足すると思うところは、今までどおり「市単事業」で補足していけばよいと思う。
168	について、中央教育審議会のように、財界人や異分野の人物に意思決定させると、真に公共に適した施策が不可能になる。そういった”住民”参加は参考程度の役割にとどめることが必要
169	現行の地方自治制度は無駄が多いということが、よくわかりました。県と市、仕事の範囲を明確に分けることで時間、人手、お金の無駄が減りますし、各々の発展につながると思います。
170	大都市計画や資料を明確にすべきである。
171	もっと分かり易い内容にしてくれると親しみやすい。
172	区長は公選制にして、東京の特別区並みの独立を計りたい。

173	横浜、大阪、名古屋、三大都市は特別市とすべき。人口 365 万人を運営するため県政マクロからミクロにきめ細かく行政されないと身近な生活が前に進まない。東京都横浜市とならないための第一の原因と思う。但し市民税の値上げは反対
174	小さな県が沢山あり、これらは道州制を導入すべきです。一方、横浜のような大都市は大幅な権限を持たせるべきだと思います。
175	横浜と周辺都市(横須賀、川崎、相模原など)で、教育・防災・サービス等に明確な差があるのは、不自然である。道路 1 本へだてた隣の市と異なるのは変な感じがする。(市民が居住する都市を自由に選べるならば良いが、現実的には仕事の関係で住む都市は決まってしまう。サービスに都市の間で差があったら不公平)
176	日本のため、横浜のため、大都市制度の早期確立が必要
177	日本の行政区分ではまだ道州制に移行するのは早過ぎると思います。
178	市議員は少なくともいいかもしれませんね。 プロの政治家 高額報酬 少人数 市民参加の拡大 アマチュアの参加 ボランティア 多数・多層 働いている普通の人たちがまちの政治に一時的に関わられて、たくさんの人たちが交代交代で担っていくという形があってもいいかも。
179	現状の「政令指定都市」の中で横浜市はあきらかに突出しています。もう 1 くりにするのには無理があると思います。
180	国からのより一層の権限移譲が必要かと思います。
181	住民自治を進めるために、区長、区議の公選制に改めるべきである。
182	大都市になるメリットもありますが、デメリットなどはどうなっているのでしょうか
183	大都市制度は大都市が、県から離れて独自に業務が出来るので良いと思った。私は今回初めてこの「大都市制度」について知ったが、ぜひ進めていってほしいです。
184	1. 提案の大都市制度で独立性は達成されるが、従来の「国 県 市(重点組織) 区 地域」と今回の「国 市 区(重点組織) 市民主体の地域協議会 地域」の重層度は同じで、市の権限が強くなり業務で多忙となる事から、住民主体の地域密着型の即時解決の体制にするには、住民に近い区業務と地域協議会を独立的強化する組織とすべきである。 提案する分担は下記の通り。 ○横浜市の分担 - 政策全般、長期計画、国の代行、他都市との連携、監査機能、人事など ○各区の分担 地域の政策、長期計画、区政の運営、すべての行政サービスの提供 など ○各区横断が効率的な組織(横浜市の傘下) 教育、道路、税金、河川、警察、消防など 2. 区長は公選制にする。 ○横浜市は予算・人事権を持っており、一方各区の独立性と各区の競争によるレベルアップを図るには、区長は公選制とする必要がある。期間は 3 年が適正である。 現在定年間際の区長が配属され、2 年で交代では、地域に定着しない。市のしがらみのない人が選ばれ、市民の責任において区政と地域協議会を運営すべきである。 3. 大都市制度の 5 つの視点に、「専門性」と「倫理性」を追加し 7 項目とすべきである。 「専門性」：地域力や自治性を高めるためには、経済性まで含めたマネジメント機能、公正中立・判断力を持った職員と地域人を育てる必要がある。地域の専門員とは何かを明確し、育てる必要がある。地域協議会の構成を明確化してほしい。 「倫理性」：横浜らしい生活活動倫理(ボランティアのあり方含め)を明確化すべきである。行動規範やこの背景の倫理性には環境、禁煙等があるが、ボランティア、子供の育成など、多面的な検討が必要である。
185	他の政令都市と一線を画し、独自の都市計画や情報化に取り組んできた横浜ならではの行政を進めるためにも必要であると思う。 大都市制度が導入されたら、環境行政で大いに発揮して欲しい。
186	権限の移譲は必要だと思う。 ただ、必ずしも「独立して、市域内のすべての権限」である必要はないと思う。

187	<p>3つの設問はもっともな内容だと思います。ですが過去にいったん反故にされたことに思いを致すことが必要ではないでしょうか。</p> <p>市として行政の立場から切実なものがあることが伝わってきます。しかし実現のためにはもっと利他的なことを訴えることが必要と考えます。</p> <p>私たち市民は市が困っていることをほとんど知りません。県や国はどうでしょうか。市が困っていることを知っているのでしょうか。困っていることを訴えることがまず必要でしょう。それと同時に控えめに書かれている”牽引力”をもっと強く訴えて納得させることが得策ではないかと思います。</p> <p>ミニ開発しながらに政令指定都市が増えていくのはどうなのかなと思っていますので、関連して周囲と行政を行うことも賛成です。</p> <p>年金のことに触れていないように読みましたがどうでしたでしょうか。</p>
188	<p>1、例えば青葉区は県内中小都市並みの人口を有すること。</p> <p>2、東京都は各区が中小都市並みの独立性を持っていること。</p> <p>3、この観点から以下の意見を述べたい。</p> <p>地域住民との協働を考えると、区職員の人事異動は区内に限定してもらいたい。現状は、やっと相互の信頼性が高まり、これからという時に異動で居なくなってしまう信頼関係の構築が新規まき直しとなるムダが生じる。このことは有能な地域活動家諸氏の共通の意見と考えて結構です。</p>
189	<p>横浜市は単なる政令指定都市の立場ではなく、現在よりも権限・仕事が拡充された特別市を目指していくべきだと思う。</p>
190	<p>1．区民すべてのサービス窓口を原則各区とすることを期待します。</p> <p>国からの縦割りを排除した区政を期待します。教育・警察・消防・河川事務所など生活に密着する専門性のある部門は市の直轄機能でよいですが、各区は身近な地域の総合窓口となること、また税務関係の一本化、社会福祉協議会市ではなく区の関係団体とすべきなどの再整理が必要だと思います。</p> <p>この場合、横浜市は国の縦割りを一本化して、政策・予算・人事などを総括する役割に徹すれば、地域で利用しやすくなります。</p> <p>2．地域協議会の中身を明示されたい。なお、大きさは連合自治会単位が適正と考えます。</p> <p>地域運営の鍵となる地域協議会は、地域の合意を得る重要なボランティア的組織であり、マネジメント機能を持った各分野の人材が集める必要があり、この標準を決めたらどうか。</p> <p>当面は地域人材の摘出と育成を図る仕組み作りとする計画からスタートしたらどうか。</p> <p>なお、地域協議会の地域は連合自治会が歴史的に出来上がっており、各種の活動や学校を通した人の繋がりもあり、賛成です。</p> <p>○．割れた意見は明確な説明をしてほしい。アンケートを取って方向を決める手もある。</p> <p>区長は公選制か市の選んだ人か。</p> <p>区の窓口はすべてに対応できるようにするか否か。道路・河川・税金などのやり方</p> <p>区の大きさは現在の20万人程度か、大きくするか(50万人程度か)専門的立場で教えてほしい。</p>
191	<p>報告書の提案は、その様に実現すれば大変結構な事です。安全安心な生活環境の構築を標榜し、日々実現に向け、関係各位が努力されているようですが、現状は如何でしょうか。身近な疑問点を2つ指摘しておきます。歩行者として普段歩道を歩いていて、不安を覚える時が多い。自転車の歩道内通行だ。許可されていない歩道を結構なスピードで自転車が通行している。「自転車利用五則」違反者の取り締まりはどうなっているのか。警察官の指導・摘発が行われてしかるべきなのに、野放し状態だと思う。どうする・・・。乗用車を運転して近くを「長後街道」という片側二車線の道路がある自転車通行ラインもあり、制限速度40キロである。しかし制限速度を10キロ以上超えて走行している車両が大半だ。歩道は通学路でもあるが、大型車が猛スピードで走行すると恐怖を覚える。交通取締りしているのかな・・・自転車通行も大変だ。遵守しない・されない・させない制限速度とは、一体何々だろうね。どう思う・どうする・・・。</p>
192	<p>介護制度のことはどうなるのですか。今より負担が少なくなって、より守ってもらえるのでしょうか。</p> <p>今現在の認定(要支援1～要介護5)制度は不公平な感じを強く受けますが改善されるのですか。家族が無理して介護に協力してる人には軽くて、入所してる人が多くの支援が受けられるのは改善出来るのですか?又、今より税金は安くなるのですか?</p>
193	<p>今後、横浜に住み続けても、安心で万全な展望を予測される期待に満ち溢れた提案だと思います。</p>

194	重要な国際会議が開催されたり、人口規模から見ても「横浜」の主体性が十分に活かされるようなしくみ、あり方を考える良い機会だと考えます。ポイント3については、尤も分かりやすく、イメージしやすく、有効活用に期待したい。内外の理解を得、住民の意識が高まるにはもう少し時間が必要とも感じます。
195	大都市の発展のためには地域の活性が重要です。現状では地域集合体である区に活動格差が生じて市域全体として沈滞が認められる。
196	良い事を良い事として認められない事があれば、まだ日本は良い国を作り、良い国作りを目指していない人間がいる事になります。少なくとも時代に合った法律作りが必要かと思えます。出来れば「力」ではなく「和」をもって良き横浜市にしていきたいと思うし、して行くべきと思えます。
197	区への分権を行う以上区長の公選も検討するべきでは？
198	役所の人ってやたら忙しそうにしてるけど、実際はムダな仕事が多いだけみたいなきもあるので、地方への権限移譲、本当に出来るなら早くやってほしいです。昔から話だけでちっとも進んでないような。「紙のリサイクル率高めよう」みたいなキャンペーンやる割に役所ってムダな書類山ほど書かせますよね。「これは市ので、これは区ので、これは県で」って重複してるせいなのも大きいのでは。
199	市民へのPRが必要。認知度が低いと思う。新聞特集でも、どんどんと！
200	できる限りを自分たちでこなし、手に負えない部分は助けてもらう。素敵な町になって欲しいと思います。がんばりましょう。
201	二重行政ないように効率良く、問題に対して迅速十分な対応ができるようにしてほしいと思います。
202	横浜市にとって大都市制度は必要だと思う。
203	確かに横浜は、東京とは違った歴史性・地域性・機能を持っており、住むことを選択権を広げるためにも、都市がある程度以上は中央から離れて自治を維持していくことは重要だと思います。
204	道州制が導入されれば、他国でいう特別区にあたる都市も設定されるのが、当然の流れだと思います。横浜は、特別区の第一例目になるに、最も相応しいです。 独立した税制と法整備により、産業を活性化させることができれば、他の自治体へのよい見本となるでしょう。
205	現在の横浜市の行政システム、また議会&議員のありようでは個性ある「まちづくり」はできず、金太郎飴的な画一的な施策が並び、どこまでもつながる「マンモス都市」が出来上がってしまう。もっと基礎自治体としての権限や予算（例えば総予算の3割）を区に移行し、「住みよいまちづくり」への政策を競い合う自治制度の構想へと踏み込んでほしい。
206	横浜市民であり、かつ神奈川県民であったのが、大都市が県から独立すると、県と無関係になることが残念である。大都市は資源、エネルギー等も多量に消費し、また広域的課題(環境問題、都市気候他)を生み出す。これは県内他地域にも悪影響を及ぼすことにもなる。大都市はこれら課題解決に全力で取り組み、県内他地域に対して協調し、場合により税源寄付もできるようになるとよい。
207	開港150年、戦後63年、そろそろ日本という国の政治のしくみとりわけ、地方行政のあり方を基本から見直し、変革すべき時代、それは今かと存じます。
208	小児医療費助成拡大など、観光だけでなく内部の人にやさしい町づくりができるのであればいいと思う。
209	ここでいう大都市制度が施行されるということは、例えば中世日本で自由都市と呼ばれた堺のようなことになるということでしょうか？私は地方分権には賛成ではございますが、地方交付税交付金がこの制度の発令によって得られなくなった時、市民の政治への意識が高ければ有効だと思いますが、果たして横浜市民がそうであるかは疑問です。
210	・大都市制度が創設され、横浜に適用されると...のページがとても分かりやすく、早く実現されるといいなと思いました。 ・現行と比較してポイント2が多少わかりづらく感じました。特に市域を分けた区の位置づけは、今の状態と具体的にどう違うのでしょうか。
211	ポイント3の地方税制はぜひ実現して欲しいと思います。
212	早期の実現を望みます。
213	大都市制度の理念はわかったが、現実には隣に首都をもつため、地方の中核としての名古屋、大阪とは状況が異なるのではないか。

214	私は、昨年3月まで約24年間横浜市緑区（現青葉区）に住んでおりました。やはり市民が住みやすく、働きやすい環境は必要だと思います。そして日本中から注目される都市横浜を今まで以上によりよいものにして頂ければと思います。
215	大都市制度のことを今回初めて知りました。
216	早くこうなってほしいです。
217	まずは、道州制への移行が先である。
218	中田市長でなければうまくいくと思う。
219	県と市で似た施設があるのは無駄である。県は横浜市に関与する必要はなく、関与するだけ無駄である。同種の施設を横浜市内に作ることなく、県西部等に作って欲しい。
220	国が責任をもって地方分権を実質的なものとする財源を確保すべき
221	現在の指定都市制度は横浜市の行政運営の実態を反映したものとなってなく、制度疲労を起こしている。議会制度の充実強化を含めて、実態に即した大都市制度の一刻も早い実現が不可欠である。
222	・県との二重行政は解消すべき ・住民自治のしくみについては区ごとや地域の実情をふまえて慎重な検討が必要と思う。
223	横浜市に長年居住しているが、神奈川県民という意識はなく、あくまで横浜市民であると感じている。大都市横浜は、神奈川県との関与を一切受けることなく、独立して行政運営を行う能力もあるから、早く独立して欲しい。
224	意欲的な提案と思う。
225	時代の変化に対応した行政の変化も必要だと思いました。
226	民間企業並みの経営感覚による行政が行われて、現在細々と規制されているものを撤廃して、素晴らしい横浜市の行政を確立されまことを願っています。
227	政令指定都市は人口も多く、県議会議員も多く、全くムダ。県の機能、権限すべて市に移管すべし
228	・国税の配分が気になる。 ・余分な国の出先機関がなくなることはかんげい
229	早く国の権限を横浜市に！（財源も含めて）
230	地域の実情に応じた財源の確保や事業展開を望みます。
231	大都市の特性に応じた独自の税制を確立し、きめの細かい行政サービスをして下さい。
232	人材面を見るとこれらの仕事全部をこなすのは難しい。
233	制度をかえることでサービスが充実するなら賛成します。
234	大都市制度は早く実施したほうがよい。
235	横浜州となるべき。
236	日本は型にはまりすぎていて、苦しい所がまだ多いので、オープンな都市を作るのに（この提案は）必要だと思う。
237	市内にも県道や県立公園などがありますが、市が一体として運営・管理などを通じて行政の効率化を推進していくべきだと思います。
238	静岡県に次ぐ（人口で）横浜市！もっと強力な自治組織を構築しなければ、将来の発展はない！
239	現行の制度のまま「横浜道」又は「横浜都」のイメージで良いと考えます。ただし、本格的な道州制となったら別途検討が必要です。